

局別人材育成計画等の展開

1 局別人材育成計画等の展開

建築指導行政における専門知識のストックと継承

まちづくり局建築指導課長

倉形紳一郎

及ぼす影響を明らかにし、今後の取り組み等について考察する。

2 建築指導行政が直面する問題とその影響

一方、平成一年に施行された改正建築基準法により、指定確認検査機関制度が導入され、それまで行政が独占的に行つてきた建築確認検査業務が民間に開放された（表-1）。その結果、審査処理期間の短縮など民の利点をうりにした民間の指定確認検査機関に建築確認申請が流れ、川崎市における建築確認件数は激減している（表-2）。このため、従来から

の実際の確認審査の経験を通してのJ T的なやり方のみでは、実務に基づく知識・スキルを習得する機会が減少することになり、職員の知識・スキルの低下など、その影響が懸念されている。

3 建築指導行政における専門知識のストックと継承

建築指導現場において必要とされる専門知識やノウハウは、時代とともに変化している。また、これらを継承する担い手についても、二〇〇七年問題などによる影響が懸念されている。

（1）従来の方法

建築主事」という経験と知識を備えた有資格者を必ず確保しなければならず、また、個々の職員にも高度な専門知識が要求される建築指導行政の現場においては、その影響はより深刻である。

本稿では、行政における専門知識のストックと継承という課題について、建築指導行政が直面しているふたつの問題が

認業務の民間開放と二〇〇七年問題は、本市の建築指導行政に大きな影響を与えている。

（1）審査内容の細分化、高度化と職員の知識・スキルの低下

建基法の度重なる改正の結果、指導・

審査内容についても、従来の仕様規定期的な内容に加え、新たに性能規定的な内容が盛り込まれており、指導・審査する側にも、より細分化、高度化した知識が求められている。

一方、平成一年に施行された改正建築基準法により、指定確認検査機関制度が導入され、それまで行政が独占的に行つてきた建築確認検査業務が民間に開放された（表-1）。その結果、審査処理期間の短縮など民の利点をうりにした民間の指定確認検査機関に建築確認申請が流れ、川崎市における建築確認件数は激減している（表-2）。このため、従来から

の実際の確認審査の経験を通してのJ T的なやり方のみでは、実務に基づく知識・スキルを習得する機会が減少することになり、職員の知識・スキルの低下など、その影響が懸念されている。

（1）従来の方法

建基法に基づく確認検査行為は、裁量性のない羈束行為であると言われている（それ故、確認検査業務が民間に開放された）。しかし、現実には、それぞれの行政府において、建基法の規定を個々に趣旨判断か文理解釈しているのが現状であり、その解釈は必ずしも全国的に統一されているとはいがたい。このような状況の中、実務において参考になるもの

（2）建築主事の不足
建基法に基づく建築物等の確認、許認可、指定、監察等の業務は、本市では、まちづくり局指導部と各区役所建築課で行っている。このうち、建築物等の計画の確認に関する事務は、建基法の規定に基づく資格である「建築基準適合判定資格者」の中から市長が任命する「建築主事」がつかさどることとされている。

は、先輩諸兄から退職時に寄贈していた
いた資料及び今までに販売された専門
書籍（確認業務は行政が独占していた時
代がながく続いたため、審査実務に直接
関係するものは少なく、また、再販され
るものはほとんどない）などである。そ
の他、行政庁間での法令の取り扱いに關
する情報交換、実例をふまえた同僚先輩
上司との意見交換も行われている。この
ように、建築指導行政における専門知識
のストックには、経験豊かな職員の存在
と、自らの自己研鑽が重要な役割を担つ
ていた。

まちづくり局では、平成一九年度から、
4 これから取り組み

は、先輩諸兄から退職時に寄贈していた
いた資料及び今までに販売された専門
書籍（確認業務は行政が独占していた時
代がながく続いたため、審査実務に直接
関係するものは少なく、また、再販され
るものはほとんどない）などである。そ
の他、行政庁間での法令の取り扱いに關
する情報交換、実例をふまえた同僚先輩
上司との意見交換も行われている。この
ように、建築指導行政における専門知識
のストックには、経験豊かな職員の存在
と、自らの自己研鑽が重要な役割を担つ
ていた。

表-1 川崎市域内で確認検査を施行する指定確認検査機関の状況

（単位：件）

年 度	平成11	12	13	14	15	16	17	18
指 定 数	2	3	3	3	2	1	6	4
累 計	2	5	8	11	13	14	20	24

平成18年7月時点

表-2 川崎市における建築物の確認処分件数の推移

（単位：件）

年 度	平成11	12	13	14	15	16	17
川 崎 市	5,623	5,468	4,450	3,644	3,732	2,470	1,386
指 定 確 認 検 査 機 関	5	162	578	917	1,973	3,546	4,398
確 認 合 計	5,628	5,630	5,028	4,561	5,705	6,019	5,780
川 崎 市 割 合	99.9%	91.7%	88.5%	79.9%	65.4%	41.0%	24.0%

表-3 建築職、建築基準適合判定資格者及び建築主事の年齢階層別人数

（単位：人）

年 齡 階 層	-25 歳	-30	-35	-40	-45	-50	-55	-60	合計
建 築 職	5	25	42	14	12	19	30	45	192
内・指導部・区建築課	3	8	23	11	3	5	6	15	74
建築基準適合判定資格者	0	2	11	8	6	12	18	33	90
建 築 主 事	0	0	0	1	0	2	5	8	16

年齢は、平成19年3月31日現在

（2）新しい動き
従来からの仕様規定
は、いわゆる経験がもの
をいう分野であるが、建
基法の改正により徐々に
増えつつある性能規定で
示される技術基準は、高
度な物理学的知識やコン
ピュータによる検証が必
須となるものがほとんど
である。このことから、
専門知識そのものの質が
かわりつつあり、これら
の知識のストックには、
従来とは異なる対応をす
る必要が生じてきて以
る。

（3）今後の見通し
建築指導行政における
専門知識のストックと繼
承については、これまで
は、いわば職務を通して
のOJTと自己研鑽によるところが大き
かつた。しかし、既に見てきたように、
経験豊かな職員の減少、取り扱い件数の
減少、高度な技術基準の採用等の状況に
照らすと、今後は、職場外の研修等によ
る専門知識の習得の重要性が増すものと
考えられる。老婆心ながら、これらに要
する予算措置も今後の専門知識のストッ
ク・継承のためには不可欠なものと思わ
れる。

① 建築確認担当業務の集約による建築
主事不足の解消
② 集約による職員の専門性、スキルの
向上
③ 分散職場における業務の非効率、不
均衡の解消
④ 建基法の改正に対応する必要部門の
新設（仮称）建築情報課など）
これらのうち、①及び②により、建築

建築指導現場における専門知識をスト
ックし次世代へ引き継ぐ仕組みを、将来
を見据えた上で見直し再構築することは、
間近に迫った二〇〇七年問題に的確に対
処し、建築行政に対する市民の要請に応
えていくためにも不可欠である。
平成一九年度の再編計画はその端緒に
過ぎず、今後とも、時代の要請に応じた
取り組みを続けていく必要があることは
いうまでもない。

指導行政において専門知識のストックと
継承を行なううえでの組織的な障害は少な
からず解消できるものと考えられる。

5 まとめ

環境局政策提言、 研究成果発表会の 取り組みについて

2 局別人材育成計画等の展開

●はじめに

環境局では、地球温暖化、緑、公害、
廃棄物、環境影響評価をはじめ各分野に
おいて多岐にわたる業務を担つており、
多くの職員が働いています。そして、職

環境局庶務課 遠藤誠一

員がその職務を遂行していくためには、
専門的な知識、特定の職務に精通した高
度な職務遂行能力、更には説明責任を備
えることが重要です。

また、職場単位の研修、OJTなどの
実施や、研究結果等を自らの言葉で説明
する機会を設けるといった取り組みは、

業務に必要とされる知識や能力を身につけることができるときに、職場内での情報の共有化や、職員間の共通認識の確立に効果があると考えられます。しかしながら、日常業務の中では、各分野の専門的スキルの研究や各種の取り組みから学ぶことはできますが、それらの成果を発表という機会を得て第三者に説明する場合は数多くはありません。

そこで本稿では、環境局が実施しています「政策提言・研究成果発表会」のこれまでの取り組み内容や、その効果・役割についてご紹介します。

●「政策提言・研究成果発表会」実施の背景

平成九年四月に、環境保全局と生活環境局が統合され、現在の環境局となりました。局の統合により組織は拡大し、所管業務も多様化するなかで、専門的な知識や特定の職務に精通した高度な職務遂行能力と共に、各部の連携による環境局としての統一的な行政能力が求められることとなりました。

当時、局の統合前から研究機関である公害研究所において研究成果の発表会が実施されており、また、他局においても同様の研究発表が既に実施されていました。

それらは、職員自らが職務を通じて問題点を発見し、積極的に業務について研究・発表するという能動的な機会となっていました。また、発表会の実施は、個別の業務に対する理解が高まり、施策や業務上の問題点の発見・改善が図れるほ

か、業務に関する説明力、関係部署との相互理解を通じた連携強化に効果を發揮していました。

そのため、環境局では、平成一〇年度に公害研究所での取り組みを局全体に拡大し、多岐にわたる環境行政に携わる職員が日常の業務等を通じて得られた研究成果を発表し、意見交換を行う場として「環境局業務研究発表会」を開始しました。

●取り組みの概要

「環境局業務研究発表会」では、平成一〇年度から毎年、環境局の各部から発表テーマを選定し研究発表が進められましたが、次第に業務内容の紹介に終始する発表なども見受けられるようになつたため、平成一三年度には、テーマを環境問題に関する政策提言・研究成果に絞り込んだ「懸賞論文方式」を試行的に導入しました。

そして、その翌年からは、研究テーマはそのままとしながら、名称を「環境局政策提言・研究成果発表会」と改め、研究成果を発表し、意見交換を行う場として発展させました。

今までの発表件数は述べ六〇件、発表者は、合同研究も含め、延べ七七名などです、環境行政に係る課題を庁内で共有するため、初年度から各局室区も含めた全ての職員に広く案内をしています。

一七年度については、次のとおり目的を掲げ実施しております。

『環境局職員研修の一環として、職員が

平成17年度環境局政策提言研究成果発表会次第

発表テーマ	
1	夢見ヶ崎動物公園の役割と教育政策について
2	アセス制度の検証による手続き期間の短縮化について
3	生田緑地における市民協働の実践的取り組みと行政の連携施策
4	建築物環境配慮制度の導入について
5	川崎市における地盤沈下について
6	浮島処理センター地盤沈下の傾向と対策
7	ヒートアイランド現象の実態調査について
8	汚水処理センター塩化水素除去装置の高反応消石灰の導入について
9	地域の自治に依拠した資源集団回収の拡充のあり方について
10	環境教育・学習の推進に向けた今後の施策展開について
11	環境市民の育成に向けた取組～出前ごみスクールを中心として～

平成17年度発表会レジメ

環境問題に関して政策提言・研究成果を発表する機会を設けることで相互に研鑽を積むとともに、環境問題に関する幅広い知識を共有し、ひいては本市の環境行政をより質の高いものへと展開させることを目的とする。』

当日は、発表テーマ一一件、発表者は延べ二二名となりました。また、参加者は、それぞれの関心のある研究発表に合わせ出入りはありました。環境局職員約八〇名、各局室区からは約四〇名もの職員が出席し、とても活気がある研究発表の場となりました。

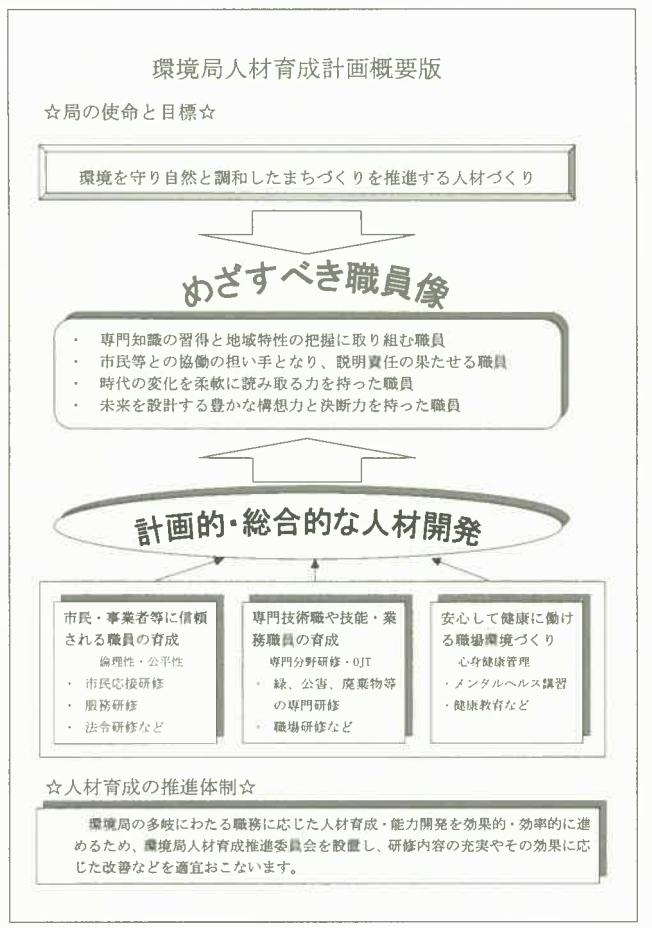


発表会場のようす

●人材の育成

平成一七年三月に策定された新総合計画・川崎再生フロンティアプランでは、基本構想において、まちづくりにおける基本目標として「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」を掲げています。そこで「環境を守り自然と調和したまちづくり」を実現するため、環境局では、地球温暖化、緑公害、廃棄物対策や環境影響評価への取り組み、また、これまでの環境対策の経験を生かした環境配慮への取り組みを通じた国際貢献、さらに本市の貴重な自然空間である多摩川の魅力を活かす総合的な取り組みなど多岐にわたっています。

これらに関する施策・事業の推進や、よりよい環境づくりへの取り組みに加え、環境を守り自然と調和したまちづくりを推進する人材づくりを実現するため、「めざすべき職員像」として、専門知識の習得と地域特性の把握に取り組む職員、市民等との協働の担い手となり、説明責任の果たせる職員、時代の変化を柔軟に読み取る力を持った職員、未来を設計する豊かな構想力と決断力を持った職員を想定しています。



環境局人材育成計画概要版

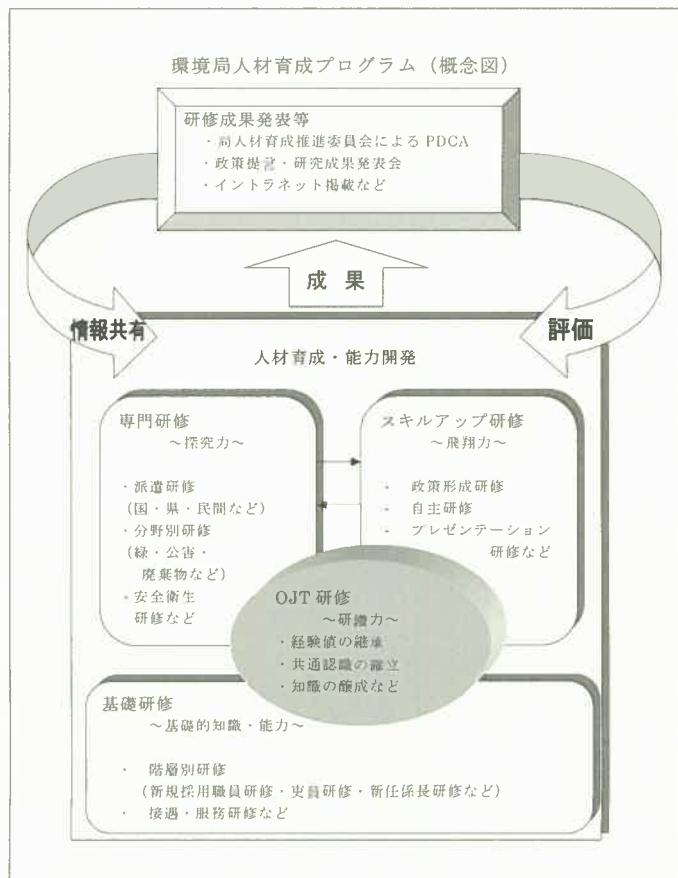
て、新たな課題や問題発生の予防について検討や研究を進めていくためには、専門的な知識の習得や職場における経験の継承、さらには、職場はもとより、局内外での情報の共有や共通認識が必要となります。また、環境行政が抱える課題は、行政だけで解決できるものではなく、市民・事業者・NPOなど様々な主体との連携・協働が必要不可欠な状況下においては、職員ひとり一人により高い説明責任が求められています。

環境局では、平成一七年度に、環境局人材育成計画を策定し、「環境局の職員として目指す職員像や期待される能力、姿勢などに関する取り組み」をまとめました。その中で示している人材育成プログラムでは、『政策提言・研究成果発表会』を職員が主体的に職務を通じ問題点を発見・改善、取り組みなど多岐にわたっています。

●おわりに

見し、積極的に業務について研究・発表するという能動的な能力開発の場として位置づけ、その実施・促進に努めることとしています。

以後も、「政策提言・研究成果発表会」を充実させることにより、担当業務を通じて現行の施策等を研究する機会を増やすことができ、その結果、業務に対する理解の高まりや問題点の発見・改善、説明責任の向上、関係部署との連携強化は元より、自分達の日頃の業務が市民生活にとつて、どのような位置関係にあるのかについて、府内外に情報発信することにより、客観性が高まる期待されます。



環境局人材育成プログラム（概念図）

業務について研究・発表するといった能動的な能力開発の場面は限られています。また、研究の成果を発表会で公開することは、局あるいは府内において、その取りあげられた研究テーマや、その周辺

に潜在している課題の掘り起こしに寄与すると共に、局職員がそれぞれの研究発表内容を認識することによって様々な視点で新しい環境行政における課題の整理、議論や共通認識を喚起する機会となり得ると考えられます。

各職場・現場での取り組み

① 各職場・現場での取り組み

建設局下水道事業における人材育成

建設局技術開発・雨水貯留管担当主幹
武亨

1 はじめに

最近、耐震強度偽装事件や橋りょう工事における強度不足など企業の社会的信頼を損なう事件が多発しており、行政組織の専門技術のあり方が議論されています。

また、いわゆる二〇〇七年問題といわれる団塊の世代の大量退職によってマニユアル化しづらい現場固有の技術の継承が懸念されています。

川崎市の下水道は、「安全で快適に暮らすまちづくり」、「環境を守り自然と調和したまちづくり」の実現に向けて、浸

成することが可能となります。

汚水の整備については、ほとんどの市民に下水道をご利用いただいておりますが、頻発する都市型水害やいつ発生しても不思議ではない大規模地震への対応、今後

急激に増加する老朽化施設の再整備や地球温暖化対策等課題は山積しています。

ここで、本市の下水道事業をめぐる情勢を俯瞰しますと、第二次行財政改革プランにおいて、民間活力の導入及び組織の統廃合による執行体制の見直し等の取り組みが掲げられています。今後、下水道施設の維持管理および運転操作業務も直営から委託へ移行していくことが予想され、委託業者の指導・監督業務の充実・強化が必要となります。

また、平成一七年度から低価格入札が急増しており、公共工事の品質確保の促進が必要となります。

また、平成一七年度から低価格入札が急増しており、公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行と併せ、総合評価方式の導入等新たな入札制度への対応も必要となります。

さらに、公害国会を契機とする下水道事業の急速な普及促進を支えてきた団塊の世代とその周辺が定年適齢期を迎え、今後一〇年間で約二〇〇人の職員が退職となります。これは下水道事業に係わる

職員の概ね半分に相当し、やはりこれまで経験によって培ってきた技術やノウハウの継承が課題となります。

今後、このような厳しい状況の中で、困難な課題の解決に取り組んでいくには、下水道事業の全体を理解したうえで企画立案ができる、あるいは他の分野も理解したうえで担当分野の改善ができるといった将来の下水道事業を担う人材を計画的に育成し、専門知の蓄積と技術の継承を着実に進める必要があります。

本稿では下水道事業における人材育成についての取り組みの一部を紹介します。

2 建設局人材育成計画

建設局では、平成一八年四月「建設局人材育成計画」を策定しています。この計画の中では市職員は市役所の貴重な資本であり、財産であるとの考え方から「人材」ではなく「人財」と表記しています。

本計画では、「川崎市人材育成基本計画」の中で市職員として共通に求められる職員像や基本的能力を身につけるための人財育成・能力開発の取り組みを実施することともに、職員の職務・職責に応じた建設局職員として求められる職員像と能力を明らかにし、自己啓発の促進と風土づくりや人財育成体制の整備あるいは専門的技術の習得のための職場外研修の活用など人財育成・能力開発の具体的な取り組みを実施していくこととしています。

図-1に建設局人材育成計画の概要を示します。

す。
紹介いたしま
す。
研究報告会につ
いて紹介いたしま
す。

ここでは、集合
研修として実施し
てある新規配属者
研修と建設局業務
研究報告会につい
て紹介いたしま
す。



前期研修の様子



フォロー研修の様子

表-1 新規配属者研修

	前期研修	フォロー研修
研修の目的	下水道の仕組み、川崎市の下水道事業の紹介および施設見学をとおして、下水道システムの中で受講者の職務の位置付けを認識するとともに、本市下水道事業の特徴や先進的な取組等の知見を習得する事を目的とする。	新規配属から半年が経過し、実務上で生じている疑問や問題点の解消を図るとともに設計から維持管理までの各段階の実務を把握し、前期研修を行った下水道事業全般の知識を深めることを目的とする。
講義科目	<ul style="list-style-type: none"> 下水道基礎講座 計画課業務の紹介 技術開発業務の紹介 建設課の業務紹介 施設課の業務紹介 管きよ担当の業務紹介（管きよの維持管理と更生工法） 水質管理課の業務紹介（水質管理、運転管理、水質規制） 経営管理課の業務紹介（下水道経営の現状と課題） 施設見学（渋川雨水貯留管、江川せせらぎ水路） 工事現場見学（渋川7号工事） 工事現場見学（開削、更生、入江崎新西系） 施設見学（入江崎雨水処理センター） 施設見学（入江崎総合スマッシュセンター） 	<ul style="list-style-type: none"> 担当業務について、レポートにまとめ、パワーポイントでプレゼンを行う。また、他の研修生と意見交換をする。 下水道法概論 管きよ施設の設計事例研究 工事監督業務（監督マニュアル、工事必携、監督員規定） 工事監督業務（現場での監督体験） 管きよ維持管理業務（管きよ維持管理の実際、排水設備指導、維持管理指針、排水設備必携その他） 管きよ維持管理業務の体験 排水設備の許認可業務の体験 麻生水処理センターの概要 施設維持管理業務（機械電気設備の点検の体験） 施設維持管理業務（流入水および方流水の採水と水質分析） 研修レポートの作成および発表 フリーディスカッション
研修対象	平成18年度下水道建設部新規配属者および下水道事業に係る課長が推薦した者	平成18年度下水道建設部新規配属者および下水道事業に係る課長が推薦した者

下水道事業では、計画・調査、設計・施工、施

③ 下水道事業における人材育成の取り組み

下水道事業においては、「OJT」を人材育成の柱に据え、専門技術の習得には日本下水道協会、日本下水道事業団、神奈川県下水道公社等が実施する研修も活用しています。

① 新規配属者研修

職員自らが維持管理や運転操作を行う水処理センターやポンプ場などの職場を抱える下水道事業においては、新規に採用する研修も活用しています。

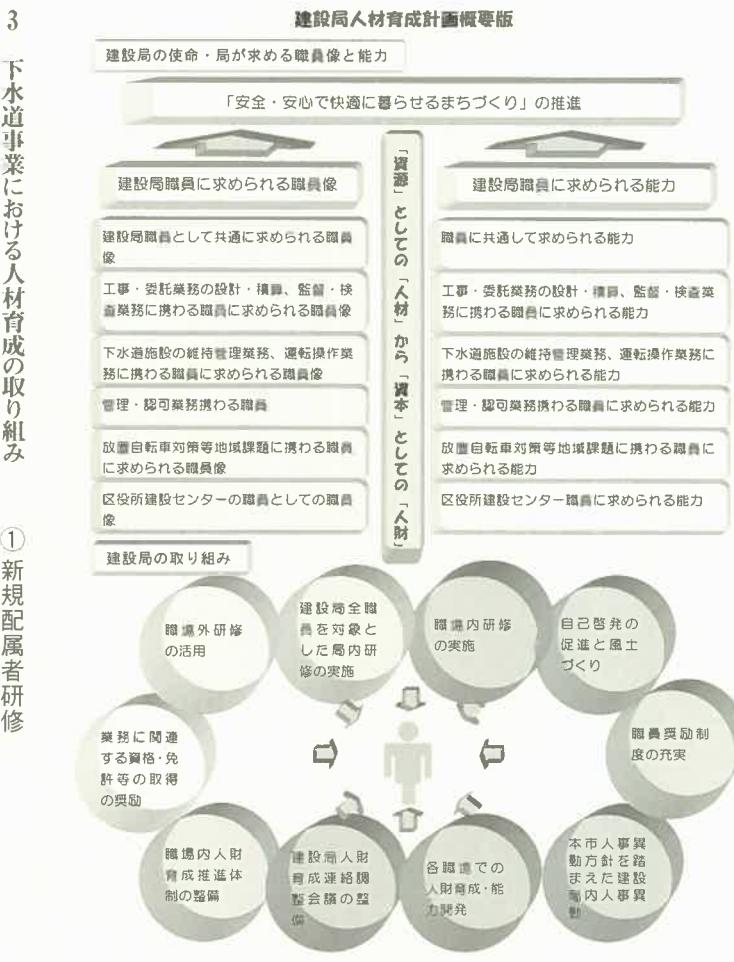


図-1 建設局人材育成計画

用された職員や新たに異動してきた職員を、一日も早く実務能力を持つた即戦力に育成する必要に迫られており、基本的に配属された職場ごとにマニュアルなどを整備し研修を実施しています。一方、下水道事業に携わる者として必要な基礎的知識を習得させるために、新たに異動してきた職員を対象として、下水道建設部主催で新規配属者研修を実施しています。

本研修は五月に各課の業務紹介や下水道システムなどの基礎講座を中心とする前期研修を実施します。また、半年後に設計、施工、維持管理までの各段階の実務の流れを把握し、前期研修で行つた下

水道建設部主催で新規配属者研修を実施しています。

水道事業全般の知識を深めるためフォローリサーチを行っています。今回、レポートの作成や発表、多少の作業を受講生にお願いしましたが、難なくこなし、今後の研修においても取り入れていこうと思います。平成一八年度の新規配属者研修の概要を表-1に示します。

② 建設局業務研究報告会

建設局では、毎年二月に日常業務における調査研究や設計業務その他から得た知見や成果を職員自らが発表する「建設局業務研究報告会」を開催しています。本報告会は、得られた知見や成果の発表により情報の共有化を図るとともに、意見交換を行うことで職員相互の理解を深めることを目的としており、市民や近隣他都市の下水道職員および他局の職員にも公開しています。

また、発表する職員は得られた時間で発表された知見や成果を原稿にまとめ、原稿にまとめ、

発表するため、技術論文に関する文

章力やプレゼンテーション能力の向上が見込まれます。

ついて取り組みの一部を紹介してまいりましたが、下水道事業を取り巻く情勢が大きく変化している中で、組織としての問題解決能力の維持向上を図るために、現在実施している取り組みでは十分とは言えません。特に、将来の下水道事業をリードする中堅職員の人材育成は重要で



発表状況

設の維持管理と改善、高度処理、測定・試験等の部門に分類されますが、近年、厳しい財政事情を反映してか、設計・施工部門の建設コストの縮減や施設の維持管理と改善部門の省エネエネルギーに関する研究が多い傾向にあります。

4 おわりに

前述しましたように、下水道技術は生
物、化学、電気、機械、土木等の分野からなる総合技術であり、これらの分野が知恵を出し合い、情熱とこだわりを持って、その時々の多様なニーズに応じ新技術を開発しています。川崎市の下水道マシンにも技術にこだわる先達が多く、嫌気性好気法、担体利用・嫌気性無酸素・好気法、沈殿放流型雨水滞水池など数々の先駆的な試みがあり、この先達たちの下水道マインドをいかに次世代に伝えていくかが大きな課題であると考えています。

今回、下水道事業における人材育成に

ついて取り組みの一部を紹介してまいりましたが、下水道事業を取り巻く情勢が大きく変化している中で、組織としての問題解決能力の維持向上を図るために、現在実施している取り組みでは十分とは言えません。特に、将来の下水道事業をリードする中堅職員の人材育成は重要で

あり、職員一人ひとりの能力を勘案した長期的で体系化した研修計画に基づいた人材育成こそが計画的な人事異動と併せて重要なと思っています。ハリーポ

ッターのホグワーツ魔法魔術学校においても計画的なカリキュラムで魔法使いの人材育成に努めているのです。

（1）危機事象への的確な対応
（2）災害や危機に備える

このように、規制の有無や平常時及び健康危機発生時等様々な局面において公平かつ迅速・的確に対応することはもどり、平成一七年四月から自治基本条例が施行され、一層地域の課題や多様なニーズ等に対応したきめ細かなサービスを提供することが求められている。よって、職員には今まで以上の高度な専門知識と加えて政策形成能力、調整能力、判断力等が必要とされており、これら行政課題に的確に対応できる職員を計画的に育成するため、局・区を越えた委員で構成する「環境・食品衛生関係人材育成基本計画検討委員会」を立ち上げた。

2 各職場・現場での取り組み

環境・食品衛生分野における専門職員の育成

～環境・食品衛生関係人材育成基本計画検討委員会報告書から

健康福祉局生活衛生課
福田 依美子

環境・食品衛生関係職員は、環境衛生監視員、食品衛生監視員、狂犬病予防員、食鳥検査員他計一六種類の補職（平成一八年一二月現在）対象である薬剤師、獸医師、化学職、臨床検査技師等の資格免許を取得した専門技術職で構成され、各

種の病原微生物、住宅や建築物における室内空気汚染等による健康影響（いわゆるシックハウス症候群）等に関する知識の普及・啓発、相談対応等が求められている。

また、ノロウイルス、BSE問題、鳥インフルエンザ等、その時々の健康課題に対し、原因究明、被害拡大防止、再発防止等の一連の措置を迅速かつ的確に行えるよう健康危機管理・予防体制の最前線に従事している。

これらは、川崎市新総合計画（川崎再生フロンティアプラン）においても、次のとおり位置付けられている。

基本政策Ⅰ

安全で快適に暮らすまちづくり
政策基本の方向

1 暮らしの安全を守る

（3）良好な生活衛生環境の確保

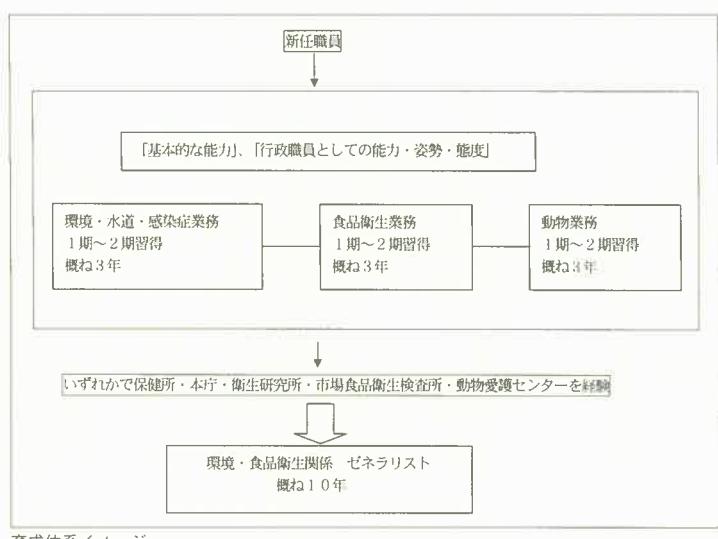
（2）災害や危機に備える

（1）危機事象への的確な対応

1 環境・食品衛生関係人材育成基本計画検討委員会

（1）委員の合意形成

入所四年目の職員から課長級まで計二名、幅広い年齢層で構成したことにより、人材育成全般について、各々の経験に基づく多様な意見が出された。当然のことながら経験の違いから各々がイメージするものにも違いがみられ、委員全員が共有化するためにブレインストーミングに多くの時間を費やした。しかし、このことは、自分が経験したことのない業務や状況等を検討・理解することに役立つた。



(3) 基本的な考え方
委員会報告書の受動から能動へ
度に若手職員の視点で業務検討を行つた「生活衛生関係等業務検討」を参考とした。

(2) 課題の設定

(2) 課題の設定

職員がめざすべき人物像
市民の安全で安心できる生活環境の
「健康の保護」という使命を最大限
にための総合的能力の獲得に向け
た目標を共有化することが必要と考え、
すべき人物像を次のとおりとした。
社会の変化に柔軟に適応し、コス
ト意識を持ち、積極的に新たな事
業を展開することができる

(4) 検討委員会の基本方針とした。

年程度かけることを予測していたが、議論を進めるうちに、比較的早い時期に一通り業務を経験する要望と必要性があることに気付いた。そこで、OJTやOff-JTの充実等によりそれぞれの業務を概ね三年かけて難易度に応じて習得し、効率的かつ効果的なジョブローテーションにより概ね一年程度で環境・食品衛生関係分野のゼネラリストを育成することを

2 報告書

(1) 専門技術職としての能力

平成一七年七月から一八年三月まで
○回に亘る検討成果を全一一三ページの
報告書としてとりまとめた。

(2) 基本的能力及び行政職員としての能力・姿勢・態度

なければならぬ項目は一五〇〇を超えており、各職員がこれらを習得した後になおゼネラリストとしての道を進むか、スペシャリストとして適性分野に特化するか判断することとなる。

「環境衛生・水道衛生・感染症業務」「食品衛生業務」、「動物業務」に分類し、それぞれ現状分析、育成方法を列举し、業務レベル表、法令・作業項目ごとの習熟内容及び習熟時期をマトリクス表として明示した。

業務レベル表は、法令や作業項目ごとに主たる項目を列挙し、それらをAからGまでの七段階にレベル分けして各業務の概要とレベル分布を把握するものである。

習熟内容と習熟時期については、各業務の担当者として身に付ける内容を列举し、難易度に応じて一期から三期に分け
習得レベルの明確化を図るものであり

業務レベル表と習熟時期の関係は、概ね
レベルA及びレベルBは一期、レベルC
は二期、レベルDは三期に相当させること
とした。

レベルA…業務内容を知ることが中心
着任後半年程度までに習得すること
を想定。

（3）研修

係員・主任級、係長級、課長級と職位に応じた到達すべきレベルを明確化するため、専門能力と同様、マトリクス表を作成した。

(3) 研修

現行では、研修について体系化されおらず、専門研修の整理・体系化、行政能力研修の体系化、効果的なOJTをすすめるための具体的・統一的方法の確立、修効果判定の確立、研修指導者の育成・確立を今後の検討課題として掲げた。

この作業では、既存の資料から抽出するのではなく、各自分がどのような職務人物、視点等が必要かをイメージし、言葉として表したものを作り上げた。これらは、人材育成実行計画においてもイメージの共存化に役立つと考えている。

レベルB…担当者として日常的に処理すべき業務のうち、支援を受けずに作業できる項目。経験一年程度。

レベルC…担当者として身に付けておく項目で、経験年数三年程度での達成を目指す。

検討委員会の報告書（答申）は、平成二八年五月に「環境衛生・食品衛生関係人

卷一百一十五

	環境衛生・水道衛生・感染症											
	理容所 美容所 リミニガード ゴジラドリー	旅館 興行場 公衆浴場 水浴場	特定建築物 登録委	温泉	集会	化製場 畜舎	健康化 ^{シカ}	水道衛生	感染症	そ疾・昆蟲	情報提供 開示請求	関係法令
レベルA	届出受理 台帳管理 確認申請	変更届 履歴手続 台帳管理 監視計画	変更届 台帳管理					届出受理 水質検査	→(ラ) 慢慢受付 慢回り取	殺鼠器配布 器具貸出 花粉飛散 アレルギー	資料作成	地域保健法 地方自治法 同上 保健所長任命規則
レベルB	新規登録 監視指導	現場調査 監視指導	住民票	利用許可 事務処理	変更届	監視指導	高木相談 向親学級	届出所持 受換指導 水質検査		水害発生時	条例等	通水井 建物基準法 郡山計画法 水質汚濁防止法 労働安全法 学校保健法
レベルC	施設基準 卉検査 衛生教育 普及啓発	事前相談	特定建築物	脇野等 揭示指導 監視指導	並用相談	高橋相談 紹介 訪問調査	火災用井戸 監視指導 小規模水道 専用水道	接触者調査 汚染地帯を軸とした 感染症対策 架橋かば 衛生教育	駒澤所場 同上 公衆便所 器具貸し出し			
レベルD	照会 連携	新規営業	事前相談	新規相談	生活改善 指導・支援			2~5名感染症 銀座相談会 微生物 感染症相談会				
レベルE	住民対応 緊急 連携		(住民対応)					災害発生時 個別対応会 (既往性胃腸炎次第)				
レベルF								危機管理	7月7日(7) 危機管理	災害発生時 危機管理		
レベルG								1類感染症 併発感染症				

	食品安全衛生										動物 管理		
	許認可関係 報告書類	監視指導	飲食店業種 (旅館・宿泊施設) (魚介類加工業) (兌換乳製品業)	ふぐ認証	食鳥	取去検査	違反食品 (不良食品) (表示違反)	食中毒	苦情・相談	衛生講習会	情報提供 開示請求	食品共通	
レベルA					報告書受理 食鳥自留			患者情報等			販賣作成	届出受理 台帳管理 販賣 自留	大のぼり事務 台帳管理 日報・月報事務
レベルB	施設確認	飲食店等 報告書類 給食施設 自動販売機 飲食機器等 小売業者 飲食店業種 食鳥自留	施設確認	施設確認	施設書交付 業者指導	取扱い等	即時調査 機器等	受付		本例	月報	基本相談対応 台帳登録 失踪動物情報 文書管理システム	基本相談対応 失踪動物情報 返送 狂犬病ワクチン 治療 文書管理システム
レベルC	施設確認(中) 各種食 衛生教育 普及啓発	飲食店 人営業施設 給食施設 (学校等) 旅館飲食 車による運営		施設確認	取扱い 機器等依頼 操作手順	業者指示 報告書作成 送信	即時調査 機器指導 報告書作成	調査指導 説明	狂犬 実施 報告	苦情対応 講習会等 動物取扱 財物会計等		苦情対応 講習会等 再訓練受講登録 「つけ 7」登録 移入動物等 月報提出 財物会計システム	
レベルD	総合衛生管理施設 食品衛生協会	総合衛生管理施設			G.I.P		患者対応 医師連携 調査会員方針	准拠調査 回観査				複数な苦情 こう箇事象 改善指針 指命命令等 指定動物	複数な苦情 こう箇事象 狂犬病診断鑑定 手順・致死区分 指定動物
レベルE	行政処分		行政処分	行政処分	行政処分		行政処分	調査分析 他部門連携 行政処分等	G.I.P			複数ごとの苦情 特異的な苦情 受理団体 連携	市町村衛生会 公職協 外来犬等 受託 連携
レベルF								審査請求				死亡事故 情報公開 告発 連携	死亡事故 情報公開 告発 連携
レベルG								審査請求				動物由来感染症 潜伏期間 潜伏期間 大規模自然災害	動物由来感染症 潜伏期間 潜伏期間 大規模自然災害

育成体系イメージ

専門職として看護実践の質を高め「温かい心と優しい手、確かな技術」を提供するという看護部理念のもとに、以下のようないくつかの取り組みを行っている。

るために臨床看護実践能力の向上を図れる看護師、②ブライマリーナースとして自立し自律した看護師、③自己の学習課題を明確にし、専門的な看護実践と指導的役割を果たせる看護師、④専門看護分野の看護師というような看護師の育成をめざしている。具体的には段階別の教育到達目標を掲げている。

看護師の人才培养について ～キャリア開発を支援する

③ 各職場・現場での取り組み

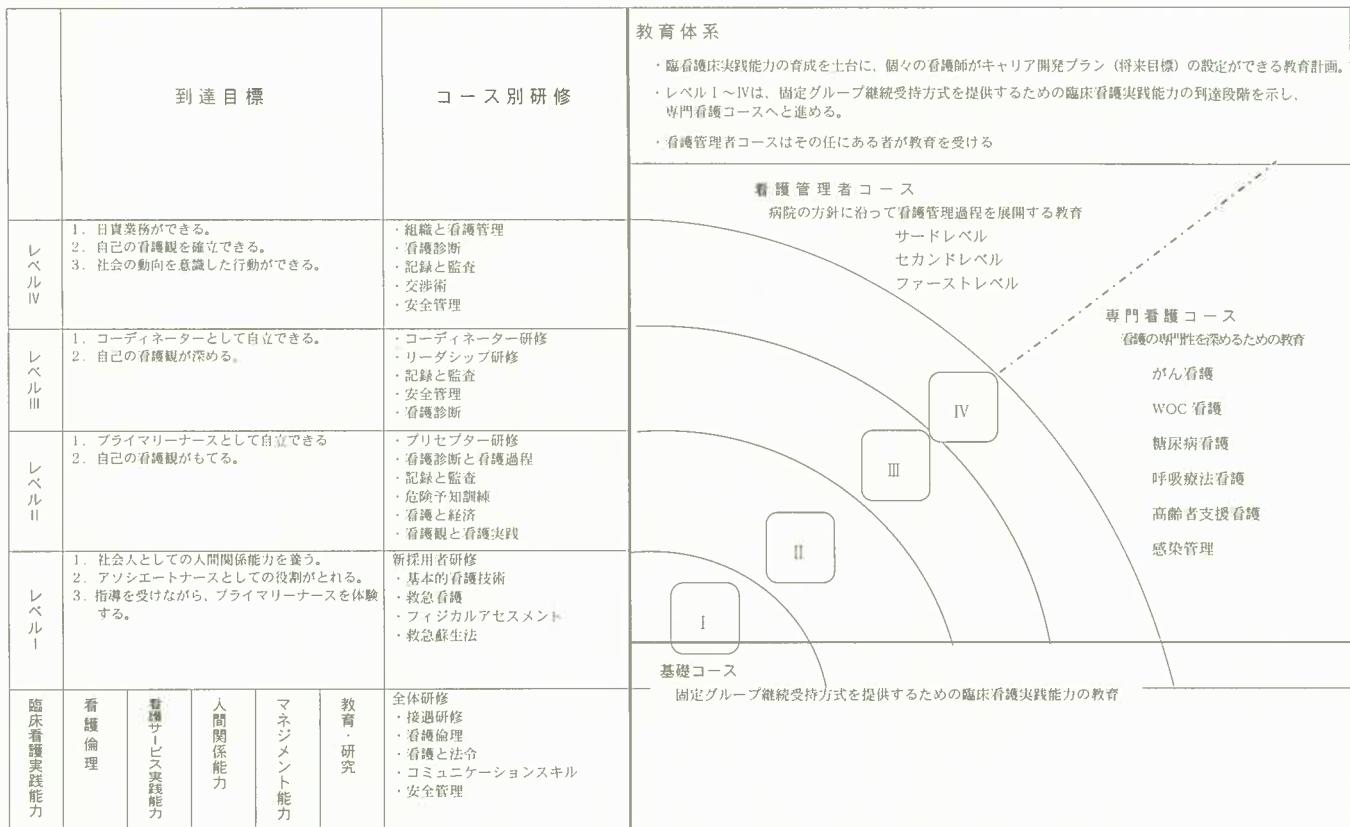
基本計画は、人事評価制度における効果的な人材育成の推進の具体的方法論として位置付けられた。このことは、とも

すると組織防衛的になりがちな従来の人材育成方針から、職員の意欲や主体性を重視した個別の指導計画に基づき環境・食品衛生分野のゼネラリストとして着実に目標到達することができ、やがて組織目標の達成に結びつくことになる。専門技術職として突き詰めていくことは個人の能力に負うところも多いが、個人で対応できる業務は少なく、既にチームとしての対応が多くの場面で求められている。人材育成と構えて特別な態度や姿勢をとるのではなく、日ごろからの雰囲気づくりが起點になつて職員の能力が引き出されないのではないだろうか。

各職場 ・現場での取り組み

会作業部会」が設置され、運用方法の検討を行つてゐる。さらに、来年度からの本格実施に向けて、二ヶ月の試行期間を設け、習熟度点検票（基本計画点検票）に基づき各職員が習熟状況を確認し、業務從事一〇年未満の職員については、人事評価制度における一次評価者が達成確認及び育成を意識した面談を行つてゐる。

教育体系・到達目標・コース別研修関連図



呼吸介助法についての研修

2 教育計画（クリニカルラダーシステムおよび目標管理）

クリニカルラダーシステムは、期待する看護師をめざすために、段階的に示された教育到達目標に對して臨床実践能力

を評価し、ステップアップを図るシステムである。臨床実践能力の習熟段階はレベルⅠ～Ⅳとし、現在の自己の実践能力を評価している。

研修はレベルに応じた研修が受けられるようになっている。数年前までは、経験年数に合わせた教育計画を中心としていたが、レベルに応じた研修に少しづつ変化しており、上司からの指名という形から自分自身が選択するという方向が出てきている。

目標管理は、病院・看護部・看護単位

の目標達成のために、看護師個々が目標設定を行い、自己の看護能力向上を集合教育およびOJTを通して図り、目標を達成していくというものである。

3 教育支援について

職業を通して自分自身を成長させたいという欲求を持っている人は多いと考える。看護部は、個々のキャリア開発（脚注1）を支援している。具体的には、院内や院外における様々な研修に関する情報の提供をすると同時に教育の機会提供や研修派遣の予算的措置を行っている。特に、ここ数年は長期的な計画に基づき、看護管理者や専門看護領域の認定看護師の育成に力を入れている。認定看護師の熟練した看護技術や専門的な知識が、看護の現場において看護ケアの広がりと質の向上を図ることに貢献している。

4 教育の実際

（1）新人看護師教育：年間研修計画のもとに、患者の安全を守るために基本的な知識や技術の習得及び基礎となる看護実践能力を身につける為に、集合教育とプリセプター（脚注2）を中心としたOJTを実施している。

（2）中堅看護師教育：各職場が最新の知識や看護技術を伝え合い、お互いに学びあうことで成長を図っている。平成一三年にスタートし、四クール目にはいつていてる。

（3）専門領域の認定看護師の活用：専門看護研究会を運営し、研修の企画・実

施を行い院内の看護の質向上をめざすと共に院外施設の講師としても活躍している。

5 今後の課題

変化している結核医療や地域がん診療連携拠点病院として期待される役割を、医療チームの一員として担う看護師として、また井田病院再整備計画に向けて、今後看護師に求められるることは多い。

個々の看護師が目標をもつて自己の能力発揮ができるよう支援していくことが課題である。

脚注1 キャリア開発とは、個人としてのキャリアを組織内で積極的に実現させることによって、組織が必要とする人的能力を将来にわたって継続的に確保し、組織の発展を図ろうとするものである。

脚注2 プリセプターとは、マンツーマン方式で新人看護師の相談・指導を行なう先輩看護師

4 各職場・現場での取り組み

時代の要請に応えられる 人材育成

高津区役所保健福祉センター保護課長

村上敏美

社会は生活保護ケースワーカーに何を求めているか

生活保護法の目的は、最低生活の保障を行いながら、自立の助長を図るということであるが、この生活保護に従事する職員（以下「ケースワーカー」と称する）は、社会福祉法において社会福祉主事と定められている。

社会福祉主事の資格・要件等については、社会福祉法第一九条を参照されたい。生活保護のケースワーカーは、国民の最後のよりどころである生活保護世帯の

個々の看護師が目標をもつて自己の能力発揮ができるよう支援していくことが課題である。

執行者との両面を併せ持つている。

低所得者層は、貧困が故の今日的な生活課題を抱えており、これらの課題は世相を反映して複雑多岐に絡まっている。

これらの絡まつた糸を解きほぐしながら、自立助長に向けて支援を行っているが、解き解しても解ききれないもの、求められても応えようのない問題等も多々あり、法に実態を合わせるのか、実態に法を合わせるのか、実態と法や制度とのギャップに戸惑いを感じながらの日常である。

生活保護ケースワーカーは、貧困の再生産をさせない、貧困の罠に嵌らせない（生活保護受給に満足してしまい自立の意欲が失せてしまうことと言われる）ことを念頭に、ありとあらゆる社会資源の活用を図り、ある時は子供を論すように、ある時には生活保護の停止・廃止を前提とする厳しい指導指示を行いながら、生活保護のケースワークを行つていている。

このように人々の生活の総合課題と向き合う生活保護ケースワーカーには、豊かな人間性とともに福祉分野は当然として、幅広い知識が求められる所以である。それ故に、生活保護の現場においては、そのときどきの社会を背景とした生活困難世帯の抱える課題の要請に応えられておりと感じている。

生活に関するありとあらゆる課題に向き合い、自立に向けての指導・援助を行うが、福祉の専門家として、福祉各法諸制度をコーディネートするソーシャルワーカーの側面と、本人の能力、資産、扶養、公的年金をはじめとする社会保険等他法や諸制度法のありとあらゆる社会資源の活用を図つて自立を支援するとともに、適正な保護方法と扶助額を認定決定するという行政職員としての側面を持たされている。

つまり、共感的理解者と強制的権限の

生活の多様化等とともに、被保護世帯の抱える生活課題も、その背景も多種多様な社会生活と密接に絡まつており、単純に所得保障することで自立して行く世帯は少なくなっている。平成一八年九月の福祉行政報告例で見てみると川崎市の被保護世帯は一七、〇八〇世帯で世帯類型別の内訳は次のとおりである。

高齢世帯	七、〇七九世帯	（構成割合四一・四五%）
障害世帯	一、八二三世帯	（構成割合一〇・六七%）
傷病世帯	三、七一五世帯	（構成割合二一・七五%）
母子世帯	一、八〇七世帯	（構成割合一〇・五八%）
その他世帯	二、六五六世帯	（構成割合一五・五五%）
合 計	一七、〇八〇世帯	（一〇〇%）

世帯の分類中、高齢、障害、傷病、母子については、単に最低生活の保障のみならず、高齢世帯の介護をはじめとして、DV被害母子世帯の緊急対応、傷病・障害を有するが故の個別的な課題があり、近隣とのトラブル、家族関係の希薄化から派生する育児問題等があり、それぞれに何らかの個別的支援が公用な世帯が多い。

その他世帯とは、基本的には、世帯主が六五歳未満で、稼動年齢層または生産年齢層にある世帯であつて、傷病や知的・身体・精神保健の障害者（身体障害の場合であれば一・二・三級、知的・精神保健の障害もこれに相当する程度の障害）

に該当せず、高齢、障害、傷病、母子世帯に属さない世帯である。七〇歳の世帯主と五九歳妻との世帯、五七歳の世帯主と八七歳の母との世帯、四〇歳の母と二歳の障害者である子（あるいは病気療養中の子等）等の世帯もその他世帯に分類される。

ホームレスを対象とした社会福祉法第二条に基づく第二種社会福祉事業施設（川崎市においては、平成一一年に最初の施設が多摩区内に設置届けされて以降、順次増設され、平成一八年一〇月一日現在では、五法人二三個所、定数八五九人となっている）や簡易宿泊所（通称ドヤ、川崎区にあり千数百人の被保護世帯がある）の入所者に見られる就労を阻害する明らかな傷病も無く、知的・身体・精神保健の障害者手帳等には該当しないが、長年の野宿生活や飲酒癖等で社会秩序に馴染めず、社会適応に何らかの障害や問題を抱える世帯もその他世帯に含まれる。被保護世帯は、平成一八年九月で見ると、四五〇世帯の新たな保護開始決定と四二二世帯の保護廃止決定を行つてある。年間で換算すると、約五、四〇〇世帯の新規開始があり、同程度の保護廃止がある。これは、全市被保護世帯一七、〇八〇世帯の約三・一%に当り、この程度の世帯が流動していることが判る。被保護世帯には、それぞれの課題があり全く同じ問題を抱えるということは無く、年間五、四〇〇世帯の新規開始世帯があれば五、四〇〇の新たな問題に向き合い、それぞれの指導・自立支援が必要であるということである。

生活保護の「適正」実施とは何か

生活保護実施については、年度毎に、厚生労働省の基本指針のもとに、川崎市及び各福祉事務所単位での生活保護施行事務実施方針策定が義務付けられている。また、毎年度、実施方針に基づいた適正運営・実施となつているかどうか、厚生労働省または川崎市の監査指導課の指導監査を受ける。

実施方針も監査も、これ等の資料作成にはかなりの時間が費やされる。係長職を中心に関係員が平常業務の合間に縫つて行つてている。

過去一年間の訪問回数とか扶養調査件数あるいは金融機関等の関係先調査件数及びこれら調査の効果等多岐に及び相当の事務量となつていて。この資料作成と監査が終えるとほつとする間もなく、監査において、不適切と指摘された事項について認定決定の見直しや調整に追われる日々となる。

生活保護の適正運営・実施、これは法施行以後、常に求められてきたことではあるが、この適正運営・実施は、変わり行く社会の様相と国民生活の多様化につれ、被保護世帯も複雑多岐な課題を抱えていることから、何をもつて「適正」と言ふか難しいこともある。

今日的な課題の一例を挙げると、年金担保の問題がある。

① 生活保護を受けることを前提にした年金担保ではないこと。

② 合法的な手続による年金担保であること。

③ 生活保護申請以前の年金担保であること。

の三条件を満たしており、尚且つ、過去に年金担保で生活保護を受けたことが無いときは、生活保護を開始し、年金担保中は、年金収入を収入認定から除外する事が認められている。しかし、二度生勞働省または川崎市の監査指導課の指導監査を受ける。

が「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて（平成一八年三月三〇日付け、社援保発〇三三〇〦〇一号）」を示している。これによれば、原則として生活保護を適用しないこととしているが、申請者個々の状況により、必要に応じ、以下の事項を実施機関として勘案したうえで、生活保護の適用を判断することとしている。

・急迫状況にあるかどうか

・保護受給前に年金担保貸付を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況にあつたかどうか

何故、人材育成なのか

上記のように、社会の様相を反映した複雑で多岐な問題を抱え、感情も露にすら人々や遭遇困難といわれる世帯と直面しながらも全ての対象者に自立助長を図ることが求められている。これらのことを見基に、組織としての対応が求められているのである。

川崎市においては、生活保護のケースワーカーには、従来、一般行政職の職員が配置されてきたが、平成一三年度からは、社会福祉職が生活保護ケースワーカーとして各福祉事務所に配置されるようになり、一八年度では各福祉事務所に数人程度配置されるようになつてきている。専門職と位置づけられる社会福祉職を配置して来たことは、時代の要請とも考へ

住みなれたアパートでの生活をしたいとの主張のみであり、地域からは一度と生活困窮にならによつて、行政が金銭管理等して欲しいとの声が上がるも本人はそれも希望しない。

このような事態が生じたときに、最後のセーフティネットとしての生活保護の適用を行うべきかどうか生活保護ケースワーカーは悩むことになる。

法律や制度が想定していない目の前に現存する人の生命に係る問題は、ひとりのケースワーカーが負うにはあまりにも重い。年金担保以外にも被保護者からの類似の相談は尽きない。このような状況から、生活保護の「適正実施」については、組織的判断がより強く求められている。

具体的例を上げると、高齢者である二度目の年金担保者は、高齢のため就労もできないため生活困窮となり相談に至るが、子供達とは妻との離婚時に妻が引き取り、養育費の送金もせず、以後三十年以上に亘つて音信無く至つており、頼れる扶養関係者は無い事例であるが、高齢者本人は、闇金の催促に耐え切れずに年金担保で融資を受け、その金をそつくり債権者に支払つてしまい、今後の生活の当てが全く無い。高齢者施設入所の希望も無く、

られる。

生活保護の実施に当つては、各福祉法とその諸制度の専門的知識、社会保険、労働保険、税制（減免制度他）等のありとあらゆる社会資源の活用を図るため、これら他法他施策についての情報・知識が常に求められている。

近年は、医療保険制度や公的年金制度、介護保険、障害者施策等の改正が激しく、これらの改正情報の把握無くしては、生

活保護の適正実施は望めない。

これらの幅広い情報・知識習得とコーディネートする力は、現場においての実践的研修や実態ケースでのタイムリーな助言・指導等を経験することによって、より効果的に醸成されてゆくものと考える。

したがつて、生活保護の適正実施に欠かせない人材育成には、現場における実態に即した組織的・計画的研修体制が重要と考える。

人材育成と研修体制

人材育成は、古くて新しい課題である。高津区役所保健福祉センターにおける生活保護ケースワーカーの人材育成については、保護課組織全体として取り組むことにより、全体の実施水準の維持・向上が図れることを目的としているが、全員が研修生であり講師でもあるという認識と一体感が醸成され、これが業務に反映できれば組織として機能していくのではないかと考えている。

1 段階的指導体制

(1) 一年目職員には専任指導員体制
新任・新人ケースワーカーに一

年を通じて専任指導員を充て、

訪問調査から保護の認定決定の事務処理とケースワーク技術の基礎的事項の習得を中心とした指導

する。査察指導員は、専任指導員からの報告とケース審査を通して、適宜助言指導により育成に当る。

(2)

二年目職員は他法等知識の応用力の養成

二年目職員は、基礎的事項と併せて他職員の合議を通して他法

制度の知識を広め、ケースワーク技術等の応用力をつける。

査察指導員は、ケース審査又は同道訪問、接遇等を通じて適宜の助言指導により育成に当る。

(3)

三年目以降の職員は他法等知識と応用展開力の拡大、後進の育成指導力の養成

三年目職員は、後進の育成に当るとともに、関係機関との連携や係間の調整力の幅を拡大する。

査察指導員は、ケース審査や同道訪問等を通じて、後進の指導力強化も含めて助言指導に当る。

2 組織としての実務的研修体制

(1) 年度初めに月次あるいは年次の事業や業務に応じた研修計画を立てる。

(2) 研修講師は、課長以下係長職が行う。

(3) 研修資料は、実務に応じて作成する。

(4) 二年目以上職員による実務から得られる援助技術等の共有を図らない。

る。

3 組織としての情報の共有化

(1) 多問題ケースや不正受給の診断

については、課内全職員に問題

点、組織としての診断結果を共

有化し、実施水準のレベルアップを図る。

(2) ケース診断会議録を全員に回付する。

4 生活保護実施方針の策定と検証

(1) 生活保護実施方針は、係横断的

に、各経験年数別に策定委員会を

選任し、策定委員会を立上げて立案し、全職員の考え方を反映させて策定する。

(3) 各係長職をリーダーとする各課題別に係横断的なプロジェクトチームによる検証と対応策の検討を行う。

5 情報の共有化

各種会議や研修等について、全員に周知・回覧等により情報の共有化を図る。

これらを通じて、時代の要請に応えられるよう、福祉現場の実態に即した人材育成を図ることについて、職員全員で取り組んでいる。

この人材育成には、係長である査察指導員の任務が重要と考えている。

生活保護の査察指導員は（社会福祉法で定められている査察指導員、川崎市においては保護係長職がその任に当つている）、スーパーバイザーとも呼ばれ、職場の教育者であり、監督者もある。また、よき先輩、アドバイザーでなくてはならない。

また、職場の日常業務の要でもあり、職員の日常の不安や戸惑いなどを感じたときに気安く相談相手となる精神面の支柱でもある。しかし、現在の川崎市の人事異動実施要領によると係長職以下の職員は、基本的に三年で異動することになるが、この三年間では生活保護業務を理解し、その時代の多種多様な生活保護課題に対応することは困難と考えられる。

このことは、次世代の査察指導員（スーパー・バイザー）の人才不足を招くことになるのではないかと危惧されている。

私見ではあるが、少なくとも五年以上の生活保護業務経験を持たないと、新任職員の指導や人材育成含めての査察指導員（スーパー・バイザー）としての充分な機能は果たせないと見られる（勿論、生活動保護ケースワーカー経験五年は無くても、充分に査察指導機能を発揮する人材もあると思われるが）。人材育成の要となる査察指導員養成のためも、生活保護ケースワーカーについては、五年の異動サイクルの必要性を痛感している。

生活保護の適正実施は、被保護者の自立助長が適切に行われることであり、効率的・効果的な福祉サービスを行うことである。無駄のない効率的・効果的な生活保護実施のための人材配置、人材育成については、人事異動の側面から人事当局にも何かよい方策を望みたいものである。

この人材育成には、係長である査察指導員の任務が重要と考えている。

生活保護の査察指導員は（社会福祉法で定められている査察指導員、川崎市においては保護係長職がその任に当つている）、スーパーバイザーとも呼ばれ、職場の教育者であり、監督者もある。また、よき先輩、アドバイザーでなくてはならない。

職種毎の取り組み

職種毎の取り組み

川崎市保健師記録研究会 の歩み

行政文書の検討を通じての実践知の共有と人材育成

川崎区役所保健福祉センター高齢者支援課

堀内 鈴子

1 はじめに

わたしたちは若手職員を中心として、業務時間外で有志による勉強会を開催しています。入庁二年目に研究会を立ち上げ、活動も三年目を迎えました。その間に取り組んできたテーマと人材育成について報告します。

2 時代の背景と保健業務におけるニーズ
情報公開法や個人情報保護法が施行され、行政も民間も国が一丸となり個人情報保護に取り組んでいます。川崎市にお

いても川崎市個人情報保護条例が制定され、行政システムの見直しや人材育成研修が行われています。
わたしたち保健師は、保健福祉分野における対人サービスの支援過程を保健師記録として記録し、管理しています。これらは、元来さまざまな法令に基づき、管理される方法や期間が定められた行政文書です。そのため、保健師記録は開示請求を受けると、教育や福祉・警察など

名で構成されています。内訳は主幹等三名、中堅（二〇年前後）七名、四年目五名、三年目二名、二年目三名、一年目二名です。平成一六年九月に発足以後、毎月第一水曜日の夜間に開催しています。特徴は年数の若い保健師が中心となり企画運営されていることです。

発足以前は平成一五年度入庁の新人保健師勉強会として活動していました。活動のなかで「保健師記録つてこれでよいのだろうか」「行政専門職としての役割と

3 研究会の発足

現在、研究会は正式登録メンバー二十二名で構成されています。内訳は主幹等三名、中堅（二〇年前後）七名、四年目五名、三年目二名、二年目三名、一年目二名です。平成一六年九月に発足以後、毎月第一水曜日の夜間に開催しています。特徴は年数の若い保健師が中心となり企画運営されていることです。

第二に「新任時期の保健師の勉強の場」としての活用です。保健師記録への関心度もそうですが、新任時期の保健師と先輩保健師が同じテーマについて意見することにより、お互いが自由に発言し支えあえる育ちの場としての確保を意味します。第三に「専門知の共有と継承の場」としての活用です。従来の保健師活動では、母子保健や成人保健、老人保健、結核、エイズ等性感染症、難病、障害者、精神保健などをひとりの保健師が地区を担当し支援していました。現在は分散配

症対象者などへの専門的支援を行うものであり、権利擁護への関わりが大きいからと考えられます。よって保健師は常に情報公開を念頭に置き、記録文書にて個人情報保護への取り組みを実践する義務があります。しかし従来の保健師活動を記録した文書では、今のニーズへの対応が十分ではないと考えられ、保健師の記録する文書について学習の必要性を感じ、保健師有志による勉強会を開催しています。

4 ねらい

研究会のねらいは、第一に「行政文書としての保健師記録の重要さを理解し業務に反映させる」ことです。つまり業務と直結した知識の習得をめざしています。第二に「新任時期の保健師の勉強の場」としての活用です。保健師記録への関心度もそうですが、新任時期の保健師と先輩保健師が同じテーマについて意見することにより、お互いが自由に発言し支えあえる育ちの場としての確保を意味します。第三に「専門知の共有と継承の場」としての活用です。従来の保健師活動では、母子保健や成人保健、老人保健、結

は何だろうか」との疑問を持ち、保健師記録研究の第一人者である聖路加看護大学の長江弘子先生に相談したことがきっかけとなりました。大学院時代の先輩が長江先生と共同研究をしていたこともあり、以前より興味を持つていたテーマでした。また、保健師の現任教育を担当する健康増進課でも長江先生に新人保健師研修講師を依頼するということで、当時の健康増進課の主幹とともに先生の研究室に伺いました。その話し合いのなかで、健康増進課では継続的な現任教育の場を模索していることを知りました。そして、保健師自身の実践活動をふり返り、新人も先輩保健師もお互いの実践を共有しあえる場を兼ねた研究会として、発足することになりました。

置のため、各分野ごとの担当業務となりより高度な専門性を提供していますが、ここで問題となるのが他分野の専門知を共有する場が無いことです。保健師の専門性であるライフステージに沿った全体的な視野を獲得するためには、同僚との専門知の共有や上司や先輩からの指導が不可欠です。このことは、新人保健師の教育にも波及する大きな課題でもあります。保健師教育においては、以前より川崎市現任教育マニュアルが制定されており、就業年数に応じた教育プログラムが策定されていますが、現場では多忙な業務のなか時間の確保が困難な状況です。特に平成一五年度以後は業務体制が変更し、二〇名前後での集団配置から二～七名程度の分散配置となり、就業年数に沿った段階的な教育が難しくなっています。（川崎市全体の保健師数は一五五名、近年では毎年の一〇名前後の新規採用があります。平成一八年度現在）時代に即したより高度なスキルを求められる行政専門職にとって、人材育成は重要な責務と考えます。

5 実施内容

主に①保健師業務における記録についての検討②情報公開や個人情報保護に準じた法令の理解や職種倫理の習得③情報収集をおこなっています。①では主に記録の書き方や記録書式の活用と見直し、記録の管理方法などを検討し、実際の記録記載事例を用いてそれぞれの記録について振り返り、分かりやすい記録の書き方について学んでいます。また記録書式

や管理方法は各区によって統一されないものもあり、各現場での対応について報告し共有しています。②では刻々と変容する国の施策方針や厚生労働省のガイドライン、メディアにおける新しい情報の取得をめざしています。また登録メンバー以外の保健師を対象に含めた公開講演会を実施し、場の提供を行っています。③では各区のさまざまな保健業務の取り組みについて状況報告を行っています。これにより全市に共通した課題への世代や経験年数にとらわれない自由な意見交換の場となっています。また特別区二区内勤の保健師の参加もあり、市外での施策動向を知る場面ともなっています。

6 自主研究会の成果（精神保健記録様式の検討）

研究会発足以後に、精神保健の記録様式の改定が検討されることになりました。川崎市の精神保健分野では、個別ケース記録が野線のみの記録様式を使用していましたが、統一した書き方のルールがなく、スタッフ間、多職種間、組織内外等で共有しづらくなつており、多職種間で理解しあえる様式が求められるようになつきました。また文書管理方法や責任の所在も曖昧であつたため、行政文書としての見直しを行いました。そこで、様式の改定にあたつては、当時の精神保健課と健康増進課、担当主査や社会福祉職・保健師から選任された委員会形式にて検討されました。精神保健の様式は他の職種も使用するものであり、また文書管

理責任は専門職のみならず一般事務職の上司の場合もあるため、各方面からの意見が必要でした。そのなかで保健師記録研究会として、Plan→Do→See→Checkサイクルに基づいた様式についての素案をまとめ、そのメンバーの多くが所属する障害支援者担当の保健師業務検討会を通じて、精神保健記録様式の素案を提出しました。それが委員会にとりあげられ、アルも補則され、新たな行政文書として何回かの検討をへて、平成一七年四月からは全市一斉に新様式の使用となりました。また様式記載方法についてのマニュアルも補則され、新たな行政文書として確認されました。

7 効果

この経験のなかで、研究会は行政文書としての記録の意義を深く認識し、広く多職種に示す役割を担えたのではないかと感じます。また逆に多職種との行政文書に関する見解の統一が、行政人として求められるスキルであると学びました。そして一番良かつたことは、委員会に現場の声を反映できたことです。特に委員会に参加している研究会の中堅メンバーがいたこともあり、入庁間もない若手保健師の声も検討に取り入れることが可能となりました。このことは、メンバーの大きなモチベーションのアップにつながつたと感じます。また、こうした研究会の声は、第一線の研究者である講師の継続的な指導やエビデンスに裏打ちされていました。指導が無ければ発言力も根拠もない研究会であつたのではないかと考えます。そして今振り返ると、研究会を重

ねることで当初のねらいを達成しつつあるのではないかと感じます。

8 人材育成について学んだこと

人材育成に必要なことは、モチベーションを持続させることとモデル像の獲得です。このことがまさにスキルアップにつながり、キャリアデザインの形成に大きな役割を果たしています。特に新任時期の育成支援では、不安の解消と経験の習得への気づきが重要であると感じました。わたしたちの研究会はそうした支援体制をめざしていきたいと思っています。今後は毎回のリフレクションシート（学びの振りかえり）の分析から、各メンバーにおける研究会の意義を検討する予定です。

研究会の発足以前、わたし自身さまざま不安のなかで仕事をしていました。新しく創設された部署でどういった業務を担つていくのか、どう立ち上げていくのかという毎日の不安、担当外の保健師がどのような業務にあたりどう遂行しているのか、自分の担当業務についてどう伝えれば専門知を共有できるのか。また組織のなかでどう働くのか、スマーズな人間関係を築くにはどうすればよいか、という入庁して間もない不安要素も重なり四年目をむかえるまで必死な思いでした。しかし私にはパワーがあつたように感じます。それは上司や先輩・同僚に恵まれ職種をこえて育ててもらえる職場であつたこと、保健師教育についての明確なビジョンを教えてくれた主幹や業務内容からプライベートまで相談し助言して

くれる上司、さまざまな部署についてさまざまな役割や価値観を持つ先輩保健師と出会えたからだと思います。まさにわたし自身のモチベーションの持続要素であり、とても感謝しています。

9まとめ

保健師記録は、行政機関の対人サービスの根拠と成果を示す公的文書です。情報公開開示と個人情報保護に備えた保健師記録の重要性を検討することで、保健師活動のサービスの質の向上が見込まれます。また記録の記載方法を学ぶことはPlan→Do→See→Checkサイクルの思考過程を養い、実践知（経験から知り得た知識）を形式知（言語理論化された知識）とすることができます。その結果として高度な専門知の継承が可能となります。これは埋もれている専門的な実践知を保健師間でできるようになります。また同時に、わかりやすい記録は業務の流れと運動し多くの他職種、他部門とで共有できる道具となります。このように実践知を形式知とし、行政組織へ波及させていくことが行政専門職としてのあり方ではないかと考えます。

最後に、新人であつたころに川崎市における保健師教育の具体的なビジョンを聞いて「川崎市で勤められて良かつた！」と感動した想いを忘れずに、常に人材育成と職種全体でのスキルアップの視野を持つて今後も研究会を継続していきます。

特集2 専門知のストックと継承

それぞれの取り組み ④

組織を越えた市外との連携における取り組み

1 組織を越えた市外との連携における取り組み

他都市の研究機関と共に調査研究を通じた技術の研鑽

環境局公害研究所
山田大介

【はじめに】環境局公害研究所では、これまで他都市や国等の研究機関との共同調査研究を積極的に推進し、他の研究機関との技術交流を図ってきた。

その一環として、特に広域調査の必要性の高い大気中の浮遊粒子状物質(Suspended Particulate Material: SPM)の

粒径別に分級捕集するアンダーセン・ローポリューム・エアサンプラーを使用し、夏期と冬期に四日間ずつ粉じん調査を実施している。平成一四年度から開始された道路沿道調査では、粒径二・五μm以下の微小粒子(PM2.5)と粒径二・五~一〇μmの粗大粒子(PM2.5-10)を分級捕集出来るPM2.5簡易サンプラーを使用

【調査内容】公害研究所では、関東SPMの前身である、一都三県二市（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市）からなる一都三県公害防止協議会（通称南関東SPM）に昭和五六年の発足当初から参画している。

関東SPMの調査では、当初から大気粉じん中の微小粒子に着目し、粉じんを用いて、粒径二・一μm以下の微小粒子と粒径二・一~一μmの粗大粒子に分けて捕集する手法を採用している。この手法を用いて都県市共同で、一般環境の粉じんを捕集し、その粉じんの成分分析を行うことで粒子のキャラクタリゼーション（特性）を把握することを目的としている。そのため、捕集した粉じんを分割し、各自治体が得意分野について分析した。当研究所では、当初は多環芳香族炭化水素成分の分析を担当し、この分野の技術情報の提供に大きく貢献してきた。他の自治体では、金属分析において単元素分析しか出来ない原子吸光光度法が主流であった時代に、多元素同時に微量分析が可能な放射化分析を行っていた。ここで、実際の原子炉を使って共同で分析することによって、新しい分析法の知見を得ることができた。このように共同調査研究を通じて、これまでにも種々の技術情報を交換や分析技術の取得などに大きな役割を果たしてきた。

現在、一般環境調査では引き続きアンダーセン・ローポリューム・エアサンプラーを使用し、夏期と冬期に四日間ずつ粉じん調査を実施している。平成一四年度から開始された道路沿道調査では、粒径二・五μm以下の微小粒子(PM2.5)と粒径二・五~一〇μmの粗大粒子(PM2.5-10)を分級捕集出来るPM2.5簡易サンプラーを使用

し、夏期と冬期に二週間ずつ粉じん調査を実施している。捕集された粉じんは、秤量（横浜市が担当）された後分析を担当する自治体に送られ、水溶性イオン成分、炭素成分、金属成分、多環芳香族炭化水素成分について分析される。

当研究所では、平成一五年度から一般環境の炭素成分の分析を担当し、粗大粒子及び微小粒子に含まれる有機炭素、元素状炭素、両者を合わせた総炭素について定量している。微小粒子中の元素状炭素濃度は、ディーゼル車から排出されるディーゼル車排出粒子濃度を反映し、ディーゼル車による汚染の寄与率を計算するための指標となつており、非常に重要な成分とされてい

る。

【成果】 関東SPMで共同調査した成果のうち、平成一四年冬期一般環境の発生源寄与率の集計結果を図1に示した。関東地域一九の環境測定点で、ディーゼル

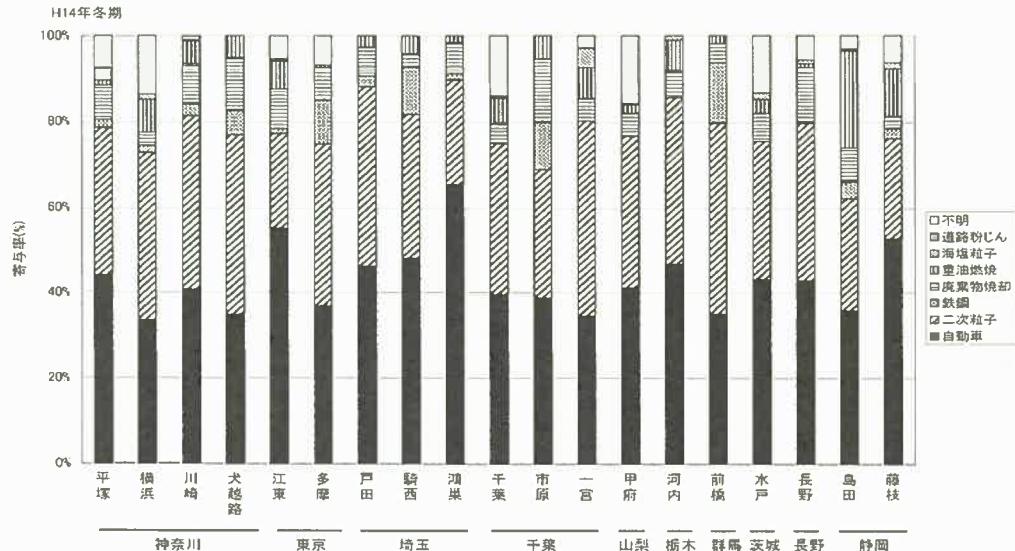


図1 平成14年度冬期調査時の微小粒子の発生源寄与率

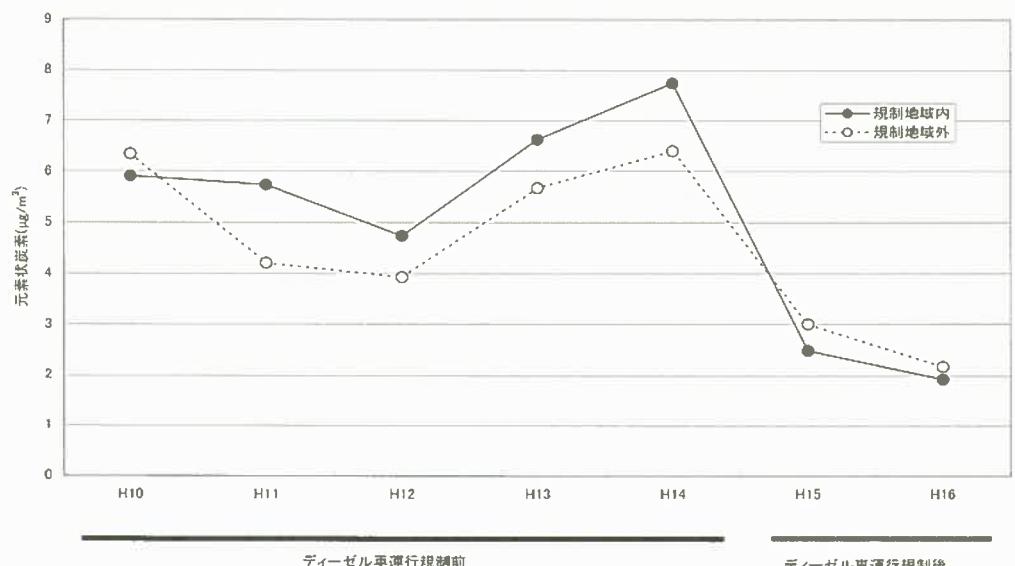


図2 微小粒子中の平均元素状炭素濃度の経年推移。
●はディーゼル規制地域内の平均元素状炭素濃度を示す。

注	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県、山梨県、静岡県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、静岡市
---	--

【おわりに】 今後の関東SPMは、担当者間で培つてきた技術のノウハウを結集し、過去から継続して実施してきた汚染実態把握型の調査研究事業から、汚染メカニズムの解明に基づく政策提言型の共同研究事業へのステップアップが求められて

車（国内では自動車と表記）からの発生源寄与率が非常に高いことが分かる。この後、ディーゼル車排出粒子を低減させ、浮遊粒子状物質による大気汚染を改善することを目的とし、平成一五年一〇月から一都三県でディーゼル車運行規制が施行された。関東SPMは広域調査であり、規制地域内外で調査・分析を行つて

ことから、ディーゼル車運行規制前後及び規制地域内外で微小粒子中の元素状炭素濃度を比較し、ディーゼル車運行規制の効果を検証した。微小粒子中の元素状炭素の濃度推移を図2に示した。規制以前の平成一〇～一四年度にかけて、元素状炭素濃度は規制地域外よりも規制地域内で高濃度で推移していることを示唆している。以上のことから、ディーゼル車運行規制前後及び規制地域内外で微小粒子中の元素状炭素濃度を比較し、ディーゼル車運行規制の効果を検証した。

地域外よりも規制地域内で高濃度で推移していることを示唆している。以上のように、関東SPMの一都九県五市（注）の自治体と共同調査を実施し、炭素成分濃度を分析することでディーゼル車運行規制の効果を実証することが出来た。関東SPMでは、粗大粒子や微小粒子の濃度や炭素成分濃度以外にも、水溶性イオン成分、金属成分、多環芳香族炭化水素成分の濃度を分析し、さらに気象状況を解析するなどして粉じんの汚染実態や発生源把握および情報交換を目的とした広域共同調査研究に取り組んでいる。

大学との 環境パートナーシップモデル事業

～環境教育に係る「環境局人材育成計画研修」

環境局環境調整課副主幹

早坂孝夫

1 はじめに

川崎市自治基本条例（平成一七年四月一日施行）では、行政運営の基本として「参加」、「協働」を、行政のより一層の透明性を図れるように、「情報公開」、「パブリックコメント手続」が規定されています。この趣旨に基づき市民本位の行政運営を行うのに必要な人材育成を図るため、環境局では「環境を守り自然と調和したまちづくりを推進する人材づくり」として、①専門知識の習得と地域特性の把握に取り組む職員、②市民等との協働の担い手となり、説明責任の果たせる職員、③時代の変化を柔軟に読み取る力を持つた職員、④未来を設計する豊かな構想力と決断力を持つた職員、を柱とした環境局人材育成計画を平成一八年三月に策定しました。

今日の環境問題の解決や持続可能な社会の実現には、環境技術の向上や社会・経済の仕組みを環境と調和したものに転換すること、一人ひとりが環境に対する責任と役割を自覚し、解決に向けた行動

につなげていくことを一体的に進める必要があります。

また、市民と行政が相互に協力・連携しながら環境保全の実践を行なっていくために、環境局職員には環境に関する知識や人間と環境との係りを分かりやすく伝える技術が求められています。

川崎市と法政大学人間環境学部は、一九九九年から二〇〇五年まで学生のフィールド・スタディ（夏期実習）について、川崎市が受け入れる協定を締結し、環境教育をおこなった交流を行なつてきました。このフィールド・スタディを川崎市と大学の協働による、効果的な環境教育手法の開発と位置づけるとともに、参加する市職員の能力向上を図ること等を主な目的として、相互協力型のモデル事業（以下を「本事業」という）を実施しました。

2 人材育成の期待

持続可能な社会をめざす上で、市民一人ひとりが環境に対する責任と役割について理解と認識を深め、環境に配慮した

の呼びかけを実施しています。さらに、市民、事業者と協働し小学校PTAを対象とした「地球においしいエコ・クッキング®」の開催や成人を対象とした「地域環境リーダー育成講座」をつうじた人材育成等の事業を実施しています。

本事業は、大学生を対象とした環境教育プログラムの開発及び実行できる人材の育成をめざすとともに、参加した学生が将来環境教育の主体として参画する人材となることが期待されます。

本事業は、図に示すように、フィールド・スタディの二日を挟んで事前研修三日、事後研修一日の計六日間で行ないました。

3 スキルアップ研修

持続可能な社会をめざす上で、市民一人ひとりが環境に対する責任と役割について理解と認識を深め、環境に配慮した



KJ法によるグループワーク

事前研修の一・二・三日目は、フィールド・スタディで学生が地域環境でのフィールド調査に主体的に参加することを通じて実証研究の能力を得られるよう、市職員が作成した環境教育プログラムデザインフローを検討し、講義テーマ、野外

行動を実践することは、極めて重要です。

川崎市では、系統的な環境教育等の仕組みを示した「川崎市環境教育・学習基本方針」（平成一八年三月改訂）に基づき、環境教育・学習を推進しています。本方針の推進基盤のひとつに「核となる人材の育成」がありますが、市職員は本事業をとおして、環境教育に係る企画立案及び実施能力、対市民説明能力、参加の機会への対応能力等の向上をめざします。

一方、環境局では環境教育の「場」や「機会」の充実化の一環として、様々な事業を展開しています。具体的には、川崎市幼稚園協会と協働で「児童環境教育プログラム」の開発事業をはじめ、小・中学生を対象とした「環境副読本」の配布や職員が出張授業を行なう「出前ごみスクール」、また、小学生から高校生までを対象に「省エネ・エコライフの実践」への呼びかけを実施しています。さらに、

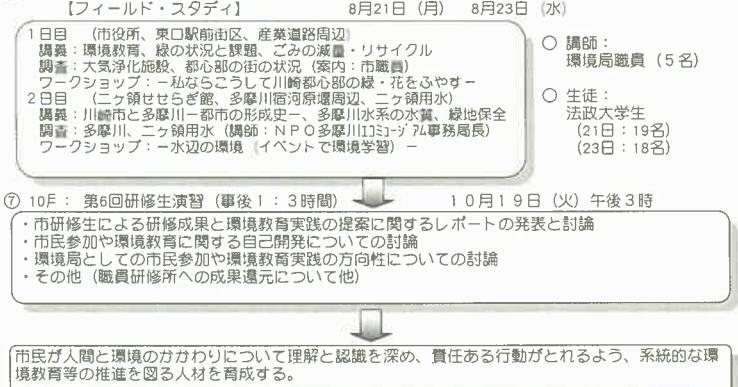
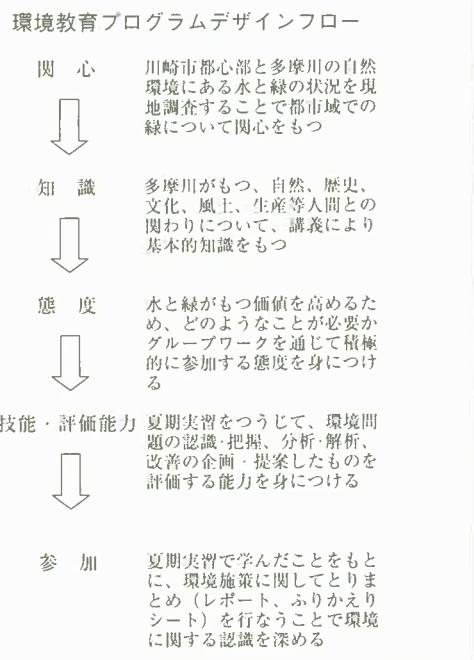
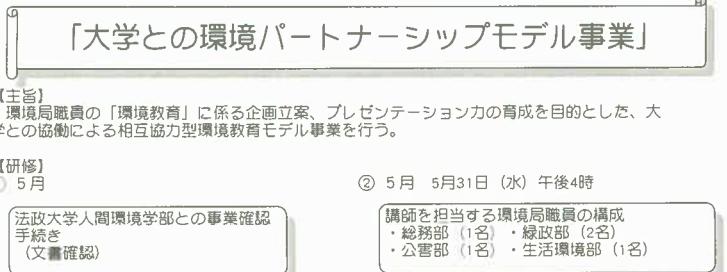
市民、事業者と協働し小学校PTAを対象とした「地球においしいエコ・クッキング®」の開催や成人を対象とした「地域環境リーダー育成講座」をつうじた人材育成等の事業を実施しています。

した。

事前研修の一・二日目は、環境教育の基礎的知識と技能を身につけるため、①一九九六年以降の自治体の環境政策の軌跡、

②地域環境から地球環境問題に関する環境教育が果たす役割、③環境教育プログラムデザイン、④ワークショップでの参加型学習技法（KJ法、ブレーンストーミング、ロール・プレイング、まちウオッチング等）及びファシリテーター（実際にプログラムを進行していく人の役割）に関して、演習型講義が行なわれました。

事前研修の一・二・三日目は、フィールド・スタディで学生が地域環境でのフィールド調査に主体的に参加することを通じて実証研究の能力を得られるよう、市職員が作成した環境教育プログラムデザインフローを検討し、講義テーマ、野外



市民が人間と環境のかかわりについて理解と認識を深め、責任ある行動がとれるよう、系統的な環境教育等の推進を図る人材を育成する。

から始まり、市の政策情報、環境情報を一覧表示する。左側には、調査地点及び方法、ワーキングショップでのシナリオ（テーマ、時間割、役割分担等）作成、市職員の役割分担、機材準備等をとりまとめました。最後に、フィールド・スタディまでの自己研鑽とその成功を誓った團結式で事前研修を修了しました。

フィールド・スタディの受け入れは、1日目の午前は、職員と学生とのアイスブレイク（緊張ほぐし）

や川と暮らしどののかかわりを知るワーキングを行いました。その上で、多摩川の自然だけでなく人間との係りを投影する“水辺の環境－イベントで環境学習－”をテーマとしたワーキングを行いました。まとめとして、四つのグループが目や耳など五感で体験したテーマをモチーフに、「6W1H」を盛り込んだ企画案」の発表と質疑が行なわれ、二日間のフィールド・スタディを修了しました。

事後研修は、フィールド・スタディの研修成果や課題（市職員・学生の報告書及び学生のふりかえりシート）、今後の環境行政での環境教育

調査地点及び方法、ワーキングショップでのシナリオ（テーマ、時間割、役割分担等）作成、市職員の役割分担、機材準備等をとりまとめました。最後に、フィールド・スタディまでの自己研鑽とその成功を誓った團結式で事前研修を修了しました。

フィールド・スタディの受け入れは、1日目の午前は、職員と学生とのアイスブレイク（緊張ほぐし）

から始まり、市の政策情報、環境情報を一覧表示する。左側には、調査地点及び方法、ワーキングショップでのシナリオ（テーマ、時間割、役割分担等）作成、市職員の役割分担、機材準備等をとりまとめました。最後に、フィールド・スタディまでの自己研鑽とその成功を誓った團結式で事前研修を修了しました。

フィールド・スタディの受け入れは、1日目の午前は、職員と学生とのアイスブレイク（緊張ほぐし）

や川と暮らしどののかかわりを知るワーキングを行いました。その上で、多摩川の自然だけでなく人間との係りを投影する“水辺の環境－イベントで環境学習－”をテーマとしたワーキングを行いました。まとめとして、四つのグループが目や耳など五感で体験したテーマをモチーフに、「6W1H」を盛り込んだ企画案」の発表と質疑が行なわれ、二日間のフィールド・スタディを修了しました。

事後研修は、フィールド・

この事業のキーワードである「参加」、「協働」、「育成」は、一九七四年国際環境教育会議において採択された「ベオグラード憲章」での“環境教育とは、環境とそれに関わる問題に気づき、関心を持つとともに、当面する問題を解決したり、新しい問題の発生を未然に防止するため個人及び社会集団として必要な知識、技能、態度、意欲、実行力等を身につけて人々を育てること”を規範としています。

私たちが今のライフスタイルを続けると、いざれ自然環境の破壊や資源の枯渇に直面し、未来への責任を果たせなくなれるおそれがあります。今こそ、持続可能な社会を構築をめざし、市民一人ひとりが環境保全に関する“気づき”と“つながり”で、環境に配慮した行動の輪を広げていくことが重要です。これからは環

4 おわりに

この事業のキーワードである「参加」、「協働」、「育成」は、一九七四年国際環境教育会議において採択された「ベオグラード憲章」での“環境教育とは、環境とそれに関わる問題に気づき、関心を持つとともに、当面する問題を解決したり、新しい問題の発生を未然に防止するため個人及び社会集団として必要な知識、技能、態度、意欲、実行力等を身につけて人々を育てること”を規範としています。

私たちが今のライフスタイルを続けると、いざれ自然環境の破壊や資源の枯渇に直面し、未来への責任を果たせなくなれるおそれがあります。今こそ、持続可能な社会を構築をめざし、市民一人ひとりが環境保全に関する“気づき”と“つながり”で、環境に配慮した行動の輪を広げていくことが重要です。これからは環

境教育をとおした人材育成や情報発信の一層の充実強化が望まれています。

また、本事業に参加した職員は、学生と一緒になつて環境教育にチャレンジし、市民やNPO等と協働でプログラムの作成と実行手法を学ぶ等、貴重な経験をしました。これにより環境教育に必要な技能の習得及び、やる気と自信を得たものと考えています。同時に、今後の環境施

策推進にも活用できるものと確信しています。

ま市、川崎市から派遣され、残りは民間企業の方で構成されています。

謝辞

事業を行うにあたり、法政大学人間環境学部小島聰教授、NPO法人多摩川工コムユージアム中島保代表理事、鈴木眞智子事務局長には多大なご協力をいただきました。ここに謝意を表します。

○他事業体との交流による啓発

水道事業は、地域性により取水・給水などに条件の違いが大きく、さまざまな形態のサービス提供方法があり、その結果金も地域ごとに異なり、基本的に独立採算で行う事業です。

「財団法人水道技術研究センターへの派遣研修」 への派遣研修

③組織を越えた市外との連携における取り組み

水道局企画担当主査
山本健司

○はじめに

川崎市水道局では、平成一二年度より水道の最先端技術に触れながら水道における専門知識・技術を向上させるための研修の一環として、財団法人水道技術研究センターへ二年間出向き、職員の派遣研修をおこなっています。

この水道技術研究センターは、平成八年に水道管路技術センターと水道浄水プロセス協会が合併し、日本の水道技術の発展に資るために非営利の公的組織として設立されました。水道技術研究センターの特徴として、水道事業体と大学・

水道技術研究センターと水道浄水プロセス協会が合併し、日本の水道技術の発展に資するために非営利の公的組織として設立されました。水道技術研究センターの特徴として、水道事業体と大学・

事業を行なうにあたり、法政大学人間環境学部小島聰教授、NPO法人多摩川工コムユージアム中島保代表理事、鈴木眞智子事務局長には多大なご協力をいただきました。ここに謝意を表します。

水を行つてゐる水道事業体においても、塩素消毒しても死滅しない耐塩素性の病原体クリプトスピロジウムなどの出現によりその対策に苦慮しているところもあります。さらに、人口過疎地帯の小さな事業体には、水道水質を維持管理していくのも困難で、人材育成もままならず、専門の民間企業に委託せざるを得ないようなところもあります。

このような水道事業体を見ていると、自己の問題が色々あるからこそ、その問題を解決すべく職員がさまざまな知恵を出し、努力を重ねた上で、安全安心な水道事業を行つてているのだと実感させられます。

水道技術研究センターの役割としては、これら問題を抱えている事業体と最新の技術を開発し提案する企業との間に入り、新しい技術を第三者として定量評価することと、事業体が最新技術を導入しやすくするなどの両者の掛け橋的役割を果たすことだと考えています。川崎市水道局の水道しか知らない自分にとっては、他の事業体の置かれている状況や立場を知り、川崎と異なる水道事業を直接見ることで、水道を安心安全に安定的に供給する大切さをあらためて考えさせられる

ことがありました。それと同時に、川崎では経験しないような色々な問題が各水道事業体にあることを認識させられました。

川崎における主な水道給水方法を説明すると、相模湖より自然流下で長沢浄水場へ導水し、浄水処理した水を基本的に自然流下で給水する重力エネルギーを最大限に利用する方法です。水道技術研究センターに派遣される前までは、ごくあたりまえの自然な給水方法であると考えていましたが、全国的に見ると水源や地形形態に恵まれた非常にまれな浄水場であるといえます。

例えば、琵琶湖からの水を淀川で取水

する関西地方の事業体などや、利根川を水源としている東京都や千葉県などの事業体は、原水の水質悪化のため、オゾン活性炭処理のような高度処理を導入するなどの対応をして浄水処理を行つていています。水道事業体からは、東京都、千葉県、埼玉県、広島県、横浜市、さいたま市、川崎市から派遣され、残りは民間企業の方で構成されています。

○水道技術研究センターにおける研修内容

水道技術研究センターにおける業務内容は、川崎市水道局では経験したことのない出来事の連続であり、まさに、川崎にいたのでは味わえない魅力ある内容でした。

まずははじめに取り掛かった仕事は、先に紹介した産官学共同で実施する研究の事務局を行うことで、研究の方向性の舵取りを行わなくてはいけない重要な役割です。

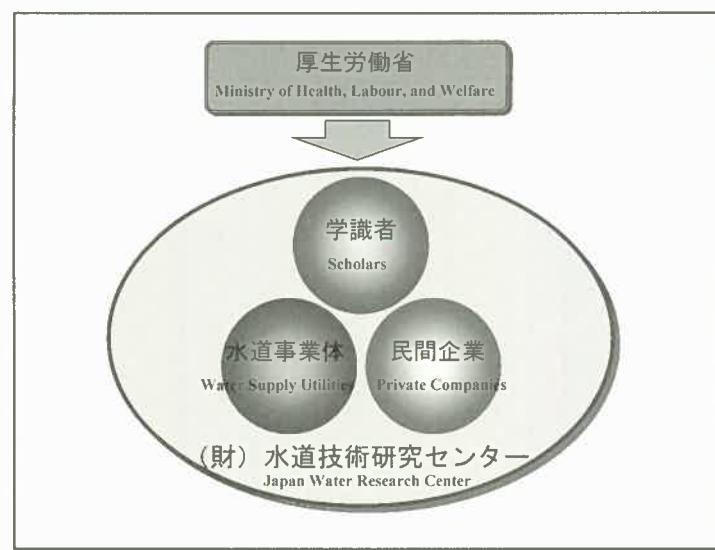
さらにこの研究は、厚生労働省科学研究費補助金を受けて行うもので、研究成果については、一般に広報することが義務付けられているため、研究発表会や学会での場においてプレゼンテーションが求められます。

今まで、パワー・ポイントも作成したことがなく、発表なども行つたことのない私にとって、周りの方々に協力していたときながらも発表を行つたことは、大変良い経験となっています。

また、水道界においても国際化が進んでおり、他都市の事業体は、国際貢献のためにJICAなどを通して、進んで国際交流に取り組んでおり、特にアジア各国への技術協力を行つていて、これが受けました。

私は同じく水道技術研究センターへ派遣されている事業体の職員の中には、JICAで海外派遣を経験された方もいて、英語の堪能さには驚かされました。また、民間企業から派遣されている方も、業務上英語が必要な方が多いという現状で、特に英語の重要性・必要性を実感しました。

先日、横浜で開催された水道技術国際シンポジウムにおいて、日本水道協会の石井氏（元東京都水道局技術管理者）が



研究実施体制イメージ図



JICA研修生受け入れ

行われる膜技術（浄水方法の最新技術）国際会議に参加して研究発表をして来なさいと業務命令が下つたときでした。この時ばかりは、中学からはじめて英語を勉強していればと悔やんだものでした。（駿河留學したもののさほど効果なく：）

○おわりに

平成一六年六月に厚生労働省から水道関係者の将来についての共通形成認識として安心・安定・持続・環境・国際という五つの

施策目標を掲げた「水道ビジョン」が策定され、基本理念として「世界のトップランナーをめざしてチャレンジし続ける水道」として掲げられています。

水道の水を直接、どこでも安心して飲めるという事は、日本の文化だと考えます。先進国の中でも、水をどこでも安心して直接蛇口から飲めるという国は非常に稀であるといえます。しかし、最近は水道の水を直接飲まないでペットボトルの水を飲む、さらには、料理・洗顔の水までボトル水を利用するという人が増えています。

私は、川崎市水道局に復職し計画部門に配属となり、水道事業の再構築計画に伴う長沢浄水場更新の基本設計を担当しています。これから五〇年、六〇年使用する長沢浄水場の更新にあたっては、水道技術研究センターで経験してきた技術・知識を活かし、質の高い水道であります。先進国の中でも、水をどこでも安心して直接蛇口から飲めるという国は非常に稀であるといえます。しかし、最近は水道の水を直接飲まないでペットボトル

「値下げしてサービスをするという考えが最近言われているが、水道サービスというのは料金だけなのだろうかと疑問をもつてている。赤水が出ない、地震の時でも水が出る等など消費者はそういう質の高いサービスを期待しているのであって、一m一〇円、二〇円値下げして、それで水道サービスだなんてホントに言えるのだろうか。」

まさにこれから水道は、大規模更新の時代に突入しますが、本当に値下げをして安心安定給水をおこなえるのか不安に感じます。一度失った信用を取り戻す事は容易ではありません。現状のサービス水準を維持していくだけでいいという考えは、水道の信用を失墜することに繋がりかねず、水道技術者として日本の文化を守れなくなるのではないかと心配します。

私は、川崎市水道局に復職し計画部門に配属となり、水道事業の再構築計画に伴う長沢浄水場更新の基本設計を担当しています。これから五〇年、六〇年使用する長沢浄水場の更新にあたっては、水道技術研究センターで経験してきた技術・知識を活かし、質の高い水道であります。先進国の中でも、水をどこでも安心して直接蛇口から飲めるという国は非常に稀であるといえます。しかし、最近は水道の水を直接飲まないでペットボトル

透明・公正な市政への歩み

川崎市代表市民オンブズマン・東京都立大学名誉教授

兼子仁

情報公開や市民参加制度の分野で先導的な役割を果たしてきた本市は、全国に先駆け「一九九〇年にオンブズマン制度を立ち上げた」。

この三月をもって、代表市民オンブズマンを退任される東京都立大学名誉教授の兼子仁氏は、公文書公開制度、個人情報保護制度の双方に、その立ち上げ期から深く関わり、市政の透明性・公正性の向上に大きな役割を果たしてきていた。区切りとなるこの時期に、本市市政や、市職員への期待を語っていただいた。

——先生は、公文書公開審査会の発足から数えると、足掛け二〇年以上にわたり本市施策に関わっていただいていることになります。この間のことを振り返りながら、お話を伺って行きたいと思います。

まず、市民オンブズマンの苦情調査事例からお願いいたします。

兼子 川崎に関わって、もう二〇年にもなるのですね。オンブズマン制度については、二期六年を務めたことになるのですが、いくつかとても印象に残っているケースがあります。

【ごみ収集所の公平配置】

兼子 ある地区に引っ越してきた若いご夫婦からの苦情だつたのですが、自宅の

目の前に、その地区の全二七世帯分のごみの集積所があつて困っている。夏は悪臭もするし、美観上も何とかならないだ

ろうかという相談でした。さつそく生活環境事業所に問い合わせたところ、ごみの集積所設置については、地域で決めてもらっているとの回答でした。そこで、今度は区の地域振興課にお願いして、町内会への働きかけをしていただきました。その結果、集積所を五分割して、さらに輪番制にもするようになりました。

われわれ市民オンブズマンは、いわゆる行政オンブズマンですので、直接行政が行っている事業に関する苦情が寄せられてきます。行政は法規に則つて仕事を進めますが、オンブズマンは社会正義に沿つて動くわけです。

そこで調査してみたら、外国人登録法の平成一年改正時に、法務省が示した様式例に登録証番号の欄のないものもある

【外国人登録原票記載事項証明書の番号省略】

兼子

もう一つは、外国人登録原票記載事項証明書の登録番号に関する苦情です。

川崎には多くの在日外国人の住民がいますが、外国人の方々にとつてこれは、住民票に当たるものです。だから、登録証番号は、いわば住民票コードにあたります。

この証明書は、銀行で口座を開いたりする場合に提出されるもので、そこに記載されている登録証番号の個人情報は記載しない扱いにできないのかという苦情

だつたわけです。

苦情に対する回答で、行政の仕組みに不備が認められる「趣旨沿い」の場合は、できるだけ申立人の直接的な救済につなげます。ところが不備が認められないとか、職員対応のトラブルの場合はなかなか具体的な救済になりにくい。そういう場合は職員が謝罪をすることで、それ代えるしかないわけです。この場合の

つたのです。市の市民局でも、システム変更をすればそうした様式もできるということだったので、その後システム改修の費用を予算化してもらい、苦情申立てを実現できました。

市民からの苦情に対する回答は、申立ての趣旨に沿つて行政に改善を求めるものを「趣旨沿い」、調査の結果行政側に問題がないものを「不備なし」といつています。寄せられた苦情のうち、三分の一が「趣旨沿い」、過半のものが「不備なし」の割合になっています。

【謝罪の仕方】

——職員の応対姿勢が問題になつた事例はありますか。

兼子

いわゆる行政苦情ですから、職員の応対に関するものもかなりあります。

若い職員の謝罪の仕方に関するトラブル事例ですが、「課長に言われたので、謝ります」という電話をかけた。これはよく考えてみれば主体的な謝罪になつていないです。そこで、そもそも行政職員が行う謝罪とはどのような形であるべきなのか、を調査したわけです。

苦情に対する回答で、行政の仕組みに不備が認められる「趣旨沿い」の場合は、できるだけ申立人の直接的な救済につなげます。ところが不備が認められないとか、職員対応のトラブルの場合はなかなか具体的な救済になりにくい。そういう場合は職員が謝罪をすることで、それ代えるしかないわけです。この場合の

謝罪の仕方が案外難しい。

行政が謝罪すると、市民としては、全般的に非を認めたと受け取ることが多い。ところが行政の仕組みに不備がない場合は、部分的な謝罪が必要になるわけです。その最たるものは、結果として市民に対して不快感を与えた、そのことだけをお詫びするわけですね。私はこれを「市民不快陳謝」と呼んでいます。

——「市民不快陳謝」ですか。いろいろ

と不快感を与える場面が想定されますか

らね。ただ、一度こじれてしまふと、関係を改善するのは大変なことですよね。

兼子 そうです。オンブズマンに苦情を申し立てしてくるくらいですから、もう

既にかなり難しい状態になっています。そして「職員を処分しろ！」とおつしやる市民もいますが、これにはさすがに対応できない。

【オンブズマン制度の限界】

——様々な苦情を受け付けていらっしゃるのですが、そもそも調査の及ばない事項もありますよね。

兼子 ええ、その通りです。

いくつかありますが、一番大きいのは議会との関係です。例えば、同じ問題で、既に議会に対して請願・陳情がなされている場合は、オンブズマンの管轄外になります。学童保育廃止とわくわくプログラ

の設置についてや、保育園の民営化の問題などがこれにあたりました。

もうひとつは、民々の紛争です。例えば大規模マンション建設の事例ですと、行政指導に不備があるとして苦情が申し立てられる形ですが、住民側の理解不足の場合が多い。マンション建設開始にあたっては、「地域住民への説明手続を終了すること」とされていますが、これを住民多くが納得をしていない、として苦情

を申し立ててこられる。ところが、説明会手続を全うさせることが行政指導の主旨なのです。

【オンブズマンの発意調査と意見表明】

——本市のオンブズマン制度には、市民からの苦情対応に加えて、オンブズマン自らの発意で行う「発意調査」と、それに併せて行う「意見表明」という仕組みがありますね。先生は平成一三年の就任まもなく、要綱の公表に関する「発意調査」をされています。

兼子 自治体行政における要綱は、指導

要綱、金銭給付要綱、事業実施要綱など、議会の議決を経る条例、公布がなされる規則とは違つて、一部の自治体でしか公示がなされていません。事務事業の多くが要綱を根拠にして実施されていることを考えると、これは大きな問題といえるでしょう。

そこで、全庁各部署を対象にアンケート調査を実施しました。そのときは六〇

三本の要綱の存在が確認され、そのうち九五%は公表可能との回答でした。そこでこの結果を基にして、ホームページ上の要綱の公表を、阿部市長に対して「意見表明」したわけです。電子市役所づくりの時代でありましたし、市民に開かれた市政の実現を掲げている市長さんのお考へにも沿つた内容だつたと思つています。その後の市の対応はどうなつていけるのでしょうか。

——現在担当部署で作業を進めているようです。昨年、公表に向けた実務レベルでの詳細な調査が行われ、平行してホームページ掲載のためのシステム構築に取り掛かっています。

兼子 そうですか。要綱の条例化というのは理想形かもしませんが、そうしないからといって、要綱行政に職員は後ろめたさを感じる必要はないのです。一般市では要綱を全て告示にしているところもありますが、県と指定都市レベルでは原則公表の前例はないようです。川崎は、いまや指定都市の先達としての役割を担うべきでしよう。

【情報に関する市民感情の変化】

——住基ネットの導入では、個人情報の取り扱いが大きな議論を呼びました。個人情報が様々な形で取引をされている世の中ですので、市民の個人情報に対する考え方もかなり変わってきたのではないでしようか。

兼子 そうですね。オンブズマンとして

兼子 仁 (かねこ・まさし)

一九三五年東京生まれ。五七年東京大学法学部卒業、同年助手就任。六〇年東京都立大学講師。六五年東京大学法学博士(新制論文)。七五年東京都立大学法学部教授。八四年十月本市公文書公開審査会委員就任、八六年一月本市個人情報保護審査会委員就任。八七年東京都立大学法学部長、九四年日本学術会議会員。九七年十一月、本市公文書公開審査会委員及び本市個人情報保護審査会委員を退任。九八年より東京都立大学名誉教授。二〇〇一年四月、本市市民オンブズマン、翌年本市代表市民オンブズマンに就任。

専攻は行政法学。著書多数。

も、個人情報に関する市民意識の高まりは、ズシンと感じているところです。最近増えているのは、苦情調査そのものに対する情報請求です。苦情を申し立てた本人にとつて、苦情調査ファイルは個人情報にあたるのだから、原則開示せよといふわけです。

——なるほど、市民側も制度をうまく使いたいこなすようになつてきていているというところでしようか。

兼子 それから、阿部市政になつてから、「市長への手紙」がとても増えました。市長自身がきちんと目を通し、市長の名で回答が出されることから、市民の期待感が出ていているのだと思われます。ただし市長回答の内容について、オンブズマンへの苦情も申し立ててこられる事例はあります。

【市職員への期待】

——先生は代表オンブズマンとしてご活躍される傍ら、職員研修所「自治体法務ゼミナール研修」において、本市職員への研修にも関わっておいでです。ゼミナール形式の研修ということもあってか、若手を中心に意欲の高い職員が集まっているようですね。

兼子 みなさん、大変熱心に取り組んでいます。

さて、巡回市民オンブズマンをしていて感じるのですが、南北に長い川崎市では、市民意識に関しても七区それぞれの

特徴がありますね。そういう地域差に

対応できるのは、市民応対の最先端である、区役所などの現場で働いている職員の方々でしょう。

また、市民自治を進めるためにも、組織を外から眺めることのできる職員像が求められています。それは人間としての主体性を発揮しながら仕事にあたる、と言ひ換えても良いかもしれません。市民応対のスキルを磨くことはもちろんのこと、政策法務の知識も必要になつてきます。

これからも、ぬるま湯につかることがなく、一層積極性を持つて仕事にあたつて欲しいと思っています。

——本日は、お忙しい中ありがとうございます。

インタビューを終えて

兼子氏は、九年前に六三歳で当時の東京都立大学を定年後、大学の仕事をからは完全に身を引いている。そ

の後は、本市の市民オンブズマンのほか、神奈川県個人情報保護審議会長や他都市の情報公開審査会長、全国行政苦情救済・オンブズマン連絡会座長など、地方行政の現場に仕事の中心を移している。まさに、市民の目線で社会正義の実現にご尽力されているわけである。今後も、自治の現場と自治体行政法学という学問の結節点として、益々のご活躍をお祈りしたい。

バツクナンバー紹介

■ 政策情報かわさき21号特集

【特集1●科学技術の成果を地域・市民の手に】
かわさきの持つポテンシャル、研究開発都市に向けて

（巻頭インタビュー）科学技術の成果を地域・市民の手に（サロノ世話人会座長 藤嶋昭氏）

（科学技術に関する現在の動き）
法人神奈川科学技術アカデミー理事長・川崎義塾大学 教授 藤嶋昭

（新川崎・創造のもりの現在）①七年目を迎えた新川崎（K2）タウンキャンパス（慶應義塾大学 新川崎先端研究教育拠点スクエア事務長 富澤英治）②プラスチック光ファイバーによる高速伝送と高画質ディスプレイの実現（慶應義塾大学（K2）教授 小池康博）③白鳥研究室と㈱SNTのナノテク次世代薄膜プロジェクト（慶應義塾大学（K2）助教授 白鳥世明）

（市内で展開する三つのプロジェクト）①（TH-LINK）を拠点とする生命科学プロジェクト②ヒトの膜受容体を探る（ERATO岩田ヒト膜受容体構造プロジェクト研究総括・インペリアルカレッジロンドン教授 岩田克）③実験動物中央研究所の研究成績と社会貢献（ワールドヘッドクウォーター川崎からの発信）財団法人実験動物中央研究所副所長 野村龍太）④（日本医科大学と㈱マイトイズ）ミトコンドリアから広がる事業の可能性（日本医科大学老人病研究所教授 太田成男）

（第3期科学技術基本計画について）文部科学省科学技術・学術政策局計画官 生川浩史

（科学技術分野抱える二つの課題）①川崎市の科学技術振興策について（文部科学省科学技術・学術政策局計画官 生川浩史）

東小倉小学校教諭 新田瑞江
○川崎はどこに向かうのか
（1）科学技術でシティセーフル（市民局シティセーフル・広報室主査 永山実幸）
（2）川崎・多摩川イノベーションパー（K-TIV）の形成と羽田空港再拡張・国際化を活かす国際戦略（トリガープロジェクト）[神奈川構想]「イノベーション」の先にある川崎

（総合企画局企画調整課 高橋哲也）
△まとめ（編集部）

（巻頭インタビュー）科学技術の成果を地域・市民の手に（サロノ世話人会座長 藤嶋昭氏）

（科学技術に関する現在の動き）
法人神奈川科学技術アカデミー理事長・川崎義塾大学 教授 藤嶋昭

（新川崎・創造のもりの現在）①七年目を迎えた新川崎（K2）タウンキャンパス（慶應義塾大学 新川崎先端研究教育拠点スクエア事務長 富澤英治）②プラスチック光ファイバーによる高速伝送と高画質ディスプレイの実現（慶應義塾大学（K2）教授 小池康博）③白鳥研究室と㈱SNTのナノテク次世代薄膜プロジェクト（慶應義塾大学（K2）助教授 白鳥世明）

（市内で展開する三つのプロジェクト）①（TH-LINK）を拠点とする生命科学プロジェクト②ヒトの膜受容体を探る（ERATO岩田ヒト膜受容体構造プロジェクト研究総括・インペリアルカレッジロンドン教授 岩田克）③実験動物中央研究所の研究成績と社会貢献（ワールドヘッドクウォーター川崎からの発信）財団法人実験動物中央研究所副所長 野村龍太）④（日本医科大学と㈱マイトイズ）ミトコンドリアから広がる事業の可能性（日本医科大学老人病研究所教授 太田成男）

（第3期科学技術基本計画について）文部科学省科学技術・学術政策局計画官 生川浩史

（科学技術分野抱える二つの課題）①川崎市の科学技術振興策について（文部科学省科学技術・学術政策局計画官 生川浩史）

取り組み～ISOから「高津区役所サービススパイラルアップ大作戦」へ～

高津区役所総務企画課

岩上 淳

1 はじめに

平成一五年一一月、高津区役所保険年金課は行政サービスの提供に関する品質向上を目的として、品質管理の国際規格であるISO9001の認証を指定都市ではじめて取得した。

以来三年間、保険年金課においては市民サービスの継続的な向上のための枠組みが構築され、さまざまな取り組みが実践されてきた。その取り組み成果は、認証機関をはじめとする関係各所から高い評価を受けてきたところである。

このたび、ISOの取り組みは三年間の認証期間が終了し大きな区切りを迎えたが、高津区役所では、その成果に基づく新たな市民サービス向上の仕組みとして『高津区役所サービススパイラルアップ大作戦』（以下『大作戦』）を策定し、平成一八年度から区役所全課を対象として実施している。

ここでは『大作戦』の内容解説を中心にお伝えする。また、高津区役所の市民サービス向上の取組について述べたい。

2 ISO9001の取組

高津区役所が認証を取得したISO9001とは、ISO（国際標準化機構）が要求する仕事の進め方を行政の仕事にあてはめ、PDCAサイクルを活用した継続的な改善を通じて、質の高い準化されたサービス提供とサービス向上を実現する仕組みである。

三年間の認証期間の中で、保険年金課において実施された市民サービス向上のための改善（是正措置・予防措置）は大手合わせて一〇〇件を超える。これらの改善事例は一度きりの改善ではなく、改善内容そのものについても定期的に検証され、よりよいサービス提供に向けた努力が続けられている。

また、ISO9001（以下「ISO」という）の成果として見逃せないのが職員の意識改革である。窓口に来店する市民を「お客様」とすると認識する視点が醸成されたこと、ISOの要求する内部コミュニケーションにより、職員間のサービス向上のための活発な意見交換等が

行われるようになつたことなど大きな効果をもたらした。

さらに、保険年金課の取り組みは同じフロアの区民課にも好影響を与え、職員からの活発なサービス改善が提案・実践され、区役所一階フロア全体の案内表示刷新など課の垣根を越えた取り組みに発展するケースもあつた。

3 ISOの成果を区役所全体へ

このようにISOの取り組みは市民サービスの向上と職員の意識改革に成果をあげてきたが、当初の目的である「サービス向上の枠組み構築」が概ね達成されたとの理由から、三年間の認証期間終了をもって一旦幕を下ろすこととなつた。

『大作戦』では、高津区役所職員が持つべき市民サービス向上のための共通認識として「市民サービス向上のための四原則」（表1）を定めている。この原則を具体化するための手法として、ISOの取り組みと同様にPDCAサイクルを活用することとしているが、このPDCAサイクルを効率的かつ効果的に実行するために、人事評価制度の業績評価手法である「目標管理（MBO）」とのリンクを図った。その結果として完成した『大作戦』のPDCAサイクル（図1）を取り組みの中心に据えている。

4 「大作戦」とは

『大作戦』は、ISOの取り組みのうち比較的効果が高く、かつ区役所全体で取り組みが可能なものを計画的に推進することにより、市民サービスを継続的に向上させ、高津区役所の組織目標である「質の高いサービスを効率的・効果的かつ総合的に提供する区役所」を達成するための仕組みである。

『大作戦』では、高津区役所職員が持つべき市民サービス向上のための共通認識として「市民サービス向上のための四原則」（表1）を定めている。この原則を具体化するための手法として、ISOの取り組みと同様にPDCAサイクルを活用することとしているが、このPDCAサイクルを効率的かつ効果的に実行するために、人事評価制度の業績評価手法である「目標管理（MBO）」とのリンクを図った。その結果として完成した『大作戦』のPDCAサイクル（図1）を取り組みの中心に据えている。

内に若手職員を中心とした「ISO継承方策検討チーム」が組織された。同チームを中心とした保険年金課全体で検討されたマニュアル案は、高津区役所企画調整会議での審議・調整を経て、平成一八年四月から区役所の全組織を対象として実施されることが決定した。

また、保険年金課については『大作戦』の取り組み内容よりも高度な取り組み指針である「ISO継続基本プラン」が別途策定され、モデル課として『大作戦』の取り組みをリードしていくこととなつた。

この「『大作戦』のP D C A」とおり「大きな（管理職用の）P D C A」と「小さな（職員用の）P D C A」があり、大小二つのP D C Aサイクルの歯車が噛み合ってはじめて『大作戦』は成功し、高津区役所の市民サービスの向上が実現することになる。

また、この仕組みを維持するため、区長をトップとした推進体制（図2）を確立するとともに、マニュアルにおいて階層別（区長・部長・課長・係長及び職員）の役割分担についても明確化しているが、この中には取り組みが形骸化した場合に『大作戦』 자체の中止・停止について検討

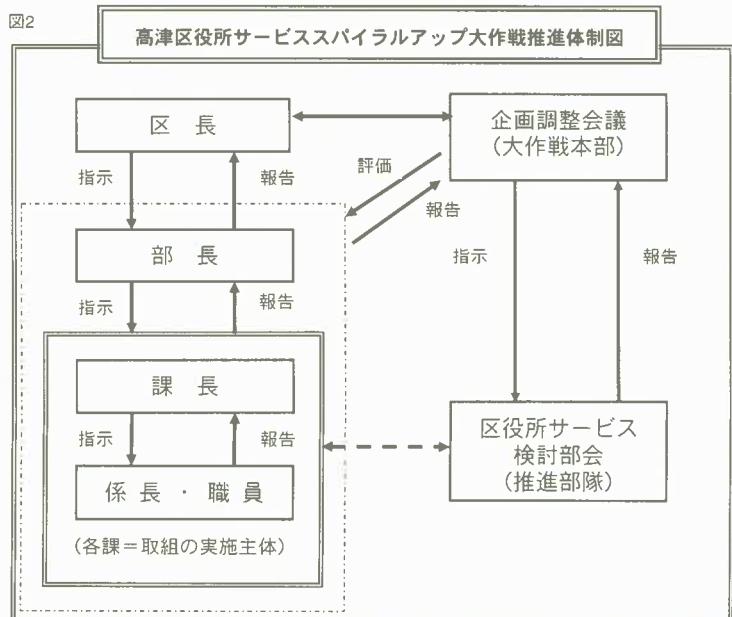
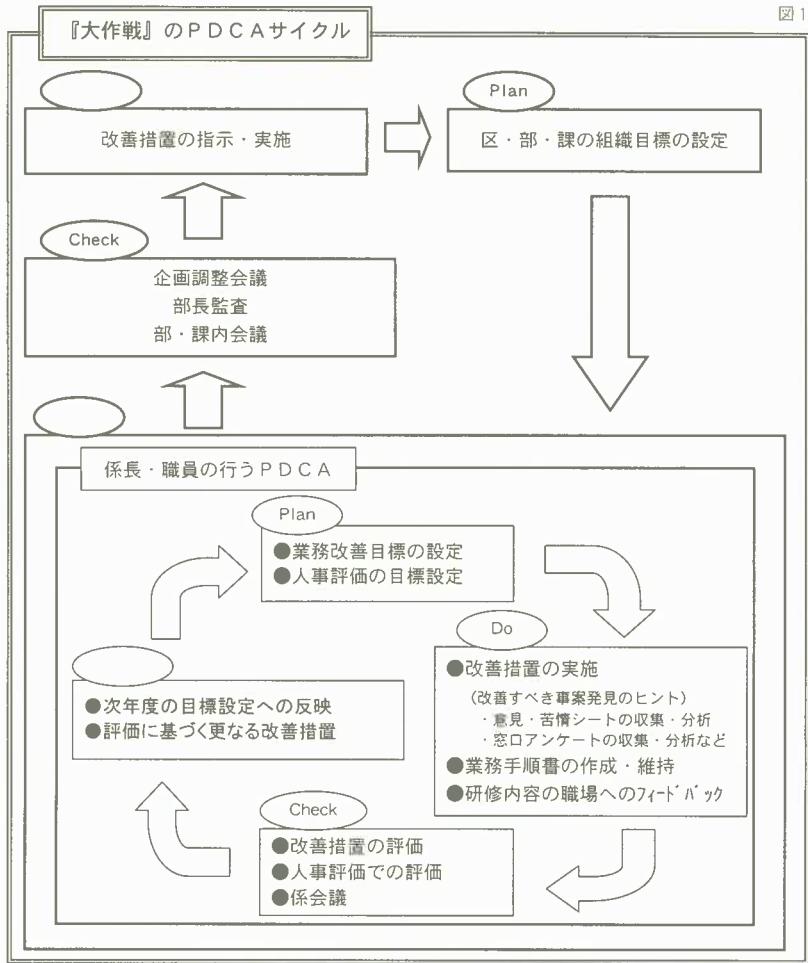
することも含まれている。さらに、職員が市民の視点に立つて行った改善については、「改善シート」（図3）により記録し、所属する組織の中で共有化を図ることとしている。この手法はISOの取り組みのノウハウを活かしたものであるが、この「改善シート」による管理を通じて、個人レベルで取り組んだ改善が組織全体へ広がり、かつ継続的な改善につながっていくと同時に、人事評価制度に基づく取り組みの評価を客観的に行なうことが可能となる。

5 「大作戦」実施状況について

平成一八年四月の取り組み開始に当たり、まず区・部・課の組織目標に『大作戦』に基づく市民サービスの向上につながる改善目標の設定を義務付けた。

平成一八年度については、初年度といふこともあり、取り組む職員にわかりやすい目標を設定する必要があつたことから、改善件数をベースとした目標を各課において設定し、その積上げを部・区の目標とすることとした。結果として、「区全体で一五二件の市民サービスの向上に

【表1】サービス向上のための4原則	
1 市民重視	高津区役所は、市民の要望・用件を的確に理解して対応し、「市民の期待を超えるサービス提供」を行うように努力し続けなければならない。 そのためには、常に市民重視の視点をもって業務を実施することが必要である。こうした視点を持って日々の業務に携わることにより、市民の声（意見や苦情）を活かした「改善」の実現が可能となるが、その土台として職員には市民情報を常に収集し、得られた意見・苦情等を記録化して管理することが求められる。
2 リーダーシップ	区長は、リーダーシップを發揮し、高津区役所が目標を達成するための環境を創り、維持しなくてはならない。 また、部長以下の各管理職は、区長の意向を受けて部課内のリーダーとして『大作戦』推進の中心的役割を果たさなければならない。
3 職員の参画	高津区役所は、所属する全ての職員により成立しており、高津区役所で最大限のサービス提供を実現するには全ての職員の積極的な参画が求められる。 また、参画に当たっては、係内会議等を通じてコミュニケーションを図り、各自のサービス向上の取組が組織全体へ浸透するよう配慮しなければならない。
4 継続的改善	高津区役所は、市民サービスの継続的改善を『組織の永遠の目標』とする。



つながる改善の実施が目標となつた。この組織目標を達成するため、人事評価に基づく職員の業務目標においても、改善目標が設定され、多くの職員が『大作戦』への取り組みへの参加を表明した。改善目標の設定以降、各課においては通常業務と並行して、市民サービスの向上につながるさまざまな改善の取り組みが行われ、平成一八年度については、区役所全体で組織目標を大幅に上回る二二九件の改善の取り組みが実施された。（表2）これらの改善の取り組みは、部長監査（各課=取組の実施主体）において設定し、その積上げを部・区の目標とするとした。結果として、「区全体で一五二件の市民サービスの向上に

度による評価を受けた。また、区全体の取り組みについては年度末までに結果をまとめ、局長会議等において報告するとともに、区のホームページにおいて公表している。

こうして得られた検証・評価の結果については、「平成一九年度取組方針」に反映され、次年度以降の取り組みに活かされていくこととなる。

このようにして『大作戦』のPDCAサイクルへとつながっていくのである。

今回、高津区役所では『大作戦』という一定のルールに基づくサービス向上の

取り組みをはじめとする行政の現場においては、これまで日々の業務を進める中でサービス向上を目的としたさまざまな改善が実施してきた。しかしながら、そうした改善はルールのない中で行われたために、せっかく行われた改善が発案した職員の個人的な取り組みで終わってしまったりといつたことを繰り返してきたのではないだろうか。

区役所をはじめとする行政の現場においては、これまで日々の業務を進める中でサービス向上を目的としたさまざまな改善が実施してきた。しかしながら、

この仕組みを確立された。この仕組みを実行していくためには「リーダーシップ」と「職員の参画」の二つが重要な要素となるが、幸いにも高津区役所においては区長をはじめとする

取り組みを検証・評価し、次年度以降にさらなる改善を継続していくことを通じて、よりレベルの高い取り組みへと「スピーラルアップ」していくことが期待される。

現在、今年度の取り組みについてとりまとめているところであるが、この中には市民の視点に立ったサービス改善や窓口環境の改善など、即効性のある取り組みのほかに、サービス向上につながる事務執行体制の整備といった、いわば「サービス向上のための土台づくり」となる

これからも『大作戦』に基づく市民重視の視点に立つた継続的なサービス向上に区役所全体で取り組み、質の高いサービスの提供を通じて、多くの市民に満足していただける区役所づくりを進めていきたい。

このような取り組みについても数多く報告されている。これらの取り組みは、すぐに効果が現れるものではないが、今年度の

図3

計画立案: 年月日		結果立案: 年月日			
担任	係長	課長	担任	係長	課長

改善シート
【改善すべき内容】
「問を、何故、どうするのか」「何が、何故、どうなのか」など5W1Hの内、必要な事項を具体的かつ明瞭簡潔に記入する。

【改善実施計画】 実施完了予定および改善実施結果の検証・評価時期を必ず記入する。

【係長コメント】 計画内容の是非、アドバイス(あれば)を記入する。

【課長コメント】 計画内容の是非、アドバイス(あれば)を記入する。

【改善実施結果の報告・検証・評価】
【起案者コメント】 報告を記入する。検証・評価は必要に応じて記入する。

【係長コメント】 検証・評価を記入する。

【課長コメント】 検証・評価を記入する。

【所属内の共有化】 結果立案時に記入 (該当項目に○)
改善事案についての所属内周知(済み・未済) ⇒未済の場合 (月 日周知完了)
周知方法 (係会議・回覧・その他:)

* 内容・計画・報告等について、別紙添付などを適宜用いてよい。
※ 実施結果の報告・評価・検証が予定より遅れている場合は、係会議等で必ずフォローする。

表2

【高津区役所サービススパイラルアップ大作戦】
目標設定・改善実施状況(平成18年度)

課名等	組織目標改善件数	改善実施件数	目標設定職員数
こども総合支援	1	2	1
総務企画課	10	14	11
地域振興課	4	4	5
区民課	12	12	22
市民税課	12	12	17
資産税課	12	12	19
納税課	13	13	14
建築課	2	2	8
橋出張所	5	13	14
地域保健福祉課	8	11	9
保健福祉サービス課	16	20	37
高齢者支援課	16	27	18
保護課	4	28	29
衛生課	8	11	9
保険年金課	24	34	21
管理課	3	3	11
工事課	2	10	13
区合計	152	228	258
サービス検討部会WG 合計		1 229	

* グループで改善に取り組んだケースもあるため、目標設定職員数と改善実施件数は一致しない。

新たな政策評価への挑戦 ～「川崎再生ACTIONシステム」の取り組み

総合企画局企画調整課主幹

岩瀬正人

1 はじめに

総務省の調査（注1）によれば、平成一八年一月一日現在の行政評価（注2）の導入率は、都道府県では鳥取県を除く全ての団体で導入済みであり、政令指定都市においては一〇〇%である。その他の市区町村では二六%（五三九団体）と低くなるが、五年前の平成一三年の同様の総務省の調査では市区町村の導入率が僅か五%（一五〇団体）であったことを思えば、「評価」が急速に行政に浸透している様子がうかがえる。

2 「川崎再生ACTIONシステム」の導入経過

民自治の要請から、市民への説明責任を果たすための重要なツールとして位置づけられている。

しかしながら、評価制度の草分けである三重県が「事務事業評価システム」を導入して一〇年が経過したが、この間、行政評価に係る確実な手法が確立されていなかった。行政における「評価」は多様化し、各自治体が自らの導入目的に合せて改善・改良を重ね今日に至っているのが現状である。

このように、行政における「評価」は着実に普及し定着してきているが、その要請の一つは、地方財政が逼迫した状況にあって、行財政改革の推進や自治体が策定する各種計画の進行管理を適切に行い、効率的かつ効果的な行政運営を行うためであり、今一つは、地方分権化が進む中で、自治体が国から自立して政策判断や事業選択を行うためのメルクマールとしての機能が期待されている。さらに、分権化の流れでは、参加と協働による市

過は次のとおりである。

本市における現行の評価制度の導入経

こうした状況の中で、本市の評価制度は、政策的な事業だけでなく、窓口業務や内部管理的な業務を含めて全ての事務事業を対象として目標管理型の点検、評価を実施しており、事業目標が人事評価の組織目標と連携するなど、大変ユニークなものとなっている。

このように、行政における「評価」は着実に普及し定着してきているが、その要請の一つは、地方財政が逼迫した状況にあって、行財政改革の推進や自治体が策定する各種計画の進行管理を適切に行い、効率的かつ効果的な行政運営を行うためであり、今一つは、地方分権化が進む中で、自治体が国から自立して政策判断や事業選択を行うためのメルクマールとしての機能が期待されている。さらに、分権化の流れでは、参加と協働による市

過は次のとおりである。

本市における現行の評価制度の導入経

阿部市長は平成一三年一二月、就任後に立つて見直しに着手する方針を打ち出し、総合計画の策定に先立つて、まず「行財政改革プラン」を平成一四年度に策定し、「これまでの施策体系・サービス提供体系を例外なく見直す」ための、基本となる考え方を具体的に示すこととした。

そして、行財政改革に示された「ムダを省いて、最小の経費で最大の効果をあげる」ことを主眼に、「市民が求める質の高いサービスを、効率的かつ多様に享受できる環境を作り上げる」ことを点検の視点に据えた「事務事業総点検（川崎再生ACTIONシステム）」を平成一五年度からスタートさせた。

事務事業総点検は、文字通り市の行う全ての事務事業を点検対象としたが、それは同時に、新総合計画の策定に向けた準備作業でもあった。このことが、本市の新総合計画の性格を特徴付ける大きな要因となっている。

平成一六年度の事務事業総点検は、総合計画の策定作業と一緒に進められ、実行計画の期間である平成一七年度から三か年の方向性について検証を行っている。このように、平成一五、一六年度の二年間に渡つて点検を実施し、見直しを進めた事務事業が結果として、「川崎再生フロンティアプラン」の実行計画の計画事業（政策体系の五層）として位置づけられることになった。

また、実行計画の政策体系に位置づけられない内部管理的な事務事業については、「政策の執行を支えるその他の事務事業・経費」として実行計画に包含し、平成一七年度の計画事業費を一七年度の予算総額から公債管理会計分を除いたものと一致させている。このように、計画上の予算と財政フレームを密接に関連させることで、実行計画の実効性を担保している。また、総合計画の進行管理を任ずる「川崎再生ACTIONシステム」にとつても、こうした一連の作業は、評価制度の実効性を確保する上で重要なプロセスであった。

3 新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」の策定作業との連携

このように、事務事業総点検は行財政改革の推進だけでなく、新たな総合計画の策定に向けた取り組みでもあつたことから、総合計画がスタートとした平成一七年度からは、「総合計画の進行管理・評価」としての機能が当然のこととして付加された。新総合計画は、計画の役割を「何を増やし、何をつくる」という従来の発想ではなく、「活力とうるおいのあるまちをどのように育て、運営していくか」という視点から、地域経営の「プラン」として位置づけていることが特徴的である。

こうしたことから、「川崎再生フロンティアプラン」の総論においては、「施策の執行によって達成・実現をめざす目標を可能な限り具体的に示し、さらに、これを執行するにあたっては、施策や事務事業の評価と連携した『計画・実行・評価・改善(Plan-Do-Check-Action)』」のしくみにより、効果的な施策の執行と課題解決をめざします」と、事務事業総点検及び施策評価を本市のマネジメントツールとして位置づけている。

事務事業総点検では、実行計画に示されている事業目標の進捗状況を管理し、効率的で効果的な事業執行に向けた点検を行う。一方、行政は事務事業を行うことが目的ではなく、事務事業を遂行した結果得られる市民福祉(サービス)の向上が目的であることから、施策課題(政策体系の四層)ごとに、施策評価を実施し、課題解決がどの程度図られ、市民が享受する成果は何であつたかについて把握し、評価している。評価結果について

は公表し、市民意見を募集しているが、寄せられた意見については、施策の遂行に適切に反映することとしている。

一方、施策評価が客観的、公正な評価手法に拠つて行われているか等について審議し、評価制度の改善・改良に資することを目的として、学識者及び公募市民で構成する「政策評価委員会」を設置し、評価結果について意見を伺っている。政策評価委員会の審議結果については、評価結果と併せて公表している。

5 「川崎再生ACTIONシステム」の今後の展開

前述したとおり、本市の行政評価制度を最も特徴付けているのが、人事評価制度との連携である。前例に捕われず、これまでの仕事のやり方を変えるためには、職員の意識改革が不可欠である。

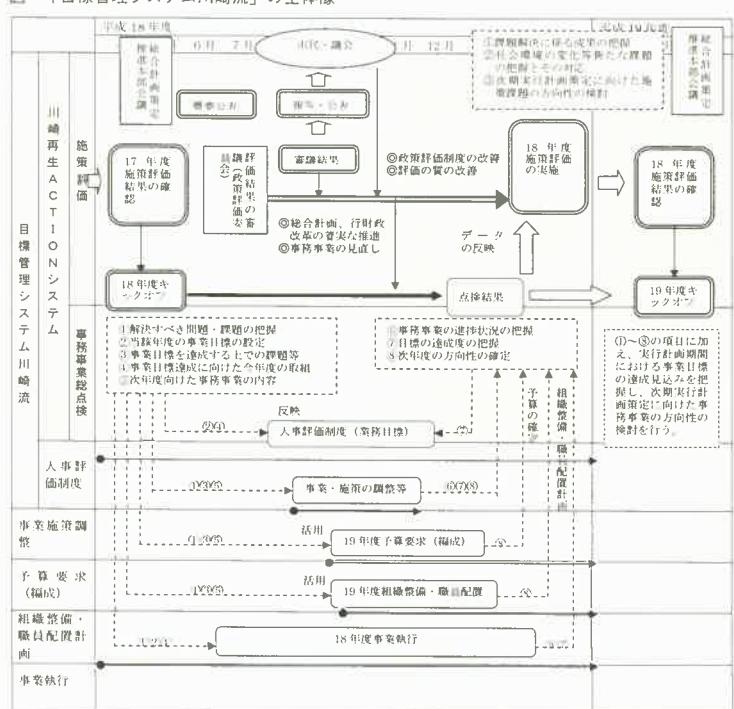
職員個人の「業務目標」を組織目標を軸に事務事業総点検と連携させ、職員の個人目標が達成されることで総合計画の着実な推進を図るというのが「目標管理制度川崎流」の骨格である。

社会経済環境が大きく変化する中、市民ニーズはますます複雑多様化しており、よりよいサービスを提供し続けるために、時代の変化に的確に対応できる行政のプロとしての人材育成と政策マネジメントの一体となつた取り組みが必要となつてきている。こうしたシステムの成果は、徐々にではあるが、確実に「仕事のやり方」を変革するだろう。

下図は、「目標管理制度川崎流」の全体像を示したものである。丸で囲んだ

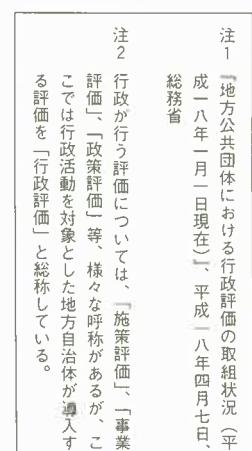
数字は、事務事業総点検及び施策評価の主な点検・評価項目を表している。

図 「目標管理制度川崎流」の全体像



で行われるが、それが全てではない。帳票の作成と評価する過程で得られた知見や議論をどのように活かすのか、評価者が評価スキルの向上と組織としてのマネジメント能力の向上が求められている。平成一九年度には、次期実行計画の策定作業が本格化するが、三か年という短い期間で評価スケルの向上と組織としてのマネジメント能力の向上が求められている。

平成一九年度には、次期実行計画の策定作業が本格化するが、三か年という短い期間で評価スケルの向上と組織としてのマネ



「民間企業派遣研修」を終えて

中原区役所資産税課

明石基彦

(異国での一年)

海外への旅行や生活をすると、日常あたりまえの存在であつた日本を再認識するきっかけになつたりする。「行政」「公務員」という存在も我々は普通のこととして仕事をしているが、外側から見て接するとのでは、ずいぶんと違つた眺め、印象を受けるものである。

筆者は平成一七年四月から平成一八年三月まで、株式会社野村総合研究所社会産業コンサルティング部に派遣された。わずか一年という短い期間とはいえ、公務員としての業務を離れた生活は新鮮であるとともに、社会人として、公務員としての自分を見つめ直す良い機会となつた。この経験を通じて感じたこと、学ぶべき点を、日常の公務員生活と比較しながら記してみたい。

行政の課題に対する解決策として民間企業の手法や考え方を取り入れるという表現も、もはや言い古されてきているが、実際に筆者は派遣を通じて、民間企業か

ら学ぶ点はやはり多いということを実感した。本稿ではその中でも特に強く感じた三点に注目する。ただし、官僚組織や行政学の研究書のような理論的なことはなく、あくまで筆者の経験に基づいた実感ベースを重視したうえで、民間と行政との違いを整理してみたい。

なお、筆者の派遣先はコンサルティング会社であり、一般に民間企業としてイメージされる、製造業や金融業とは異なる点はあるかもしれないが、れつきとした一部上場企業であり、本稿において顧客満足と営利を追求する民間企業という点では差異はないと考える。

(スピードと攻めの姿勢)

民間企業と行政との違いでます感じた点に、スピード感の違いがあげられる。事務処理、顧客対応といった具体的な点はもちろん、実感する場や空気としてのスピード感があり、それが積極的な攻めの姿勢という好印象をもたらしていると感じた。

企業への派遣を通じて感じたこと、学ぶべき点を、日常の公務員生活と比較しながら記してみたい。

行政の課題に対する解決策として民間企業の手法や考え方を取り入れるということが、その結果として、守りに入っているという受身の態勢が身についてしまつたようになり、受身の姿勢は、技術や能力等においても社会の後追いといつた悪い印象を残しかねない。

筆者も派遣中に、役所の手続きは何で点に、スピード感の違いがあげられる。部署により情報感度やコミュニケーションに対する意識の格差も大きく、自分にとつて何がチャレンジなのか、成長に結びつくのか腑に落ちないのが現状ではないだろうか。この状況は、視野を狭くし、少しの失敗も

(人材に対する考え方)

二点目は人材に関する考え方である。

競争社会の中で勝ち残るために民間企業では、人材についても他社に対し比較優位を求め、採用の段階から入社後の研修環境、個々人のスキルアップに至るまで、非常に意識が高い。また、営業成績や他社との競争に敗れるといった、他人、他社、顧客のニーズとの客観的な比較、評価を受ける機会も多いため、個々人が健全なチャレンジと失敗を繰り返していく必要があることは、民間も行政も同じだろう。周囲の環境や意識の変化に対して外圧としての変化ではなく、自ら能動的に変化し、適応能力を高めるという意識が必要だが、行政は前例踏襲主義からなかなか脱することができず、スピードに乗り遅れているとの感を受けた。

むろん行政は業務の性格上、慎重な判断を求められるケースも多く、スピード感を重視し過ぎることには問題もあるだろうが、その結果として、守りに入っている

一方で行政は、これまで競争原理や社会の生存競争とは距離をおいた存在で、営業成績のように数字で業績や能力を評価される機会も少なく、その評価手法についても試行錯誤の段階といえる。つまり、組織や個人が社会的役割や能力評価に関して、体系的、客観的な視点での理解が不足する環境であり、これは組織にとって最大の資産ともいえる人材に対しての意識にも影響を及ぼす。成長の目的や将来像、それに対する能力要件、能力開発などが具体性の乏しい漠然とした思考になりがちとなる。

筆者の実感としては、部署により情報感度やコミュニケーションに対する意識の格差も大きく、自分にとつて何がチャレンジなのか、成長に結びつくのか腑に落ちないのが現状ではないだろうか。この状況は、視野を狭くし、少しの失敗も

恐れるといった成長の阻害要因になり、異質な状況を受け入れず社会や顧客ニーズと乖離を生じるといった悪影響にもつながる。

人材に関しては、限定された資源でサービスの向上をめざすうえでも、将来の行政サービスの担保という点からも、長期的な視点を持つ必要がある。そもそもチャレンジの機会や成長を実感できる場が少ないことは、働く人間として非常に不幸なこととも言える。派遣先はコンサルタント業界という特に人材が大きく左右する業界ではあるが、今後行政が組織としても個々人に関しても、人材に対する意識を高めていくことは、大きな課題であることを実感した。

（企業のブランド力、看板を背負って仕事をするということ）

もう一点は、企業のブランド力、つまり「看板」を背負つて仕事をすることについてである。我々ももちろん川崎市、地方公務員という看板を背負つて仕事をしている。しかしながら、企業の看板、信用力を背負つて仕事をするということはかなり感覚を異にする。

これは決してブランドにあぐらをかいて仕事をしているということではない。過去から脈々と築いてきた信用力の上に現在の企業の知名度、イメージ、商品力があるということだろう。顧客もそれに対しても対価を払つており、企業には常にその高い品質が求められ、社員にはそのブレッシャーのなかで仕事をしているということ、そして、その付加価値をさら

に高めようとする向上心を持ち続けているということでであろう。

今現在、自分自身が公務員という立場、社会的認知度等をどれほど意識できるだろうか。市民は、行政、公務員というときに、まあ悪いことはしないだろうくらいの感覚が一般的な感覚ではないだろうか。

働いている社員にしてみれば、「普通のこと」と一笑に付すだろう。しかし、その「普通」を地道に繰り返すことこそが重要なのだろう。短期間で組織も人も大化けするわけではなく、日ごろの積み重ねが、企業価値を作り上げ、顧客、株主、社会に対して責任を全うしていることになるのだろうと感じた。

（かわいい子には旅をさせよ）

本稿で筆者が伝えたいのは、民間企業のナマの実感という点である。むろん自分の知識やビジネススキルは格段に向上したと思うが、身をもつて感じるということ、机上の「お勉強」では学べない場の経験こそが、一年という期間、腰添えて民間企業に派遣された意味だつたと自分で解釈している。本稿では、民間企業の良いところばかりが並んだ感もあるが、それは、行政、公務員ならではの役割、ミッションを再認識したゆえでもある。

筆者は派遣について「公務員からのモラトリアム」という表現をしたことがあつた。まさに異国、異文化体験を謳歌したが、公務から離れ甘い汁を吸つてきたというご批判を受けるかもしれないし、

果たして派遣する側の意図、期待された「お土産」を持つて帰ってきたかどうかはわからない。しかし、「異国」での旅は予想もつかない出来事に満ちており、自分でも想像だにしなかつた発見こそが「お土産」なのだと今では思っている。指示通りに動く作業マンになつてくることを求められたわけではないだろう。

かわいい子に旅をさせれば、必ずしも親の都合どおりの子に育つとは限らないが、それなりの「お土産」をもつてたくましく育つて帰つてくるものあり、それは将来親を超える存在への第一歩でもあるかもしれない、と考えていただければと思っている。

最後になるが、本稿が今後の派遣や人材育成に何らかのお役に立つものであれば幸いである。



「自治体法務ゼミナール」に参加して

健康福祉局介護保険課
下浦 健

自治体法務ゼミナールの概要

自治体法務ゼミナールは、平成一五年度からスタートし、三年間は「自治体法務ゼミナール」として、平成一八年度は「自治体法務研修（討論方式）」と研修名を変えて、計四年間行われました。

研修の講師には、発足当時から、著名な行政法学者であり、川崎市代表市民オブズマンの兼子仁（東京都立大学名誉教授）をお迎えし、いわゆる「兼子ゼミ」として、直接ご指導いただきました。

研修の目的は、近時、地方分権の推進

に伴い、自治体における「法務」の役割が増し、また住民協働の時代に進み、自治体職員の主体的な法務能力の向上が格段に期待されている中で、その「政策法務」の土台となる「自治体行政法」の基本について、近年の自治体実務の生きた実例を題材に研修を行う（実施要領より）、というものです。

研修の参加職員数は、平成一五年度一五名、一六年度二一名、一七年度一七名、そして一八年度一三名で、三年連続で参

加した、まちづくり局指導部建築審査課の岸田謙三さん、一度参加した後、今回再度参加した、教育委員会生涯学習部生涯学習推進課の高木直子さん等、男女を問わず、若手職員から中堅職員まで、各局部署から幅広い職員が参加しました。この研修の特色は、職員の自主的な自己啓発に関する活動支援の一環として実施されることから、夜間・勤務時間外に修生がグループに分かれて研究を行い、ゼミナール方式で研修生相互の討論が主體であることです。

一般的に法務研修と言えば、大学教授や弁護士などの法律の専門家や行政の法務担当職員から、講習会形式で話を聞くというものが多いのですが、この研修は、研修の目的にあるように、「参加者各人の自主性・主体性」が強く求められるため、各人がテーマについて研究し、グループ内で討論（「サブゼミ」）を行った後、発表及び全体討論（「本ゼミ」）にのぞむことが必要となります。

このように、研修内容が質量共に重量

級であることから、研修の参加者は、意識の高い人達が集まっています。

また、研修の終了後は、各グループが更に討論テーマについて研究を積み重ね、最終的には、成果品として、研修報告書を総務局職員研修所が作成していますので、研究成果等については、そちらをご覧いただけます。

平成一八年度の研修について

本年度の研修は、一三名が参加しましたが、今年度の特徴の一つとして、女性

の参加者が八名と、半数を超えていたこ

とがあります。

また、研修スケジュール（別表一）の中

に、今までに無かつたグループ討論の日を設けることで、各グループの討論が活発になつたと思います。

本年度のグループ討論のテーマとして

は、別表一の四つのテーマがあげられて

いました。この四つのテーマの中で、私は第四テーマを選択しました。

第四テーマそのものは、私の現在の職

務内容と直接の関係はありませんが、近年、各自治体で住民訴訟が増加する傾向にあり、その中でも補助金に対する問題が次々明らかになるなど、市民の目が厳しくなってきてることから、この機会に勉強したいと考えたからです。

このテーマを選んだのは、私のほか、中原区役所区民サービス部資産税課の岡崎秋香さん（二年連続参加）と、麻生区役所保健福祉センター保健福祉サビス課の外山富之さん（第一テーマの討論グループにも参加）で、この三名で研究することとなりました。

研究に際して、最初に討論グループとして本ゼミまでのスケジュール調整を行つた後、共通の参考文献として「要説住民訴訟と自治体財務【改訂版】確井光明著」を決め、先ずは各人がこの文献を読み込むことから始めました。

その後、最終成果品を想定して発表内容の骨格を決定し、具体的な検討を開始しましたが、検討材料として使用したのは、兼子先生から資料提供していただきた三つの判例（別表三）です。

これらの判例は、討論のテーマである補助金の「公益性」について、第三セクターに関する補助金や、職員互助会に対する補給金など、今までに自治体が直面している補助金の問題として、注目を集めているものです。

特に「下関市日韓高速船事件」と「陣屋の村補助金住民訴訟」の二つの判例は、最高裁判決に、裁判官の反対意見も付されていることから、討論グループとして、最高裁判決の主文・理由及びそれと異なる反対意見について、どのように評価す

るか、何度も慎重に議論を重ねました。もちろん、川崎市の現状を踏まえることや、「住民訴訟」とは何か等、基本的な事柄を押えることも忘れてはなりません。

判例研究と並行して、これらのことにも目を向けること、特に、「住民訴訟」制度の成り立ちや制度の構造等について、自

主勉強することができる良い機会となりました。

この研修のメリット

この研修に参加するメリットとしては、次の点が挙げられます。

第一に、『現在自治体が直面している最新の法的課題に触れることができる』、ということです。

地方分権が進む中で、平成一八年一二月一五日に公布された「地方分権改革推進法」の基本理念にもあるとおり、自治体は、「地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営すること」が求められています。

この研修では、興味深い事例が研究テーマとなっていますので、研修に参加することは、それらについて具体的にアプローチをする、絶好の機会を得ることができます。

そのような問題に対しても、各個人が常にアンテナをはりめぐらせ、かつ考察することができますが、現実的には、その姿勢を持続することは難しいと思います。

この研修では、興味深い事例が研究テーマとなっていますので、研修に参加することは、それらについて具体的にアプローチをする、絶好の機会を得ることができます。

回	日 時	内 容
1	7月 4日(火) 18時から	開講 講師によるオリエンテーション
2	7月 28日(金) 18時から	グループ分け確定 各グループ打ち合わせ
3	8月 22日(火) 18時から	【研修生のみ】第1回各グループ討論
4	9月 1日(金) 18時から	講師のコーディネイトによる第1グループ発表及び全体討論
5	9月 22日(金) 18時から	【研修生のみ】第2回各グループ討論
6	10月 17日(火) 18時から	講師のコーディネイトによる第2グループ発表及び全体討論
7	11月 10日(金) 18時から	講師のコーディネイトによる第3グループ発表及び全体討論
8	11月 28日(火) 18時から	講師のコーディネイトによる第4グループ発表及び全体討論

別表一

No	研 究 課 題
1	市民に分かりにくい例規や公文書上の法表現をいかに見直すべきか
2	市における各種の「要綱」を公表するという問題について
3	情報公開及び自己情報開示にかかる“法令秘”をめぐる問題点—関係法条の解釈・運用をふくめて
4	市の補助金交付における「公益」要件をめぐる問題は何か—住民訴訟の判例を参考にして

別表二

No	事 案
1	下関市日韓高速船事件 最高裁 平成13年(行ヒ)第243号 平成17年11月10日判決
2	「陣屋の村」補助金住民訴訟 最高裁 平成14年(行ヒ)第144号 平成17年10月28日判決
3	大阪府市町村職員互助会への 補給金返還等請求事件 大阪高裁 平成 9年(行コ)第 51号 平成16年 2月24日判決

域先端的な新しい法的問題が問われる場面が多く発生していますが、この研修では、その中でもターゲットリーで、かつ重要な法的課題について、兼子先生から様々な情報や考え方を示していただき、その問題点や法的論点について触ることができます。

第二に、『自分の職務内容と直接にはかかわりはないが、しかし、重要な自治体の法的問題について、深く考える機会を得られる』、ということです。

私達は、日常業務の中で、様々な問題に直面し、それを解決すべく努力しますが、それはあくまで職務範囲の中での話

で、職務範囲外の問題については、例え興味をそそられるものであっても、深く考

える機会はなかなか得られません。そのような問題に対しては、各個人が常にアンテナをはりめぐらせ、かつ考察することができますが、現実的には、その姿勢を持続することは難しいと思います。

この研修では、興味深い事例が研究テーマとなっていますので、研修に参加することは、それらについて具体的にアプローチをする、絶好の機会を得ることができます。

第三に、『ゼミ形式の効果として、グループ発表に対して、他の研修生から質問等を受けることで、グループとして気付かなかつた問題点が浮かび上がる』、ということです。

各グループは、二、三人で形成しますが、討論テーマに職務上直接関係する人は少ないことから、研究当初は、どこから手を付けたらよいのかも分からず状態から始まります。

そのため、兼子先生からアドバイスをいただきながら研究を進めますが、グループ発表時の内容は、どうしても、一般論・抽象論に陥りがちで、具体的な提言等にはなかなか行き着きません。

しかし、参加している研修生が、組織的にも年齢的にも異なることがメリットとなり、実務経験のある職員がいる場合や、思いもかけない情報を持つてゐる職員がいる等、本ゼミにおいて他の研修生から積極的な質問や指摘を受けることにより、議論が深まり、研究内容の幅が広がつていきました。

第四に、"グループ発表に対する、兼子先生による法的着眼点をご指摘いただけます。"と、テーマに対する理解が深まる"、ということです。

各グループは、研究発表を目指して、自分のテーマについて、サブゼミを行いますが、テーマの中には、判例でも結論が異なるような、法的に解釈が難しいものも含まれます。

そのような時は、発表前に兼子先生にご指導いただく事もありますが、グループとして結論を導き出せずに発表日をむかえる場合もあります。

しかしながら、本ゼミでは、兼子先生がその辺りを鋭く察知され、先生から法的な解釈等について的確なアドバイスをいただくことで、より研究内容が深くなつていきました。

おわりに

私は、平成二十六年度（二回目）から、三年連続でこの研修に参加しました。

参加の動機は、学生時代に行政法のゼミで勉強していたこともあり、著名な行政学者である兼子仁先生から、自治体が直面している様々な問題について、直接ご指導を受けられることは、夢のようなチャンスだと思つたからです。

しかし、研修初年度は、その研修内容の厳しさから参加することに躊躇し、大変後悔しました。

そのため、平成二十六年度に再度募集があると知つたとき、このチャンスを二度と逃すまいと、勇んで参加した憶えがあります。

一 投稿をお待ちしております

本誌は職員の皆さんが自由に意見を発表し、討論するひろばです。日頃の自主研究の発表の場として、投稿をお待ちしています（執筆は個人・グループのいずれでも構いません）。応募される方は、事前に研究の概要をA4判紙二枚以内にまとめて自治政策部担当までお送りください。

実際に研修に参加してみると、研修生は、法令、判例、学説、文献及び他自治体の動向等を調査・検討するとともに、テーマの発表までに、勤務時間外に討論グループで何度もサブゼミを行ったり、メールで情報交換したりする必要があるなど、研修内容は予想以上に厳しいものがありました。

研究途中で挫折そうになることもあります。自分の討論グループの他の研修生や、他の討論グループの研究発表等から強い刺激を受けながら、何とかやりとげることができたことは、自分にとって財産となりましたし、そして何よりも、兼子仁先生から直接ご指導いただいたことは、刺激に満ち溢れ、充実した時間を実感できる得がたい経験でした。

残念ながら、この形式で行われる研修は、今回で終了と伺っています。

ご多忙なところ、常に暖かい眼差しで研修生にアドバイスいただきました兼子仁先生に、心から感謝いたしますとともに、今まで兼子仁先生にご指導いただいたことを心に刻みながら、これからも引き続き「政策法務」の視点を持ち、勉強を続けたいと考えています。

バツクナンバー紹介

■ 政策情報かわさき第20号特集

【特集●川崎のまちづくり】
「広域調和のまちづくり」と「きめ細やかな身近なまちづくり」

【座談会】

二一世紀のまちづくりの潮流／川崎の顔をつくる（中井検裕／君嶋武胤／金子督／和田忠也／木村実／司会）小宮山健治

△川崎駅周辺における拠点整備事業と都市デザイൻ（和田忠也）

△移動が快適で人にやさしい公共基盤の再整備に向けて／新たな川崎の「顔」づくりに向けての「川崎駅周辺総合整備計画」策定の取り組み（田中利明）

△川崎駅周辺市街地活性化に向けた取り組み／川崎駅周辺市街地活性化基本計画の課題と今後の展望（森眞樹）川崎駅周辺市街地のバリューアップに向けて／「結び」によるまちづくり（若松秀樹）

◇川崎駅西口再開発事業施設「ミューザ川崎」と市文化施設「ミューザ川崎シンドオニー」ホールの取り組み／音楽のまち・かわさきの発信（安生浩二）

◇大規模マンションにコミュニティはできるか（編集部）

①大規模マンションセゾール川崎の取り組み（インタビューセゾール川崎ハイライズ自治会長 篠原倫彦）

②大規模マンションに形成されるコミュニティをサポートする活動の実践と展望（インタビュー・コミュニティサポートネット取締役 生駒みゆき）

◇周辺部・郊外部の都市デザイン／身近な住まいの魅力ある景観づくり（速水竜）

①大街道都市景観形成地区について（渡邊博文）

②東海道川崎宿について（田村浩美）

③井田みすぎ地区について（若狭公浩）

④二ヶ領用水宿河原堀地区について（福本和晃）

バツクナンバー紹介

■ 政策情報かわさき第19号特集

【特集 川崎発「環境」の現在と未来】

【巻頭座談会】

新たな時代に対応した自治体環境政策の課題

△次世代への責任、持続可能な社会をどうつくるのか（田中充／飯田和子／小林菊代／石渡和夫／鈴木直仁／伊藤和良／司会）小宮山健治

△川崎の環境行政のあゆみ

◇本市の環境産業振興施策について（吉澤朋光）

◇これまでの川崎の公害への取り組み（山田健二郎）

△環境産業育成の視点から

◇本市の環境産業振興施策について（吉澤朋光）

◇川崎市内の環境産業に取り組む企業について（兒島一嘉）

△循環を視点とした環境施策から

◇市域における地温暖化対策の推進とその課題（伊藤英介）

△地域環境から積み上げる循環型社会の姿／廃棄物処理事業の今後をめぐって（石井亞紀代／高橋菜摘／鈴木洋昌／伊藤孝夫）

△循環のまちづくりのための様々な取り組み（高田明）

◇日野市の「ごみ改革」（大島康二）

△首都圏に位置する川崎市の地域環境保全の視点から

◇水と緑のまちづくりのための様々な取り組み（高田明）

△環境教育のためのパートナーシップ（吉川サナエ）

◇明るい未来をつくる環境教育・学習（吉川サナエ）

△川崎市国際施策参与のコメント（加藤三郎／末吉竹二郎）

△編集を終えて（政策情報かわさき編集部）

商業統計からみた 川崎市小売商業の特性

経済局企画課主査

川村真一

1 はじめに

川崎市における消費購買の流出がいわれて久しい。

当該都市住民一人当たりの年間販売額と全国の人口一人当たりの年間販売額とを比較するトンプソン指数(後述)で大都市を比較すると、川崎市が一番低くなるため、いつそうの商業振興の必要性が指摘される。川崎市では、平成一四年度からBuyかわさきキャンペーンを実施するなど、地元購買の促進と市外への情報発信に努めているが、商業統計にその効果の反映を見るることは難しい。一方、平成一八年九月二八日、JR川崎駅西口前にオープンした「ラゾーナ川崎プラザ」は、店舗面積約七六、 1000m^2 (約二三、〇〇〇坪)、駐車場台数約二、〇〇〇台の川崎市最大の商業施設であり、商業統計

自治体においては、大型商業施設の規制・誘導を強力におこなう方策をなかなか持ち得なかつた(注2)。この結果、大型店の商業地域以外の地区への出店増加と中心市街地の空洞化が問題となり、平成一八年に「まちづくり三法」の改正がなされるに至つた。「改正まちづくり三法」は、今後の中心市街地活性化策について、「人口減少社会の到来、持続的な自治体財政、コミュニケーションの維持」といった観点から、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を基本的な方向性とし、「まちのコンパクト化」と「コミュニケーションとしての魅力向上」等を施策の方向性としてイメージしている(注3)。

本稿は、このような流れの中で、商業統計のデータから川崎市の小売商業の特性をみようとするものである。特に、川崎市の商業は東京・横浜圏の商業と常に比較購買され関連が深いにもかかわらず、商業関係の報告書等の中では、一〇年以上にわたる時系列で、東京都区部・横浜市との比較で統計分析を行つてあるもので、出店は原則自由とされたため、地方

六三年から平成一六年までの商業統計を基に(注4)、川崎市の小売商業の分析をおこなつた。

2 トンプソン指数による大都市比較

トンプソン指数とは、当該都市住民一人当たりの年間販売額と全国の人口一人当たりの年間販売額とを比較するもので

表1は、川崎市において昭和六三年以降に開店した主な大型店の一覧であるが(注5)、主な大型店だけでも、店舗面積の合計は二二三、四六五坪になり、これはラゾーナの面積の約三倍に匹敵する。長期的にはこれだけ店舗面積が増えているにもかかわらず、トンプソン指数はなぜ改善しないのであるうか。

3 川崎市小売商業の伸張

川崎市小売商業の伸張を売場面積と販売額からみてみよう。表2は、全国、東京都区部、横浜市、川崎市の売場面積と小売業の年間販売額の推移を表したものである。昭和六三年を一〇〇とする、平成一六年には全国の小売販売額は一六・一、売場面積は一四・一・二に拡大している。一方、横浜市、川崎市をみると、売場面積の伸び率は、全国とほぼ同率で拡大しているが、販売額は横浜市一二・〇、川崎市一二・三・六と全国合計の伸び率を上回つて増加している。一方、東京都区部は、販売額一〇七・三、売場面積一一九・八とどちらも、全国伸び率

表2は、昭和六三年から平成一六年までの東京都区部・横浜市・川崎市の三大都市におけるトンプソン指数の推移を比較したものである。これからわかるところ、横浜市は一・〇二から〇・九八、川崎市は〇・八六から〇・八四へと漸減しているが、長期的に見ればほぼ横ばいとなつてゐる。逆に東京は、破線で示したトレンド線に見られるように一・五五から一・四七へと、川崎市、横浜市よりはやや大きく減少してゐる。

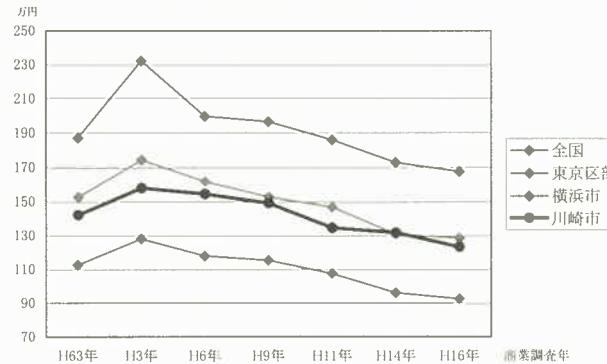
表2 全国及び三大都市の年間販売額と売場面積の推移

	(昭和63年=100)	平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	
全 国	年間商品販売額	100.0	122.5	124.8	128.7	125.2	117.7	116.1
全 国	売 場 面 積	100.0	107.7	119.2	125.5	131.2	137.8	141.2
東京区部	年間商品販売額	100.0	123.7	113.5	114.9	111.8	106.7	107.3
東京区部	売 場 面 積	100.0	99.7	106.4	109.3	112.5	115.4	119.8
横 浜 市	年間商品販売額	100.0	123.2	124.0	125.3	130.8	120.9	121.0
横 浜 市	売 場 面 積	100.0	108.0	117.1	125.2	136.0	141.0	143.7
川 崎 市	年間商品販売額	100.0	123.8	125.5	119.4	127.4	123.6	123.6
川 崎 市	売 場 面 積	100.0	111.4	115.5	113.9	134.5	133.3	142.5

表3 全国及び三大都市の売場面積1m²あたりの年間商品販売額*

	H63年	H3年	H6年	H9年	H11年	H14年	H16年
全 国	113	128	118	115	107	96	92
東京区部	187	232	200	197	186	173	168
横 浜 市	153	175	162	153	147	131	129
川 崎 市	143	158	155	149	135	132	124

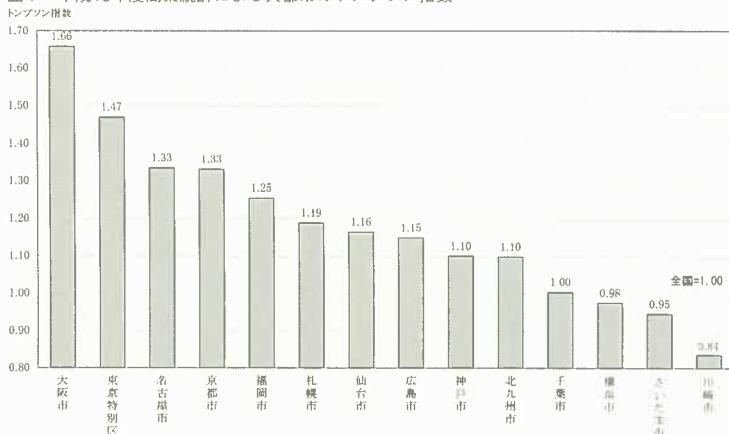
*小売業の年間商品販売額を売り場面積で単純に除して算出した値による。

図3 全国及び三大都市の売場面積1m²当たり販売額推移表4 平成16年商業統計による小売業の1m²当たり年間販売額等の大都市比較

	売場面積1m ² 当たり年間販売額*(万円)	従業者一人当たり年間販売額(万円)
全 国	92	1,717
東 京 特 別 区	168	2,211
大 阪 市	152	2,223
横 浜 市	129	1,984
川 崎 市	124	1,718
京 都 市	121	1,828
名 古 屋 市	115	2,031
札 幌 市	112	1,932
さ い た ま 市	109	1,900
福 岡 市	108	1,791
神 戸 市	108	1,768
仙 台 市	106	1,857
千 葉 市	98	1,820
広 島 市	95	1,862
北 九 州 市	90	1,676

*売り場面積1m²あたりの販売額は、年間販売額を売り場面積で単純に除したもの。

図1 平成16年度商業統計による大都市のトンプソン指数



4 川崎市小売商業の販売効率

表5は、大都市別、産業中分類別に、昭和六三年を一〇〇として、平成一六年の小売業年間商品販売額の伸び率、表5の12は、表5で示した各都市の販売額伸

しかし、従業者一人当たり年間販売額でみると、川崎市は北九州市に次いで二番目に低い。先に見たようにトンプソン指数も大都市中最も低い。果たして、川崎市の商業の生産性は低いのであろうか。

図2 三大都市におけるトンプソン指数の推移

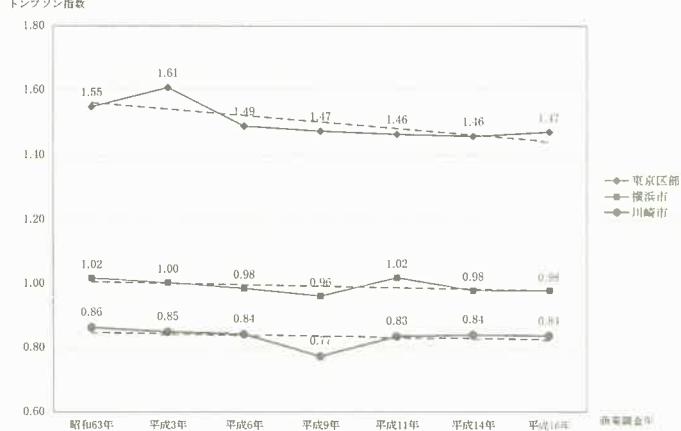


表1 昭和63年以降に開店した市内の主な大規模小売店舗

(川崎市大規模小売店舗立地法ホームページより作成)					
施設名	所在地	開店日	店舗面積(m ²)*	小売店数	主要な大型店
川崎ルブロン	川崎区 S63. 3. 11		42,500	38	伊丸井、ヨドバシカーナンバーほか
小田新百合ヶ丘エルミロード	麻生区 H 4. 11, 12		18,000	57	イトーヨーカ堂ほか
宮前ショッピングセンター	宮前区 H 5. 10. 26		7,057	3	トステムビバード、掛川エフフ
新百合ヶ丘ビブレ	麻生区 H 9. 8. 29		25,000	3	掛川マリカルほか
横口駅北口地区第一種市街地再開発事業施設建築物(NOTCY)	高津区 H 9. 9. 12		41,130	38	伊丸井ほか37者
新百合丘OPA	麻生区 H 9. 10. 31		15,236	104	掛川ハラほか
ミナトマチプラザ	川崎区 H 10. 7. 1		14,797	12	伊丸井ほか
第一ホテル玉川ロイヤルガーデン	高津区 H 10. 7. 25		6,824	2	伊丸井ほか
小田急ショッピングプラザ(エスパ)	川崎区 H 12. 6. 8		20,836	15	イトーヨーカ堂ほか
ミナトマチプラザアネックス	川崎区 H 12. 7. 28		9,853	2	伊丸井ほか
川崎ダイスビル	川崎区 H 15. 9. 12		22,232	14	伊丸井ほか
L A Z O N A川崎	幸区 H 18. 9. 15		67,145	185	伊丸井ほか

* 物販部分の面積 **大店立地法による届出台数 ***法の届出対象

を下回る。また、全国、三大都市いずれにおいても、売場面積は販売額の伸び率を上回って伸張している。

次に1m²当たりの年間販売額(注6)により売場面積効率の推移みると、表3と図3に示したとおりである。昭和六三と図3に示すように、全国も各都市も、一年から平成一六年にかけて売場面積が増大していくに従い、全国も各都市も、1m²当たりの年間販売額は同じように減少する傾向にあるが、東京都区部、横浜市、川崎市とも、1m²当たりの販売額は、全国平均を大きく上回って推移している。

以上から、川崎市の商業は、売場面積の伸び率はほぼ全国と同じように伸張する一方、小売販売額は全国伸び率を大きく上回って増加してきたことがわかった。表4は、売場面積1m²当たり年間販売額等で、大都市比較を行つたものである。売場面積1m²当たり年間販売額でみると、川崎市は東京都区部、大阪市、横浜市に次いで第四位となつている。売場面積と小売販売額の伸張とあわせてみると、川崎市の商業が健闘していることを伺わせる。

表6 平成16年商業統計における産業分類（小売業）

各種商品小売業	
551	百貨店、総合スーパー
559	その他の各種商品小売業（従事者が當時50人未満のもの）
56	織物・衣服・身の回り品小売業
561	呉服・服飾・寝具小売業
562	男子服小売業
563	婦人・子供服小売業
564	靴・履物小売業
569	その他の織物・衣服・身の回り品小売業
57	飲食料品小売業
571	各種飲食料品小売業
572	酒小売業
573	食肉小売業
574	鮮魚小売業
575	野菜・果実小売業
576	菓子・パン小売業
577	米穀類小売業
579	その他の飲食料品小売業
57D	コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）
57C	牛乳・飲料・茶類小売業
57A	料理品小売業
57B	他に分類されない飲食料品小売業
58	自転車・自転車小売業
581	自動車小売業
58A	自動車（新車）小売業
58D	中古自動車小売業
58B	自動車部品・附屬品小売業
58C	二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）
582	自転車小売業
59	家具・じゅうたん・機器器具小売業
591	家具・道具・模型小売業
59A	家具小売業
59B	道具・機・宗教用具小売業
592	機械器具小売業
59C	電気機械器具小売業
59D	その他の機械器具小売業
599	その他のじゅうたん器具小売業
59E	金物・荒物小売業
59F	他に分類されないじゅうたん器具小売業
60	その他のお小売業
601	医薬品・化粧品小売業
60G	医薬品小売業（調剤薬局を除く）
60H	調剤薬局
60J	化粧品小売業
602	農耕用品小売業
603	燃料小売業
60K	ガソリンスタンド
60L	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）
604	書籍・文房具小売業
60M	書籍・雑誌・紙・文房具小売業
60N	新聞小売業
60M	書籍・雑誌・紙・文房具小売業
605	スポーツ用品・がん具・競楽用品・樂器小売業
60A	スポーツ用品小売業
60B	がん具・競楽用品小売業
60C	樂器小売業
606	写真機・写真材料小売業
607	時計・眼鏡・光学機械小売業
609	他に分類されない小売業
60P	たばこ・喫煙具専門小売業
60D	花・植木小売業
60F	他に分類されないその他の小売業
60E	中古品小売業
60F	他に分類されないその他の小売業

表5 昭和63年を100とした平成16年年間小売販売額の伸率

	各種商品小売 額	織物・衣服・ 寝具の回り品小 売額	新鮮品小売 額	自動車・自転 車小売額	家具・建具・ じゅうぶん小売 額	その他小売額	合計
全 国	105.9	89.5	115.9	117.4	112.2	135.2	116.1
東 京 区 部	86.0	102.2	115.1	73.6	139.8	129.4	107.3
川 崎 市	107.1	93.8	122.3	101.5	141.4	158.3	123.6
横 浜 市	103.4	106.4	121.6	129.6	126.3	141.8	121.0

表5-2 全国と三大都市の伸率の差（各大都市の伸率－全国の伸率）

支那と三大都市部の小売業の差(三大都市部の値を100とする)							
	各種商品小売量	植物、衣服、及 の回り品小 量	飲食料品小 量	自動車・自転 車小売量	家財・建具・ じゅう飾小 量	その他小売業	合計
全 国	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東 京 区 部	▲19.0	▲27.7	▲0.8	▲43.8	27.7	▲5.8	▲8.7
川 崎 市	1.2	4.3	6.5	▲15.9	29.2	23.0	7.5
横 浜 市	▲23.1	16.9	5.8	12.2	14.1	6.4	5.0

図4 全国及び三大都市の年間販売額構成比

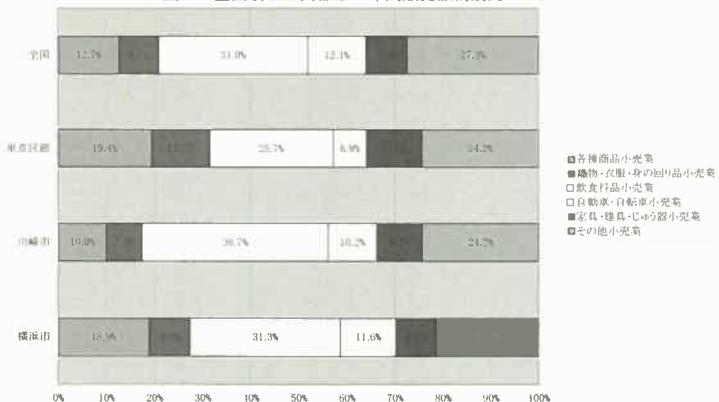


表7 産業中分類別従業者一人あたり年間販売額

東京都外販促進会員による平成元年実績							(万円)
	各種商品 小売額	織物・衣服・財 財の回り小売	飲食料品 小売額	自動車・自転 車等小販額	家具・じゅう 器・機械器具等	その他の 小売額	小売合計
全 国	3,125	1,578	1,312	2,987	2,211	1,574	1,717
札 幌 市	3,442	1,719	1,474	3,314	2,963	1,647	1,932
仙 台 市	4,173	1,885	1,245	3,180	2,683	1,640	1,857
さ い た ま 市	3,300	2,071	1,313	3,778	2,476	1,709	1,900
千 築 市	3,354	1,586	1,275	3,360	2,862	1,459	1,820
東 京 特 別 区	5,671	2,005	1,399	3,790	3,594	1,970	2,211
横 浜 市	3,888	1,883	1,445	3,977	2,690	1,602	1,984
川崎 市	3,262	1,620	1,330	3,458	2,495	1,648	1,718
名 古 屋 市	4,199	1,621	1,283	4,115	2,362	1,631	2,031
京 都 市	4,439	2,367	1,211	3,091	2,054	1,385	1,828
大 阪 市	5,931	2,827	1,388	3,241	3,192	1,815	2,223
神 戸 市	4,617	1,676	1,221	3,439	2,159	1,470	1,768
広 島 市	3,910	1,477	1,306	3,045	2,526	1,611	1,862
北 九 州 市	4,346	1,279	1,240	3,120	1,922	1,374	1,676
福岡 市	4,355	1,620	1,387	3,140	2,683	1,484	1,791

び率を全国の伸び率との差で示したものである。川崎市は、三大都市中で、販売額合計の伸び率は最も高く、産業中分類では、「各種商品小売業（一〇七・一）」、「飲食料品小売業（一三二・三）」、「家具・建具・じゅう器小売業（一四一・四）」、「その他小売業（一五八・三）」において最も高い伸び率を示している。

売業」の割合が三八・七%と他都市と比較してかなり高く、それ以外の業種は「家具・建具・じゅう器小売業」を除き、全国より低い構成比となっている。一方、東京区部、横浜市は、「各種商品小売業」「織物・衣服・身の回り品小売業」の構成比が全国より大きくなっている。

表6は平成一六年商業統計における産業分類(小売業)を示したものであるが、これを見ると、川崎市の伸びが高い中分類業種には、「総合スーパー」、「各種食料品」といった日用食料品系の業種や、「機械・器具小売業」、「医薬・化粧品小売業」といった近年大型店やチェーン店の出店が増加したように感じられる業種が入つ

産業小分類での分析は今回おこなつていいないが、以上の結果からは、川崎市の商業は、構成比の大きい「飲食料品小売業」や「医薬・化粧品小売業（注7）」など最寄り性・日用性の高い業種の伸張により、販売額の高い伸び率を達成してきたと推察される。

業（七三・六）」、「その他小売業（一二九・四）」などで伸び率が全国平均を下回ってい る。また、横浜市は、「織物・衣服・身の回り品小売業（一〇六・四）」、「自動車・自転車小売業（一二九・六）」、「食料品小 崎市が、「食料品小

表7は産業中分類別従業者一人あたり年間販売額を大都市別に示したものである。これでみると、川崎市において構成比率が大きい「飲食料品小売業」は、どの都市においても、業種中最も低い販売額を示している（注8）。また、業種毎に川崎市と各都市とを比較してみると、「飲食料品小売業（六位）」や「自動車・自転車小売業（五位）」、「その他小売業（四位）」は他都市より上位に位置し、従業員一人当たり販売額は高くなっている。また、

図4は、全国及び三

図4は、全国及び三
大都市の業種構成比を
示したものであるが、
川崎市が、「食料品小

「食料品小売業(六位)」や「自動車・自転車小売業(五位)」、「その他小売業(四位)」は他都市より上位に位置し、従業員一人当たり販売額は高くなっている。また、

「各種商品小売業」は、最下位となつてゐるが、これは従業員一人当たり販売額が他の業種に比べて非常に高くなる「百貨店」の数が他都市に比べて少ないためと推察される（注9）。ちなみに、「飲食料品小売業」の大半を占める総合スーパーの従業者一人当たり販売額を、平成一六年商業統計の業種別統計でみると大都市中五位と高くなつてゐる。

表8 産業中分類による大都市の業種構成比と全国の業種構成比との差

	各種商品小売業	織物・衣服・身の回り品小売業	飲食料品小売業	自動車・自転車小売業	家具・じゅう器・機械器具小売業	その他の小売業
全国の業種構成	12.7%	8.2%	31.0%	12.1%	8.6%	27.3%
全 国	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
札幌市	3.1%	0.1%	▲1.0%	▲0.1%	▲0.1%	▲1.6%
台中市	3.4%	1.4%	▲3.1%	0.2%	0.6%	▲2.4%
さいたま市	4.8%	1.4%	▲0.1%	0.2%	▲0.4%	▲5.8%
千葉市	6.5%	▲0.6%	▲3.7%	1.9%	0.4%	▲4.1%
東京特別区	6.7%	3.9%	▲5.3%	▲5.2%	3.0%	▲3.0%
横浜市	6.2%	0.3%	0.2%	▲0.6%	▲0.2%	▲5.9%
川崎市	▲2.7%	▲0.7%	7.7%	▲2.0%	0.9%	▲3.1%
名古屋市	10.7%	0.3%	▲9.5%	2.1%	▲0.1%	▲3.6%
京都都市	7.2%	6.9%	▲4.3%	▲2.6%	0.2%	▲7.4%
大阪市	2.4%	12.1%	▲7.2%	▲5.9%	3.5%	▲4.9%
神戸市	6.5%	3.6%	▲2.6%	▲2.6%	▲0.3%	▲4.6%
広島市	5.6%	▲0.5%	▲4.8%	0.4%	1.4%	▲2.2%
北九州市	6.2%	▲0.8%	▲1.0%	▲0.5%	▲0.3%	▲3.6%
福岡市	▲0.0%	2.9%	0.7%	▲2.0%	2.0%	▲3.6%

*▲はマイナスを表す。

表9 三大都市別地域別産業中分類別トンプソン指数の推移

	品目	S63年	H3年	H6年	H9年	H11年	H14年	H16年
東京区部	各種商品小売業	2.69	2.69	2.43	2.28	2.21	2.21	2.24
	織物・衣服・身の回り品小売業	1.84	1.94	1.80	1.87	1.90	1.97	2.16
	飲食料品小売業	1.19	1.22	1.22	1.23	1.23	1.23	1.22
	自動車・自転車小売業	1.30	1.30	1.06	1.03	0.90	0.83	0.84
	家具・建具・じゅう器小売業	1.54	1.65	1.65	1.69	1.84	2.03	1.98
川崎市	その他小売業	1.33	1.44	1.31	1.31	1.33	1.30	1.31
	合計	1.55	1.61	1.49	1.47	1.46	1.46	1.47
	各種商品小売業	0.71	0.75	0.64	0.57	0.58	0.75	0.66
	織物・衣服・身の回り品小売業	0.80	0.91	0.86	0.83	0.93	0.84	0.76
	飲食料品小売業	1.08	1.02	1.08	1.02	1.02	1.01	1.04
横浜市	自動車・自転車小売業	0.89	0.81	0.82	0.71	0.79	0.70	0.70
	家具・建具・じゅう器小売業	0.80	0.81	0.70	0.73	0.94	1.13	0.92
	その他小売業	0.70	0.70	0.72	0.64	0.70	0.67	0.74
	合計	0.86	0.85	0.84	0.77	0.83	0.84	0.84
	各種商品小売業	1.61	1.61	1.54	1.51	1.57	1.45	1.45
横浜市	織物・衣服・身の回り品小売業	0.92	0.87	0.95	0.92	0.97	1.03	1.01
	飲食料品小売業	1.02	0.99	0.97	0.95	1.01	0.99	0.98
	自動車・自転車小売業	0.91	0.92	0.87	0.85	0.83	0.90	0.93
	家具・建具・じゅう器小売業	0.91	0.81	0.88	0.95	1.08	0.94	0.95
	その他小売業	0.79	0.83	0.79	0.74	0.82	0.77	0.77
横浜市	合計	1.02	1.00	0.98	0.96	1.02	0.98	0.98

表10 昭和63年から平成16年の販売額伸率とトンプソン指数の差違

	品目	H16/S63 販売額伸率	伸ひ率の差 (各都市-全国)	H16-S63 トンプソン指数差 違
全国	各種商品小売業	5.9%	0.0%	
	織物・衣服・身の回り品小売業	▲10.5%	0.0%	
	飲食料品小売業	15.9%	0.0%	
	自動車・自転車小売業	17.4%	0.0%	
	家具・建具・じゅう器小売業	12.2%	0.0%	
東京都	その他小売業	35.2%	0.0%	
	合計	16.1%	0.0%	
	各種商品小売業	▲14.0%	▲19.9%	▲0.45
	織物・衣服・身の回り品小売業	2.2%	12.7%	0.32
	飲食料品小売業	15.1%	▲0.8%	0.02
横浜市	自動車・自転車小売業	▲26.4%	▲43.8%	▲0.46
	家具・建具・じゅう器小売業	39.8%	27.7%	0.43
	その他小売業	29.4%	▲5.8%	▲0.02
	合計	7.3%	▲8.7%	▲0.08
	各種商品小売業	7.1%	1.2%	▲0.06
川崎市	織物・衣服・身の回り品小売業	▲6.2%	4.3%	▲0.04
	飲食料品小売業	22.3%	6.5%	▲0.04
	自動車・自転車小売業	1.5%	▲15.9%	▲0.19
	家具・建具・じゅう器小売業	41.4%	29.2%	0.12
	その他小売業	58.3%	23.0%	0.05
横浜市	合計	23.6%	7.5%	▲0.03
	各種商品小売業	3.4%	▲2.5%	▲0.16
	織物・衣服・身の回り品小売業	6.4%	16.9%	0.09
	飲食料品小売業	21.6%	5.8%	▲0.03
	自動車・自転車小売業	29.6%	12.2%	0.02
横浜市	家具・建具・じゅう器小売業	26.3%	14.1%	0.03
	その他小売業	41.6%	6.4%	▲0.03
	合計	21.0%	5.0%	▲0.04

きく、特に川崎市は全国に対し七・七%も大きくなつてゐる。

以上から推察すると、川崎市の従業員一人当たり販売額が小さい理由は、他の業種に比べて一人当たり年間販売額が小さくなる「飲食料品小売業」の構成割合が他都市に比べ大きいことや、「百貨店」が他都市に比べ少ないという小売商業の構造によるものであり、川崎市の商業の効率性は必ずしも低いとはいえない。構成比率の大きい「飲食料品小売業」の従業員一人当たり販売額が大都市中上位にあるという点や、売場面積の販売効率が高いといった点から見れば、むしろ川崎市の商業の効率性は高いといえよう。

表8は、各都市の業種構成の特徴が良くなるよう、産業中分類による各都市の構成比を、全国の構成比に対する差異で示したものである。これで見ると、「各種商品小売業」について、川崎市、福岡市以外の都市は、全国を上回つており、川崎市の構成比は、マイナス二・七%と他都市に比べ小さくなつてゐる。一方、飲食料品小売業の構成比は、川崎市、横浜市、福岡市の順で全国の構成比より大

きまでみてきたように、川崎市の商業の効率性は、実は高いということがわかつた。ではなぜトンプソン指数は低く推移するのであろうか。表9は、三大都市のトンプソン指数の推移を産業中分類別に見たものである。川崎市では一以上で推移している業種は「飲食料品小売業」のみである。また、昭和六三年から平成一六年にかけてトンプソン指数が伸張したもののは、「家具・建具・じゅう器小売業」と「その他小売業」で、それ以外の業種では減少している。

一方、東京都区部で一を切つているものは、「自動車・自転車・自転車小売業」

のみで、「各種商品小売業」、「織物・衣服・身の回り品小売業」は二を超えて推移しており、「飲食料品小売業」もほぼ一・二二前後で推移し、全体的にトンプソン指数は高くなつてゐる。また、横浜市は、「各種商品小売業」が一を超えて推移しており、「自動車・自転車・自転車小売業」も平成一四年から一を超えて推移している。

表10は、平成一六年から昭和六三年にかけての販売額の伸び率とトンプソン指数の差違を全国及び大都市別に示したものである。川崎市においては、「自動車・自転車小売業」と「その他の小売業以外」のトンプソン指数は減少している。

表11 昭和63年=100としたときの人口増加率

	昭和63年	平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年
全 国	100.0	101.1	102.1	102.8	103.2	103.8	104.0
東京区部	100.0	98.4	96.6	96.5	97.4	100.0	101.3
川 崎 市	100.0	103.9	105.2	106.5	108.5	112.1	114.3
横 浜 市	100.0	103.2	104.7	106.0	107.7	111.0	112.8

表12 昼夜間人口比率の推移（国勢調査から）

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
東京区部	131.3	139.4	141.0	137.5
川 崎 市	92.9	90.0	88.8	87.8
横 浜 市	89.6	88.7	89.7	90.5

表13 平成17年度に新設予定の大型店

都市名	名 称	店舗面積(㎡)	新設日
東京都	千代田区新丸の内ビルディング	10,336	H19.4.1
	(仮称)東京ミッドタウン	30,604	H19.4.1
	足立区(仮称)西新井ショッピングセンター	31,000	H19.11.1
	江東区(仮称)小名木川貨物駅跡地商業施設	31,500	H19.11.1
川崎市	川崎池上新町商業施設	11,220	H19.4.15
横浜市	港北区港北NTセンター北SC	41,515	H19.3.1
	都筑区ららぽーと横浜	93,000	H19.3.15
	都筑区(仮称)港北ニュータウン中央地区共同商業地区開発	13,053	H19.7.1
	青葉区たまプラーザ駅周辺開発計画	18,837	H19.10.1
	港北区トレッサ横浜	41,667	H19.11.30

(*各都市HP資料等から作成。店舗面積は原則として物販のみの面積である。)

一方、東京都区部は「各種商品小売業」、「飲食料品小売業」、「自動車自転車小売業」、「その他小売業」において、販売額伸び率は全国を下回っている。しかし、「飲食料品小売業」のトンプソン指数は、○・○二ホイント増加している。また、横浜市においては、「各種商品小売業」の販売額伸び率が全国を下回りトンプソン指数も減少しているが、「飲食料品小売業」、「その他小売業」については販売額伸び率は全国を上回りながら、トンプソン指数は全國を上回りながら、トンプソン指数は

減少している。
先にみたように、トンプソン指数は、市内小売販売額を住民数で除して、全国のそれと比較するものである。商業集積は、通常、住民(商圏人口)が先にあり、その需要を賄う形で形成される。したが

て、人口が増加に対し、商業が集積されると同時にタイムラグが発生する。このため、住民が増加傾向にあるとトンプソン指数は減少すると推察される。表11は昭和六三年を一〇〇として、人口の増加

率を表したものであるが、川崎市、横浜市は全国の増加率を大きく上回つており、トンプソン指数を減少させる要因となつていることを伺わせる。
また、表12は、国勢調査により昭和六〇年から平成一二年までの昼夜間人口比の推移を見たものである。東京都区部、横浜市の昼夜間人口比率は増加傾向にあるのに対し、川崎市は減少傾向にあり、ベッドタウン化が進行していることがわかる。昼間人口が少ないことは市内購買の減少につながるため、夜間人口である住民人口をもとに算出されるトンプソン指数を減少させる要因となつてている。

6 トンプソン指数の改善

以上見てきたように、川崎市の小売商業は、売場面積の効率性は高い。また、従業者一人当たり販売額も、個々の業種別に見ていくばくは低くはなく、むしろ商業の効率

性は高いといえる。また、昭和六三年から平成一六年にかけては、売場面積伸び率は全国の伸び率と同等以上であり、販売額伸び率も全国、東京区部、横浜市を上回つて伸張している。これらの点からいえば、川崎市の商業の発展は、全国、

東京都区部、横浜市に比べて低いとはいがたい。
しかし、他都市に比べて人口の増加率が高く、人口に対する商業集積の形成にまでにタイムラグが発生する。このため、住民が増加傾向にあるとトンプソン指数は減少すると推察される。表11は昭和六三年を一〇〇として、人口の増加

率を表したものであるが、川崎市、横浜市は全国の増加率を大きく上回つており、トンプソン指数を減少させる要因となつていることを伺わせる。また、表12は、国勢調査により昭和六〇年から平成一二年までの昼夜間人口比の推移を見たものである。東京都区部、横浜市の昼夜間人口比率は増加傾向にあるのに対し、川崎市は減少傾向にあり、ベッドタウン化が進行していることがわかる。昼間人口が少ないことは市内購買の減少につながるため、夜間人口である住民人口をもとに算出されるトンプソン指数を減少させる要因となつている。

また、表13は、三大都市で今年新設予定される主要な大型店の一覧を示したが、このような大都市間の売場面積の拡大にさらされながら、他都市を上回つて急速に売り場面積の増大を図るといったストーリーは成立しにくいのではないだろうか。

また、表13に、三大都市で今年新設予定される主要な大型店の一覧を示したが、このような大都市間の売場面積の拡大にさらされながら、他都市を上回つて急速に売り場面積の増大を図るといったストーリーは成立しにくいのではないだろうか。

しかし、他都市に比べて人口の増加率が高く、人口に対する商業集積の形成にまでにタイムラグが発生する。このため、住民が増加傾向にあるとトンプソン指数は減少すると推察される。表11は昭和六三年を一〇〇として、人口の増加

大変魅力的な場所であるはずだ。是非ともかく、魅力あるマーケットに対し、大型店やナショナルチェーンを含めた商業資本が合理的な行動をとった結果が、今日の川崎市の商業集積を形成してきたといえるだろう。「飲食料品」や「総合スーパー」、「医薬品・化粧品小売業」といった日常生活を満たす業種を中心とした川崎市の商業集積は、ベッドタウン化の進行と人口の増大に対応する形で、消費者ニーズを吸収する効率性の高い商業集積を形成しようとした合理的な商業活動の結果であると伺える。

しかし、経済合理性だけに、地域商業の形成をまかせてよいのであろうか。

確かに、大規模な商業施設が近隣にできることにより購買は流出する。しかし、それを防ぐためにさらに大規模な商業施設を誘導すべきという発想は、結局のところ地域商業に消耗をもたらす結果にながついている（注11）。

合理的で画一的なマーケティングを行うチャーン店の増加により（注12）、商業集積の画一化が進行していることも否めない。イギリス、フランス、ドイツ、アメリカといった欧米各国ではすでに商業街づくりの観点から大型店への規制を行つてきている（注13）。アメリカの自治体においては、大型店やチャーン店の出店を、街の從来からの魅力を損なうという観点から規制することも行われている（注14）。

平成一三年度に策定された「川崎市地域商業ビジョン」は、商業振興を地域振興の中でとらえ、コミュニティの核となる商業への転換を明確に打ち出すと

もに、魅力ある商業集積づくりに向けての「地域と連携した商業まちづくり」を目標に事業を開拓してきた。地元商業からの情報発信であるBリソウかわさきキャンペーンも含め、これらの施策展開は、地域の特徴ある商業を住民の方に知つて頂くとともに、地域ニーズにあつた商業・サービス業への転換を図ろうとするものであつた。これらの施策は、地味ではあるが、市内各所に商店街と市民団体、NPO、学校等との連携をもたらし、高齢者支援や育児サポートなどの「ミニユニアリーアクション」にもつながつてきている（注15）。地域商業の行うイベントが、地元の方と連携した地域イベントに育つてている例も数多い。しかし、街の魅力を再構築しようとするこれらの施策効果は、商業統計でどうえようとする非常に難しくなる。

冒頭でも触れたが、改正「まちづくり三法」は、人口減少社会の到来、コミュニケーションの維持といった観点から、いわゆる「コンパクトシティ」を基本的な方向性として打ち出した。大型店の出店を「原則自由」としていた観点を、いわば「原則規制」へと舵を切つたようにも思える。しかし、「郊外」に対し、「中心市街地」に商業施設を誘導すればよいという発想から抜け出さなければ、比較劣位が崩壊する構図は変わらず、地域商業の画一化や衰退に歯止めはかけられない（注16）。

コンパクトシティを目指す流れの中で、川崎市の商業を考える際、単なる統計という観点だけではなく、地域の人にとって最適な商業とは何か、多様な指標

から発想していくことが必要だろう。商業振興を「トーンプロン指数」でみると、発想から、すこし距離をおくべき時期がきているようにも思えるのだが。

注1 「都市計画法」「中心市街地活性化法」「大規模小売店舗立地法」

注2 横内律子「まちづくり三法の見直し—中心市街地の活性化に向けて—」[調査と情報五二三号]五頁を参考とした。

注3 産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議（二〇〇五年一二月二一日）「合同会議中間報告（概要）」
(http://www.mext.go.jp/report/data/g60523bj.html)

注4 市民経済計算は平成二年度まで遡及して推計されているため、その期間に相当する調査年度から比較した。

注5 川崎市経済局ホームページ（二〇〇六年一一月）「大規模小売店舗立地法」
(http://www.city.kawasaki.jp/28/28syogyo/home/r17/midashi.htm)より作成

注6 年間販売額を売場面積で単純に除して算出した。

注7 医薬品・化粧品小売業について、事業所数、年間販売額、売場面積は次のとおり。昭和六二年・六二九年事業所、二七、一四〇百万円、一一一、四〇〇万円／平成一六年・六六一年事業所、八二、六〇六百万円、五〇、七一〇万円。

注8 飲食料品のような最も寄りやすい商品は、単価が低く（通常、生鮮食品の単価は、衣料品や装飾品と比べ単価が低い）、売上高に対する売場の回転数は高く、販売員が多く必要となるため、一人当たり販売額は他の商品に比べ小さくなると推察される。

注10 （平成一六年川崎市小売業年間商品販売額一兆一、四〇〇億円・トーンプロン指数〇・八四×（一一〇・八四）

注11 山川充夫（二〇〇四年）「大型店立地と商店街再構築」（八朔社五一頁—五三頁、森靖雄（二〇〇四年）「中小企業が日本経済を救う」（大月書店）六三頁—六五頁を参考にした。

注12 社団法人日本フランチャイズチェーン協会「ハーネチャイズチエーン統計調査」(http://jifa.jifa.or.jp/pdf.tokai.html)によれば、一九八八年から二〇〇四年にかけて、小売業のチエーン店は二八、九四五件から八一、七八〇件に増加している。

注13 関根季（二〇〇六年）「川崎市商業集積の政策的課題」[イノベーション・クラスター形成に向けた川崎市政策への提言]論文集第一号）専修大学大学院社会知能開発研究センター二四四頁一二四五頁、前出添（二〇〇四年）一六六頁。

注14 矢作弘（二〇〇五年七月二〇〇四）「大型店とまちづくり」[海波新書七四頁—一〇七頁]
(http://www.city.kawasaki.jp/28/28syogyo/home/kawasakiñosyogyokawasakiñosyogyo.htm)

注15 川崎市経済局商業観光課ホームページ（二〇〇五年一月一五日）「商業のまちづくり」
(http://www.city.kawasaki.jp/28/28syogyo/home/kawasakiñosyogyokawasakiñosyogyo.htm)

注16 山川（二〇〇四年）（前注）一四八頁—一五二頁を参考とした。

る。川崎市においては、百貨店が少なく各種商品小売業に占める割合が小さいことが、従業者一人当たり年間販売額を引き下げる結果になつていて推察される。

活動を通して見えたもの

特定非営利活動法人ジェントルハートプロジェクト代表理事

小森新一郎

◆活動の発端

私達ジェントルハートプロジェクトは、未来を生きる子どもたちの幸せを守るために、「やさしいこころ」と「いのち」の大切さを伝え、こころとからだに対する暴力である「いじめ」のない社会を実現することを目的として日々活動している団体です。活動のきっかけは六年ほど前に、いじめ自死遺族の個人的な活動として行っていた天国からのメッセージといふ展示活動からでした。それは、ごく普通の高校生だった娘が、どうして自殺をしなければならなかつたのか？ 優しい子どもになつて欲しいという親の思いで育てられた娘は一体どんな子どもだったのか？ 生前に残した写真や文章などをもらう事により、いじめ問題について考える機会を多くの人に持つてもらいたいと始めたものでした。訴えばかりではなく、感じてもらう部分を中心にしていとうコンセプトで行っていたこの展示は予想以上の反響が集まりました。そして川崎の教育文化会館での開催を機に、



講演のようす



展示のようす



コンサートのようす

◆活動の広がり

当時の実行委員として集まつた数人の有志が中心となり、是非この活動を全国レベルで広げたいということで話がまとまりました。そして社会的に認知されるためにはNPOとしての法人化という形をとり、きちんとした組織で運営しようという事になり、二〇〇二年一二月にNPO法人の申請をし、翌二〇〇三年三月に承認という今の形になりました。

活動当初から事務局のある川崎においては、教育長はじめ市教委の方のご厚意で、市内全ての市立の小・中学校児童生徒指導担当の研修に呼んで頂きました。その研修からの広がりも多く、小・中学講演を中心に川崎だけでも約七〇か所での講演が実現しています。また最近では各地方の教育委員会から直接ご連絡を頂き、講演に招かれることが多くなりました。

二〇〇六年未時点で実績と予定を含め全国三〇〇か所以上になりました。これも地道に続けていた活動の認知度が徐々に高まつてきている事の結果だと思います。私達の講演は、競争社会の中で様々なストレスにさらされている子どもたちのこころに直接語りかけ、他人の痛みに鈍感になつているこころを振り動かし、心で感じる機会を作るきっかけを提供するも

のです。そして本来の人権というものに自らの意志で気づいてもらうお手伝いをしたいと、日々活動を続けています。最近の学校の講演では児童生徒、教職員の他にPTAや地域の方の参加も増え、この問題への関心の高まりを感じています。地域・親・教師・子どもみんなでこの問題を一緒に考える事はとても重要だと思います。

また、当法人はこの問題に対してあらゆる角度からのアプローチを試みようと、講演以外の活動にも積極的に取り組んでいます。二〇〇七年二月一〇日には田町CIC国際会議室でよこはまチャイルドラインとの勉強会、三月二九日からの五日間は新都市センター（横浜そごう九階）での展示会、そして、四月二二日にはミユーザ川崎シンフォニーホールでの「第三回ハートフルコンサート」の開催を予

定しています。特に定期的に開催しているこの地元川崎でのコンサートに於いては、音楽とのコラボレーションによる相乗効果により、大きな反響と共に来場者からの感動のメッセージが寄せられています。

◆いじめの定義について

ジェントルハートプロジェクトでは、「いじめ」を「心と体に対する暴力である」と定義しています。そのうえで、「いじめ」は人の権利・生きる力を奪うかつして許されない行為です」と子どもたちに感じてもらえるように伝えています。これは子どもたち自身の生活実感としての「いじめ」の定義により近いものであると思います。今、文部科学省によるいじめの定義を約子定規にあてはめる事によって、現場でのいじめの発見や対応がとても困難な現状に陥っています。学校管理をしている大人や加害者、傍観者の視点ではなく、被害者の視点から考えることが、「いじめ」対策の基本であると私たちは考えます。今世間で取り上げられている一連のいじめ自殺事件は、大河内清輝くんのいじめ自殺報道をきっかけに全国で子どもたちの自殺が相次いだ不幸な時代の再来を私たちに予感させます。システムの根本的な部分を何も見直さず、子どもたちの置かれている苦しい状況が正確に把握できるのか、また実態に即した具体的で有効な対策が立てられるのか大きな疑問が残ります。報道によつて取り上げられた、いじめ自殺に対する文部科学省の発表と実際の数字との乖離が問題にな

っていますが、本当に子どもたちのいじめの実態を把握したいのであれば、教職員からではなく、子どもたち自身の声を直接吸い上げる工夫が必要でしょう。一番苦しんでいるのは子どもなのですから。

◆いじめに對しての対応はどうあるべきか

私達の活動の中で、よく投げかけられる質問のひとつに「どうしたらいいじめがなくせるか?」というものが多くあります。しかしいじめ問題に万能薬のような解決策はありません。大切なのは、いじめの兆候を早期に察知し、深刻な状況になる前に大人達を含めた周りのみんなで対応することです。単に子どもたちだけに対応を求めるのは無理な話です。

いじめ問題とはいじめられる側の問題ではなく、いじめる側の問題です。この本質からはずれた対応を続けています。「いじめ」という負の連鎖は止められないと思います。

最近のいじめ自殺の報道で教育現場の隠蔽体質が取り上げられていますが、これは隠蔽しなければならないシステムの側の問題も大きいと感じています。今まで起こされているいじめ裁判を見てみると、「一体わが子に何が起きたのか知りたい」という親として持つごく普通の動機によつて起こされているものが殆どです。事件が起きた直後から情報が遮断され、わが子に一番近い親が、その情報から一番遠いところに追いやられている今の状況を出来ることが出来なければ、これから先も同じ繰り返しが続く事は想像に難くありません。今こそ地域、親、学

校が連携して情報の共有化を行うことでもっと英知を出し合い、同じ悲しみ、苦しみを二度と繰り返さないためにどう動くべきかを考え、子どもの視点に立つた対応をとることによって、このいじめ問題に向き合う必要だと思います。

◆最後に

最近のいじめ自殺の報道を見るたびに、とても心が痛みます。将来ある若い命がどうして亡くなつていつてしまうのか。

そして、どうして誰も守り抜くことが出来なかつたのか。
昨今の子どもを取り巻く現実を考えると、私達が過ごしてきた昭和から平成と

いう時代の底流をなしていった価値觀を再点検すべき時期に來ているサインではないかと感じています。今のいじめ社会を作ってきたのは今苦しんでいる子どもたちではなく、間違いなく私達大人の側の問題だと思えるからです。

人を信用することが出来ず、いつ被害者・加害者になるかわからない緊張感の中で、今の子どもたちは生活しています。私達大人は、次の時代を担う子どもたちが安心して生きていくれる環境を提供する責任があるのでしょうか。

ジェントルハートプロジェクトはこれからも、このいじめ問題を多くのみなさんと一緒に考え、少しでも子どもの生きやすい環境を作りたいと考えております。

市民の目②

多摩川”遊“クラブ活動日誌

多摩川”遊“クラブ代表

小泉茂

活動のきっかけ

らした。

この台風により、多摩川の水位は大きく上昇、堤防の決壊こそなかつたものの、上流からの土砂とともに大量のごみが流れ、台風通過後の河川敷はそれらで埋め尽くされた。しかしながら、河口のごみは国も川崎市も片付けることはなく、放置されたままで、時には悪臭を発する

平成一三年九月、台風一五号が首都圏を襲つた。この台風は、中心気圧950hPa、最大風速20m/sの大型で強い勢力を保ち、関東南部に上陸、東海から関東山沿いを中心の大風を降らせ、死者・行方不明者八名、負傷者五一名の甚大な被害をもたらした。

こともあり、この惨状を目の当たりにした地域の人々から「多摩川のおかげで、散歩や釣りができる。元の多摩川を取り戻そう。」「河口近くの住民として海にゴミが流れ出さないようにする義務があるのでは!」という話しが散歩仲間で語られ、殿町小学校のPTAを中心に、ごみ拾い活動がはじまった。



多摩川“遊”クラブ



河川敷のゴミ拾い

ひとくちにごみ拾いといつても、道端や公園に落ちているごみを拾うのとはわけが違う。河川敷には植物（よし等）が群生していて、ごみは絡まり、土の中に埋もれている。また、河口から2kmの区間は「生態系保持空間」に指定されている。ブルドーザーはもちろんのこと機械を使った作業は行えない地域になつてい

る。そのため、一つ一つのごみを手で拾い、それを分別しながら袋に詰めていくという、非常に地道な作業が要求される。

ごみで広がる人の輪

当初、河川敷に打ち上げられていたごみは、とても二、三回の清掃で片付く量ではなく、継続して少しずつ活動の輪を広げていくつもりでいた。ところが、この活動の様子が読売新聞の川崎版に掲載

る。そのため、一つ一つのごみを手で拾い、それを分別しながら袋に詰めていくという、非常に地道な作業が要求される。

また、夏場のごみは、ペットボトル等の容器に污水がたまり強烈な悪臭を放つ。ガラス瓶は割れて破片が地中から顔を出し、うつかり足を踏み入れるとゴム長を突き破つて怪我をする恐れがある。一方で大きなごみは、その場である程度の大きさに切り分けるなどの作業も必要になる。

その後も毎週日曜日の朝のごみ拾いの活動は二年間続いた。流れついたごみが片付き、せっかくきれいになつたのだから、もつときれいにし、昔の多摩川のように遊べるようにしよう。第二、四日曜日の朝七時～八時が定期的な活動時間となつた。多摩川“遊”クラブの名称は、遊べる川の復活を願う気持ちからつけられ、ごみ拾いの活動についても参加を義務化することなく継続している。

季節の移り変わりを経て

冬を迎える頃には、河川敷の500mほどがきれいになつた。その後、ごみの運搬のためのリヤカー二台が手に入つたり、読売新聞田町専売所からゴミ袋の提供を受ける（現在は大師支所・国土交通省京浜河川事務所のものを使用）などで、活動が継続している。晴れた冬の日には、雪化粧をした富士山がきれいに見え、土手を散策する人々からかけられる「ご苦労さん」の声が作業の疲れを癒してくれるのである。

春めく頃には、自生する大根の花や川面を行きかう鳥の姿、水辺のタンク蟹や土手沿いに植えられた六〇数本の桜など、美しい自然の動植物が活動を見守ってくれる（花見の後のごみには閉口させられるのがだが）。

夏になる頃には、多摩川“遊”クラブの活動も広く認められるようになり、「私も手伝いたい」という声が再び寄せられるようになった。また、地元殿町小学校の総合学習の講師の依頼も飛び込み、その後も毎年、子ども達に多摩川の自然に関する授業を行つている。

子どもが遊べる多摩川に

自分の子ども時代は、多摩川は泳げる川であつたし、河口では果樹が栽培され、河川敷にはメダカやハゼ、ボラはもちろん、ギンヤンマなどの昆虫も數多く見つけることができた。一時期は水質汚濁が深刻な多摩川だったが、近年、水はかなりきれいになつてきていて。今年は、多くの鮎の遡上が話題になり、アサクサノリも確認されるなど、多摩川の水質向上が目に見える形で分かるようになつてしまつていて。

自然是、ほつておけば保たれるものではなく、人の手を入れなければ維持できないものもある。ごみは拾つても拾つても、上流から運ばれてくるけれど、人間が川と触れ合うことを通じ、できることなら、ごみ拾い作業が完全になくなり、クラブ名のとおり“遊び”が活動の中心になればと願つている。

「鷺沼ふれあい広場」への想いをこめて・・・

水道局経営企画担当主幹

村岡眞紀

東急田園都市線「鷺沼駅」を下車して、

線路沿いを三・四分「宮前平駅」方面に歩を進める、『さぎぬまなごみ保育園』の園舎が見えてきます。

ここは、かつて水道局で事業運営行つていた「鷺沼プール」の入場門があつた場所です。

さらに数十メートル歩を進めると、「フ

ロンタウンさぎぬま」への入口が見えます。入口から鷺沼配水池の側壁づたいに階段を上がり、配水池上部に出ると、緑鮮やかな人工芝が敷き詰められた、フ

ットサルコートが視界に入ります。

このフットサル施設は、昨年、J1で見事準優勝という成績を収めた「川崎フロンターレ」によって運営が行われています。フットサルコートは、ナイトタイムや土日・祝日などは、多くのサッカーフットサルファン達で賑わっています。とりわけ土曜日至っては、コートの稼働率は九〇%を超えるほどで、一日中、歓声が上がっている状況です。

さらに歩を進めると、配水池の上部中央付近に大きな芝生広場を中心とした「鷺

沼ふれあい広場」に到着します。

この「鷺沼ふれあい広場」は、鷺沼プールの廃止後、市民意見を踏まえて整備されたものです。

プール跡地の整備に当たっては、近接する過大規模校の解消のための小学校の新設、待機児童数の解消に向けた保育園の新設、市民要望が特に多かった運動施設と多目的な要素のある広場の設置など、市民意見や宮前区が抱えていた行政課題を実現化するための取り組みが進められました。

中でも、「鷺沼ふれあい広場」に隣接する土橋小学校は、市内でも初めての試みとなる、芝生の校庭を採用したり、市民交流の場としても小学校施設が活用できるよう、多目的ホールの整備、市民開放を想定したプール施設など、様々な趣向を凝らした造りとなっています。



鷺沼ふれあい広場全景

この「鷺沼プール」は、本市水道事業の第六期拡張事業により、鷺沼配水池を築造する際に、当時、配水池の用地取得に当たつて、区画整理組合から土地の提供を受けたものですが、地域貢献の強い要望と合わせて、環境、景観の点を考慮した施設づくりを求められたため、種々検討の結果、配水池上部に市民が憩える市民開放の場として、庭園式のプールが計画され誕生したものでした。

それでは、「鷺沼プール」に代わって整備された「鷺沼ふれあい広場」について、現場の視点で紹介したいと思います。

「鷺沼ふれあい広場」は、「鷺沼プール」の廃止後、広場の整備内容については、市民が中心となつて考えることとなり、

それでは、「鷺沼ふれあい広場」に代わって整備された「鷺沼ふれあい広場」について、現場の視点で紹介したいと思います。

この「鷺沼ふれあい広場」は、「鷺沼プール」の廃止後、市民意見を踏まえて整備されたものです。

プール跡地の整備に当たっては、近接する過大規模校の解消のための小学校の新設、待機児童数の解消に向けた保育園の新設、市民要望が特に多かった運動施設と多目的な要素のある広場の設置など、市民意見や宮前区が抱えていた行政課題を実現化するための取り組みが進められました。

中でも、「鷺沼ふれあい広場」に隣接する土橋小学校は、市内でも初めての試みとなる、芝生の校庭を採用したり、市民交流の場としても小学校施設が活用できるよう、多目的ホールの整備、市民開放を想定したプール施設など、様々な趣向を凝らした造りとなっています。

その後、平成一七年度のプール解体工事を経て、プール廃止から三か年を費やし、平成一八年四月一日、土橋小学校、さぎぬまなごみ保育園、フロンタウンさぎぬまと併せて、「鷺沼ふれあい広場」が開園しました。

それでは、早速「鷺沼ふれあい広場」に足を運んでみましょう。

「鷺沼ふれあい広場」の正門は、東急田園都市線の線路沿いとは反対側の住宅地側にあります。

それでは、早速「鷺沼ふれあい広場」に足を運んでみましょう。

正門の横には、身体障害者用の二台分の駐車スペースと九台分の自転車等が駐輪出来るスペースがあります。

正門を入ると、正面には小さな噴水が目に止まります。この噴水は後ほど紹介するじやぶじやぶ池からの循環水を利用したもので、水道局が管理運営する「鷺沼ふれあい広場」を象徴するような、シンボル的な湧水となっています。開園後、自然の湧き水と勘違いされて飲まれる方が多く、今では「飲み水ではありません」と表示した立看板が設置されています。

「鷺沼ふれあい広場」内へのメイン通路として、枕木を使用した階段と併せて、

大きくなだらかなスロープも整備され、身体障害者はもとより、幼児を乗せたベビーカー等も通行できるように、バリアフリーにも十分配慮された造りになっています。



カスケード



じゃぶじやぶ池



ビオトープ池

「鷺沼ふれあい広場」の魅力について、訪れる方々の声を集めたところ、「園内のどの場所からも全体が一望できるので、子どもたちを遊ばせておいても安心できる」、「芝生があり、水遊びができる池があり、遊戯ができるスペースがあり、子育てをするのに最適な場所」と言つた声が多く寄せられています。

枕木の階段と並行するように、敷地の段差を利用した落ちる水（カスケード）が、湧水に力強さを与えています。カスクエードから流れ出た水は小川のようなせらぎを醸し出し、水辺のテラス前のじやぶじやぶ池へと流れ込んで行きます。

じやぶじやぶ池は、幼児期や小学生の子どもたちには大人気で、とりわけ、夏場の太陽の下では真っ黒に日に焼けながら、毎日のようにはしゃぎ廻る子どもたちの歓声が聞こえていました。また、じやぶじやぶ池に設置された飛び石は、その風体が大きなハンバーグに見えることから、子どもたちからは「ハンバーグ石」と名付けられ人気を呼んでいます。

じゃぶじやぶ池を横目に、さらに広場の奥に進むと、自然な草っぱらをイメージした空間にたどり着きます。このエリアでは、地域の植生や生き物の生息環境を再現すべく、土（泥）を主体として自然的な環境づくりのベースとなるような施設となっています。エリア内のビオトープ池には、水辺を観察できる場所として木製デッキが設置されていて、開園後、「鷺沼ふれあい広場」の維持管理に直接関与している水道局水運用センターでは、

草っぱらゾーンを抜けて、広場の奥を回りこむように進んでいくと、隣接するフットサルコート側には土の広場が整備されています。土の広場は子どもから老年寄りの方まで、簡単な球技やボール遊びができる場所として提供されています。

そのため、舗装の仕様も、安全に快適に遊べるように、グラウンドなどに使用されているダスト舗装となっています。また、随行された方たちがくつろげるよう、土の広場を囲むように、あずま屋年寄りの方まで、簡単な球技やボール遊びができる場所として提供されています。

土の広場から、入口・正門の方向に視線を向けると、「鷺沼ふれあい広場」のほぼ半分の面積を占める芝生の広場が目前に大きく広がっています。芝生の広場は、天気の良い日には、子どもから大人まで、寝転んだりお弁当を広げたりと、一日中賑わっています。

また、開園後は、園庭の整備されていない、幼稚園や保育園の保育活動の場としても利用されており、平日の午前中は園児たちははしゃぐ声が楽しく聞こえています。

「鷺沼ふれあい広場」の魅力について、訪れる方々の声を集めたところ、「園内のどの場所からも全体が一望できるので、子どもたちを遊ばせておいても安心できる」、「芝生があり、水遊びができる池があり、遊戯ができるスペースがあり、子育てをするのに最適な場所」と言つた声が多く寄せられています。

ちの歓声が聞こえていました。また、じやぶじやぶ池に設置された飛び石は、その風体が大きなハンバーグに見えることから、子どもたちからは「ハンバーグ石」と名付けられ人気を呼んでいます。

小学校の理科の授業等で活用してもらえるよう、ビオトープ池の利用について呼びかけを行っているところです。近い将来、ビオトープ池にメダカやドジョウなどの泳ぐ姿が目に浮かんできます。

やベンチが設置されています。

秋の運動会シーズンには、近隣の保育園や幼稚園からの申し込みにより、あずま屋を運営本部に見立てた運動会も開催されました。幼少期の子どもたちの運動会スペースとして、この土の広場はぜひマッチしたようです。水運用センターの事務室の入口には、運動会で「鷺沼ふれあい広場」を利用された幼稚園や保育園からのお礼の手紙や写真などが掲示されています。

秋の運動会シーズンには、近隣の保育園や幼稚園からの申し込みにより、あずま屋を運営本部に見立てた運動会も開催されました。幼少期の子どもたちの運動会スペースとして、この土の広場はぜひマッチしたようです。水運用センターの事務室の入口には、運動会で「鷺沼ふれあい広場」を利用された幼稚園や保育園からのお礼の手紙や写真などが掲示されています。

今後は、さきぬまなごみ保育園の隣接地に、健康福祉局による高齢者のための施設も予定されており、完成後は、多様な世代を支える交流の場としても、ますますの活用を期待しているところです。

最後になりますが、限られたスペースの中では何処まで皆様に「鷺沼ふれあい広場」のすばらしさをお伝えできたか判りませんが、「鷺沼ふれあい広場」は市民自治、市民協働という観点から、新たに宮前区のシンボルの一つとして誕生した施設であります。

特に、開園後の状況を振り返ってみますと、新総合計画の基本構想にもあります「人を育て心を育むまちづくり」が、

宮前区の鷺沼という地域において、一つの成果となつて、地域と行政との協働を、相互信頼に基づきながら展開させることができたのではないかと実感しています。

「鷺沼ふれあい広場」は、「鷺沼ブル」が誕生した時の「配水池上部の有効活用」といった理念が引き継がれています。また、「鷺沼配水池」には、川崎市全体の四〇%強に相当する水道水が貯留されていて、水運用センターにおいて、日々、市民の皆様への配水コントロールが行われています。

「鷺沼ふれあい広場」に訪れることがありましたら、ふと、そんなことを思い出していただけれどと思っています。

川崎に住んで

記者の目

読売新聞川崎支局長
水島 淳

昨年七月に川崎市に移り住んで八か月が過ぎた。川崎常駐の記者たちが市についてよく口にするのは、南部と北部の違ひ、西から東へ、という問題だ。本紙の地域版も二〇〇二年から、それまで統一されていた「川崎版」を、南部に行く新聞は「川崎版」、北部に行く新聞は「田園都市版」と地域分けしている。地域のニュースを扱う地域版では、南部の住民と

北部の住民では読みたいニュースが違うのではないかという発想だ。一つの市の中で地域版を分けているのは、本紙でも珍しいケースだ。

ところで私が、川崎市に住むのは今回が二度目になる。現在住んでいるのは、幸区だが、一度目は、五年ほど前に一年間だけだが、麻生区に住んだ。そんな訳で通算では長いものの、南北に細長

い市域の中でも、偶然にも北部と南部に住む機会を得られた。そんな経験からも確かに南部と北部では、市に抱くイメージが違うよう気がする。

長野市から都内にある本社に転勤することになり、「都内に通勤するにはどこがいいか」と考えた時に、家賃はきついが土地勘がある小田急線沿線で物件を探した結果だ。南部の川崎区に行くことはほとんどなく、南北をつなぐ地下鉄が計画されていることぐらいは、市の広報で知っていたが、川崎区に電車で行く用も無いと思っていた。新聞で市のホームレスの対応問題などを読んでも、正直言えばどこか遠いところの話のような感覚だった。

一方で勤務先が川崎区にある川崎支局となつた今は、仕事場と生活の場が同じで、どっぷり南部に浸かっている。京浜工業地帯とともに発展した川崎区は、工業地帯やホームレス、市役所に隣接する有名な歓楽街などこれまで持つていた「川崎らしい」イメージをかいしま見ることができた。緑豊かな丘陵地帯で都心直結の私鉄沿線に住宅地化が進む北部と比べ、住民意識の差が南部と北部の違いと漠然と言われる。

さて、西と東というのは、川崎区や隣の幸区以外にお住まいの方はわかりづらいかもしれない。

昨年九月末にJR川崎駅西口の東芝工場跡地に巨大ショッピングセンターとマリオットホテルを合わせた「ラゾーナ川崎」のショッピングセンターがオープンした。折しも駅の東口にある地下街「アゼリア

は二〇周年を迎えていた。ある人から聞いた話では、川崎区の商業の中心はかつて市役所よりもっと東だつたという。それが、だんだんJRや京浜急行の駅より西側に移つていき、決定的なのはラゾーナの建設。つまりこれまで工場地帯だった駅の西側に商業施設やマンション建設の立地が進んでいることだ。加えて旧国鉄の操車場などまだまだ開発されるであろう土地がある南部は、大変身の真っ盛りだ。

日本の人口減が話題となる昨今だが、川崎市は、全国の自治体の中でも人口が増え続けている自治体だ。特に今、人口が増えているのは北部のようだが、南部だつて商業施設だけでなく、マンションがどんどん建設されている。

南部だつて今後は、住宅地として人口が増える可能性は大きい。東芝、明治製菓といった工場がラゾーナ、ソリッドスクエアといったカタカナの近代的な建物に変わったように、今後、南部は様々なカタカナ名のマンションやビルが林立することになるのだろうか。勝手なことを言つて申し訳ないが、そんなミニ東京、ミニ横浜みたいな川崎を見るのはちょっと寂しい気がする。南部の臨海部に日本経済を支えてきた京浜工業地帯、北部は緑多い丘陵部、それをつなぐ多摩川……。様々な表情を持つところが川崎の川崎たる所以だろう。「将来的には、川崎、幸区と中原区以北が別の市になつたほうが多いのでは」といつた話がまことしやかにささやかれたりもする。しかし、そんな違いが話題に上ることが川崎らしさだと思う。

新ものづくり ベンチャーズの時代

株式会社 ホープ

自動車メーカーから
「アミリーア」向け
アミューズメントマシンの
トップメーカーへ転進

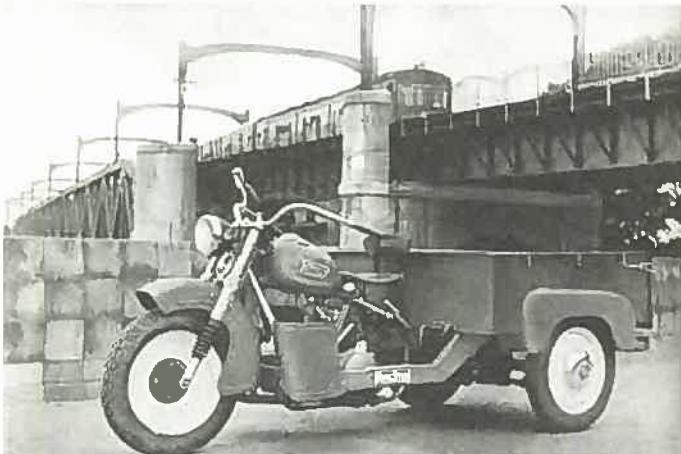
財団法人川崎市産業振興財團
新産業振興課副主幹

櫻井亨

川崎市麻生区黒川のマイコ
ンシティの一角にある(株)
ホープの本社工場を訪ねる
と、どこからともなく“ジン
グルベル”的リズミカルな電
子音が流れ、正面玄関には、
クマの景品を取り出す「プラ
イズゲーム」、奥を覗くと可
愛らしい「キディーライド」
の自動車『ちびっ子ロードスター』
がズラリと並んでいる。
まるで、遊園地に迷い込んだ
気分になる不思議な工場だ。
今回は、このキディーライ
ドなどのファミリー向けアミ
ューズメントマシンのシェア
八〇%という圧倒的な地位を
築いている(株)ホープの歴
史と取り組みを紹介します。



「ちびっ子ロードスター」



(写真1) ホープスターON型 出典: History of HOPE



(写真2) ホープスターST型 出典: History of HOPE

ホープの創業者“小野定良”氏(現社長良文氏の父)は、一九五二年(昭和二七年)、実兄の経営する自動車整備会社から独立し、東京都台東区に自動車販売修理業会社「株式会社ホープ商会」を設立。ここにホープの歴史が始まった。

定良氏は、一五歳で上京、夜学に通いながら実兄の経営する自動車整備会社で働き、軍隊入隊、陸軍機甲整備学校に入校、その後自動車隊に配属され、終戦を迎えた。再び兄の会社で自動車の再生・整備・販売をしていた。当時、4サイクルエンジンで360ccまでは軽免許で運

転できる法改正があり、それに目を付けて独立、軽三輪の開発に取り組んだ。当時の漁村、農村では、手軽に乗れる実用車がなかつたため、軽三輪自動車が活躍すると予見した定良氏は、英國製二輪車のエンジンを輸入・改造するなどして、一九五三年(昭和二八年)一二月、日本初の本格的な軽自動三輪車「ホープスター(ON型)」(写真1)を完成させ、マスコミの注目を浴びたという。

一九五四年(昭和二九年)に社名をホープ自動車(株)に商号変更、本社を東京都港区三田に移転し、一九五六六年(昭和三一年)日本初の2サイクルエンジン搭載「2サイクルSU型ホープスター」を開発。一九五七年(昭和三二年)、川崎市中原区に本社工場(五〇〇〇坪)を移

転し、操業を開始した。同社は次々に新車を開発、二眼ライト、曲面フロントガラス、セルモーター、丸ハンドルを装備、二人乗りドア付き車両など新機軸を続々と打ち出していった。(写真2)

一九五八年(昭和三三年)、月産台数は九〇〇台を数え、定良氏が高額納税者二〇傑の一八番目に日本の自動車業界関係者として初めて登場。ホープスターは軽三輪の代名詞といわれるまでに全国に広まつた。

一九六〇年(昭和三五年)、西日本の生産拠点として、京都府に工場用地(八〇〇坪)を取得した。

◆自動車業界再編の波と自動車からの撤退

ホープの好況を見て、大手をはじめとする数多くのメーカーが軽三輪市場に参入してきた。ダイハツ「ミゼット」、マツダ「K360」をはじめとする一〇社以上のメーカーが競合する戦国時代に突入した。また、軽三輪車より安定してスピードの勝る軽四輪車に主役がかわり、ホープにとつて苦難の時代が始まった。

この頃、二輪車・三輪車も含めた自動車メーカーが一〇〇社以上林立する中で、月産三〇〇〇台以下のメーカーは、大手企業に吸収されるか、部品メーカーとして転業を迫る整理統合を進める通産省の行政指導が行われた。

定良氏は大手の軍門に下ることを拒み、自動車メーカーとして残ることを決意、三〇〇〇台生産体制をめざした。そこで、一九六〇年（昭和三五年）富士自動車の「ガスデン・ミニバン」用360ccロータリーバルブエンジンを採用、月産三〇〇〇台の生産ラインを立ち上げた。

発売前に試作車をテスト走行したところ、一〇、〇〇〇kmでロータリー弁が摩滅する異常が見つかった。そこで、大型アクリーナーの装着によって摩滅回避する対応策を講じ、一九六四年（昭和三九年）「ホープスターOT型」の販売を開始した。

販売してまもなく、エンジン故障が続発した。エンジン本体の強度不足によるトラブルで、旧タイプのエンジンに載せかえる以外修理方法が無いという最悪の事態に見舞われた。全国の販売代理店が修理工場化したという。「戦争末期の状態。

敗戦の一途をたどった」と定良氏は当時の心境を語っていたという。

信を重んずる定良氏は個人資産を投じて全車両を修理し、信頼回復に向けて新型トラック「キャブオーバー」を赤字覚悟で販売し続けたが、エンジン欠陥の打撃は大きく、一九六五年（昭和四〇年）、ホープスター各車種の製造を中止し、七〇〇名いた従業員は再就職先を見つけて去つて行つた。約一〇〇名の技術者が残つた。

◆新事業分野への模索

自動車製造技術を活かして機械製作など異分野への進出を模索した。自動車技術を比較的容易に応用できたのが大型遊戯機械で、「ロードウェイライド」（軌条走行乗物）、「バズーカ砲」「サハリ」「スカイサイクル」「ジェットファイター」など、各地のデパート、遊園地に続々と納めた。（写真3）また、百貨店の屋上に同社直営店の遊園地を開設した。

一九七〇年（昭和四五年）の大坂万国博覽会で自動車工業会の依頼を受けて開発したコンピュータ制御の電気自動車は、時代を先取りした取り組みで好評を博したもの。持てる技術の可能性を求めて、あらゆる分野にチャレンジし、米国向け家庭用子供電気自動車の製造販売、健康器具「ホーリング」の開発、子会社・ホープ食品工業（株）を設立し「ラーメン大学」を全国に展開。一九六六年（昭和四一年）には外車販売のホープモーターズを設立、さらに、ディーゼル船外機を自社開発した。

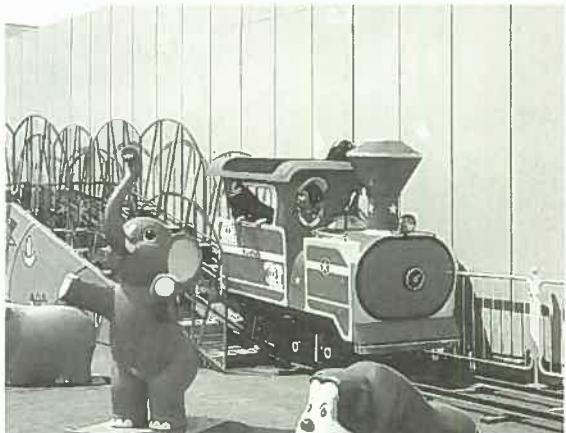
一九六八年（昭和四三年）ソ連向けフイルタープラント機械の納入をきっかけに、コンデンサー組み立てなどを手がけ

る精密機械部門の一部を独立させ、ホープ精機（株）を設立するなど、同社の事業分野は、大型遊戯機械製作、荷役搬送機械の製造、自動車部品加工、自動省力機械製造と多岐にわたり、自動機事業部、機械事業部、部品事業部、レジャー事業部の四事業部体制へと拡大、多角化を推し進めた。

◆日本初の軽四輪駆動車開発へ再チャレンジ、そして自動車から完全撤退

異分野への道を模索しながらも、多く の技術者は自動車への夢を捨ててはいなかつた。定良氏は、農林用の軽四輪ジープの開発を決断、エンジンは三菱重工自動車事業部（現三菱自動車工業）から供給を受け、エンジンの回転力を前輪、後輪の車軸に、そしてウインチなどに使う外部動力用に伝達するPTO装置を開発し、一九六七年（昭和四二年）日本初のオフロード四輪駆動軽自動車「4WDホープスター」が誕生した。

しかし、時代を“先取りし過ぎた”コンセプトは、市場に受け容れられなかつた。そこで、製造権を鈴木自動車工業（現スズキ）に譲り、自動車から撤退することとなつた。自動車復活への夢は潰えたが、ホープの目指したコンセプトと技術は、今でもスズキ・ジムニーに受け継がれている。



（写真3 屋上游園地 ロードウェイライド）出典：History of HOPE

◆アミューズメントマシンへ製造に特化 大型から小型へ

一九七一年（昭和四六年）の万博後、レジャー事業部を矢野徳藏氏に託した。

矢野氏は、大型遊戯機械は受託生産を中心であること、設計・製作に時間がかかり、他への転用が難しいことから、小型乗物を中心とした自社開発に方針転換した。自社工場を持つ同社にとって、共通マシンからなる木馬やバッテリーカー（電動小型乗り物）は大量生産に適していた。徐々に小型乗り物分野に移行したことが奏功し、同社開発の小型のアミューズメントマシンが全国へと広まっていった。一九七四年（昭和四九年）、社名から“自動車”をはずして（株）ホープと社名を変更した。

一九八〇年代に入り、炎天下で遊ぶことを嫌う傾向から、屋上游園地から屋内遊園地へと移行。屋内遊園地では、ホープのアミューズメントマシンが人気となり、多くの訪問客で賑わう。一方で、屋外遊園地では、大型遊戯機械の需要が伸び悩む。そこで、新たな事業分野を開拓するため、海外進出を検討する。最初に目をつけたのは、ヨーロッパや北米など、日本よりも温暖な地域である。そこで、ホープの技術と設備を活用して、これらの地域で遊戯機械の製造や販売を行うこととなる。

遊園施設へと移り変り、大型商業施設の誕生によって、ショッピングだけでなく親子連れで安心して遊べることが歓迎され、デパートやスーパーなどに屋内遊園施設が増加、キディーライドをはじめとする小型遊具市場が拡大していった。

九〇年代に入ると、工場を持つ同社の強みから、セガ、バンプレスト等の有力メーカーとの共同開発や、OEM生産が活発化した。「きかんしゃトーマス」「アンパンマン」をはじめとするキャラクターのゲームライドを次々と商品化した。

◆マイコンシティに本社・工場を移転

一〇〇一年（平成一三年）は大きな転機の年となつた。マイコンシティに工場を建設、そして創業者の定良氏、レジャー事業を牽引した矢野徳蔵氏が相次いで逝去された。定良氏の長男・良文氏を代表取締役とする新体制が発足し、創立五〇周年を迎えたのだった。

良文新社長の下、事業分野の統合化を図り、マイコンシティに製造部門、開発部門を移転。翌年にはホープ精機（株）、ホープモータース（株）を吸収合併、平成四年に、全部門を川崎工場に移転し、本社工場と改称、新たなスタートを切った。

同社は、小型アミューズメント・マシン開発に一層注力、他の追随を許さないスピードで、子供から大人まで“家族で楽しむ”アミューズメントマシンを創造し、子供たちの希望と夢を叶え続けてい る。

●事業概要

・遊園施設向けアミューズメントマシン
の製造・販売

・遊園施設の運営

・所在地

川崎市麻生区栗木
二一六一—二〇

■創業 昭和二七年四月

■売上高 二〇億／年

■資本金 五、二〇〇万円

■代表 小野良文 氏

■従業員 一〇〇名

■電話 ○四四一九八〇一一五〇
■FAX ○四四一九八〇一一四九
■電話 ○四四一九八〇一一五〇
■FAX ○四四一九八〇一一四九
■代表 小野良文 氏
■従業員 一〇〇名

（財）かわさき市民活動センター、平成一九年四月から新拠点へ

（財）かわさき市民活動センターは、平成一九年四月から武藏小杉駅周辺の開発に伴い約二年間（予定）、仮施設に移転いたします。期間中、皆様にはたいへんご不便をおかけしますが、移転先でも現在の業務は引き続き行ないますので、今まで同様ご利用くださいますようお願い申し上げます。

●移転先

川崎市幸区河原町一番地 旧川崎市立河原町小学校付属幼稚園
TEL.044-542-1701
FAX.044-544-6188

●交通機関

JR川崎駅より徒歩20分、JR矢向駅より徒歩15分

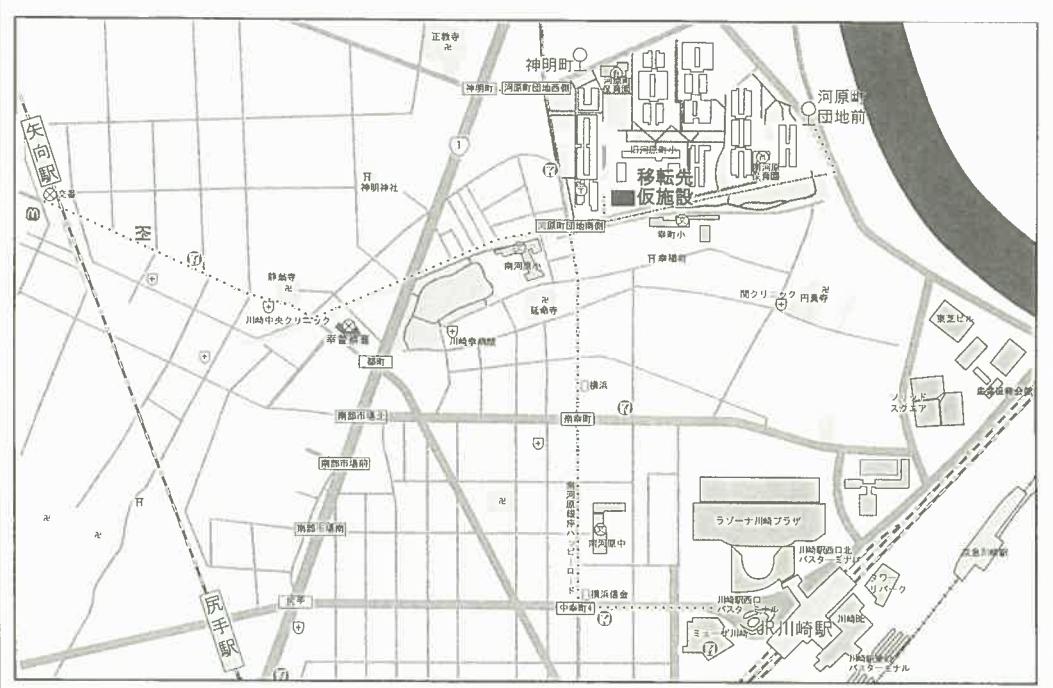
○徒歩

JR川崎駅西口北バスのりば
〔川71・川73・川74系統〕小杉駆行・上平間行
〔河原町団地前〕停留所下車 徒歩5分

〔川31・川32・川33系統〕溝の口行・川崎営業所行・市民ミュージアム行
〔河原町団地前〕停留所下車 徒歩5分

*駐車場はありませんのでお車でのご来場はご遠慮ください。

ただし、障がい者用の駐車スペースは若干用意しておりますので、ご利用の際は事前にご連絡をお願いいたします。



（参考資料）「History of HOPE モノ創りの歴史五〇年」平成一四年三月（株）木一社発行

川崎市政日誌

(2006年7月～12月)

七月一二日

七月一〇日
多摩・三浦丘陵に位置する東京都と神奈川県の二三市町が、緑の保全や里山の再生をめざして連携する「多摩・三浦丘陵自治体広域連携会議」の初会合が川崎市役所で開かれた。メンバーは、各自治体の緑地保全を担当する課長らで構成され、座長には桐蔭横浜大学の涌井史郎教授が就任。これまで各自治体が実施してきた施策や、保全してきた自然環境を整理し有機的に結び付けていくことで里地里山のネットワークの形成を進める。

七月一四日

生をめざして連携する「多摩・三浦丘陵自治体広域連携会議」の初会合が川崎市役所で開かれた。メンバーは、各自治体の緑地保全を担当する課長らで構成され、座長には桐蔭横浜大学の涌井史郎教授が就任。これまで各自治体が実施してきた

施策や、保全してきた自然環境を整理し有機的に結び付けていくことで里地里山のネットワークの形成を進める。

七月一九日
市と川崎商工会議所は、団塊の世代が大量に退職する二〇〇七年に備え、優れた技術や経験を持つ退職者らの人材バンク「達人俱楽部」を発足させ、発足記念を兼ねた「かわさき地域人材活用フォーラム」を開催した。

七月二八日
市は、二〇〇五年度の一般会計、特別会計の決算見込みを発表。一般会計の実質収支は前年度比一億一千万円増の六億七千六百万円の黒字。市税收入が四年ぶりに増加し、法人市民税は過去一〇年で最高の二百四六億九千八百万円だった。病院事業会計は、直営二病院（川崎・井田）の收支が〇四年度に比べ一七億七千百万円改善。八年ぶりの黒字となつた。

八月四日
市は、来年度から市営バス上平間営業所の運行・管理業務を川崎観臨港バスの子会社「臨港グリーンバス」に委託することと発表した。期間は来年四月から二〇一年までの五年間。

八月七日
市は、少子化対策として、子育てに適したまちづくりに取り組む。

八月二二日
市は、新総合計画「川崎再生フロンティア」の答申案に盛り込まれたも

ので、これを受けて具体的な制度設計に入り、来年度中にもスタートさせたいと

音楽のまち・かわさき」推進協議会は、二日から開かれる音楽イベント「フェスティバル・サマーミュージアム」の開幕初日にあわせ、「ミュージアム・ザ・ホール」と「音楽のまちロゴマーク」をあしらつた写真入り切手の販売を開始した。

市は、川崎縦貫高速鉄道（市営地下鉄）やJR横須賀線武藏小杉駅などの交通網整備と再開発事業がもたらす経済波及効果の試算結果を公表した。効果は建設投資額の一・四五倍とし、生産額の増加は計九二九〇億円に上ると算定。雇用は七五四〇人増加、収入も一〇二億円増えた。

七月二〇日
市は、武藏小杉駅周辺の大規模再開発に応じるため、商業・地域振興策「小杉地区広域商業ビジョン」の策定を始めた。同駅周辺は、マンションや商業施設が進出、地域商業や商店街へのさまざまな影響が懸念されるため、商店街関係者、住民、学識者などから広く意見を募り、実行可能な活性化策を検討。〇七年度までにビジョンを策定し、商店街と進出商業

関係者との共存共栄をめざす。

八月二三日
市は、小学校児童の放課後の活動の場として整備した「わくわくプラザ」の利用者アンケートをまとめた。利用者の四三・二%が現在午後六時までの利用時間の延長を希望しており、これを受けて市は、利用時間延長の検討を始めた。

八月二四日
市は、不審者や自然災害情報などを安全にかかる情報を保護者にメール送信するシステムを一二月の冬休み前から開始すると発表した。当面は市立の幼稚園や小学校、ろう、養護学校計一九校を対象とし、各学校とPTAの代表者に説明会を開催。導入の是非は学校ごとに決める。

八月三〇日
市は、新総合計画「川崎再生フロンティア」を創設する方針を固めた。市住

「富士通フロンティアーズ」が、市ホームタウンスポーツ推進パートナーに認定された。これまでにフロンティアーズを含め七団体、一個人が認定されている。

七月二二日

市は、新総合計画「川崎再生フロンティア」の答申案に盛り込まれたも

ので、これを受けて具体的な制度設計に入り、来年度中にもスタートさせたいと

している。

市は、新総合計画「川崎再生フロンティア」の答申案に盛り込まれたも

ので、これを受けて具体的な制度設計に入り、来年度中にもスタートさせたいと

している。

112

アプラン」について、初年度の〇五年度の進捗状況を発表。一六三九の全計画事業のうち九四%が目標を達成し、おおむね順調に進捗と評価。二二五の施策課題のうち九七%で「成果が上がっている」が、三七%で「新たな環境変化が発生し、的確な対応が必要であると評価している。

八月三一日

市水道局は、水道事業・工業用水道事業の今後一〇年間の再構築計画をまとめた。水道事業について過剰となつていて給水能力を二三%削減、市内三か所の浄水場を長沢浄水場に集約し、職員を一三〇人削減するなどして、二〇一〇年度から料金の引き下げの実現をめざす。

九月一日

大地震を想定した総合防災訓練が中原区等々力緑地で実施された。医師と看護師が災害や事故の現場に急行し、けが人をいち早く治療する災害医療チーム(DMTA)の導入を検討している市は、試験的にチームを結成し、初めての救助訓練を行つた。

九月四日

市は、一〇月から施行される改正児童福祉法に伴い、障害児施設の利用者負担が大幅に増えることを受けて、単独で来年三月までの増額分を助成し、現行の負担額に据え置くことを明らかにした。

九月六日

市は、二〇〇七年度予算編成方針を発表。市債償還のための減債基金から一五〇億円を借り入れても、財源不足は〇五年三月にまとめた財政見通しで予想した五二億円を上回り、一四六億円となる見込み。行政改革を推進し、市有財産の有効利用により財源確保に努めるほか、実行計

画で見込んだ一般財源よりもマイナス九%の範囲内で予算要求する方針とした。

九月七日

市は、昭和音楽大学(麻生区)・玉川大学(町田市)・田園調布学園大学(麻生区)・和光大学(町田市)の四大学と「麻生区・四大学公学協働ネットワークに関する協定」を締結。大学と行政が知的資源や人材を活用しながらネットワークを構築し、音楽・芸術・福祉・環境・教育などの分野で協力事業を展開し、活力ある地域社会づくりに貢献することをめざしている。

九月二一日

市協働のルール検討委員会(委員長・小倉敬子かわさき市民活動センター理事長)は、市民と行政が協働して事業を行うときの基本的な考え方や手順を定めた

「川崎市協働のルール(仮称)」の骨子案をまとめた。両者が対等な立場で、役割や責任分担を文書化、成果などを公開し検証することなどが盛り込まれた。今後、市民意見を求めた上で、一一月に最終報告をまとめて市に提出する。

九月二十四日

二三日午前零時ごろ、宮前区梶ヶ谷の線路上のトンネル内で近くに住む二七歳の女性が刃物で刺されて倒れているのが見つかり、病院に運ばれたが、約二時間後に死亡した。神奈川県警は殺人事件と断定し、宮前署に捜査本部を設置した。

九月二七日

市は、二〇一一年度にリサイクルプランをまとめた。

(仮称)かわさき生ごみリサイクルプラン策定検討会議(座長・後藤逸男東京農業大教授)は、市に最終報告書を提出した。報告書は、生ごみの減量量化やリサイクルを進めるための数値目標や基本方針を定め、市民・事業者・行政の役割分担を明らかにしている。報告書をもとに二〇〇六年度中にリサイクルプランをまとめる。

九月二八日

JR川崎駅西口に約三〇〇店舗が入る首都圏有数の大型商業施設「ラゾーナ川崎プラザ」がオープンし、多くの買い物客らでにぎわつた。初日の来場者は延べ二二万人に上った。

一〇月一日

市は、今日から路上喫煙防止条例に基づき、市が任命した路上喫煙防止指導員の注意・指導に再三従わない場合や、路上

喫煙を繰り返す悪質な路上喫煙者に対しても過料(違反金二千円)の徴収を開始する。対象区域は川崎、武蔵小杉など主要五駅周辺で、初日五駅で注意・指導を受けた人は三一七人、過料適用者はなかつた。

一〇月二九日

県と横浜、川崎市の首長が共通の広域的課題について話し合う三首長懇談会が開かれ、羽田空港の国際化や神奈川口構想の推進を国に要請することで合意したほか、首長の多選禁止や地方分権改革の推進を求める共同声明を発表した。また、北朝鮮の核実験を非難する緊急アピールを採択した。

一〇月二〇日

市住民投票制度検討委員会(委員長・寄本勝美早大教授)は、本市にふさわしい住民投票制度のあり方をまとめた報告書を提出した。常設型の条例とし、投票資格者は国内に三年以上在住する定住外国人を含む一八歳以上とする考えを示した。

また、住民発議は投票資格者の一〇万人以上の署名を要件としている。市は今後、制度設計に向けた具体的な検討を進める。購入者の住宅ローンが安くなる措置を開始した。

一〇月一七日

開かれた学校をつくるには職員会議の記録を閲覧できる環境が必要との申し立てを受けた市市民オンブズマンが、各校が公文書開示に配慮した統一的な会議録を作成するよう改善要請し、教育委員会は、職員会議録の作成の徹底を指示する方針を明らかにした。

一〇月一八日

市は、一一月に発行する償還期限五年の公募債から、発行条件を金融機関と個別交渉する「個別条件交渉方式」へ移行することを発表した。ほかの自治体と合同で交渉し同一条件で発行する「統一条件交渉方式」に対して、市独自の財政状況などを反映させた利率決定などが可能になる。

一〇月二五日

市は、本府舎を含む市の施設四〇棟が、

震度六強程度で倒壊の危険性があることを発表した。現在の耐震基準を満たしていない建物について、補強や建て替えなどの対策を進める方針。

市は、消費者とのトラブルを未然に防止し、新エネルギーの普及促進のために、太陽光発電システム設置業者八社と協定を締結した。契約時の分かりやすい説明や見積書の提出、一〇年間保障を義務付けようとしている。

回が多摩市民館で開かれた。市長は、地方分権改革を国のかたちを変える重要な改革とし、さらなる税源移譲の必要性を訴え、市民に向けて「ともに改革の実現をめざそう」と呼びかけた。

市は、企業会計的な財政状態を明らかにすると二〇〇五年度のバランスシートを発表した。行政コストは三九一〇億円で前年度比七四億円減。收支は前年度比一五三億円増の一八六億円の黒字となつた。負債が減少し、財政の健全度は増したと評価できるが、人件費は他の政令市に比べ高水準で一層の縮減が課題となつていい。

市とJFEスチール、JFE技研は、深刻化するヒートアイランド現象の抑止を

めざした共同研究を始めたことを発表した。JFEが試作した保水性ブロックを用い、地上の舗装材としてだけではなく、

月一日 どの実証実験を行なう。

市地域交通検討委員会（座長・中村文彦 横浜国立大大学院教授）は、「地域交通の手引き（案）を取りまとめ、地域住民がコミュニティバスなど地域の交通手段を検討するための基礎知識を解説し、実際 に運用するための手順を提示した。

月二七日
JR横須賀線武藏小杉新駅建設について、
市とJR東日本は、新駅建設計画や建設
費、負担割合などを取り決めた「新駅設
置工事等の施行協定」を締結したと発表
した。この協定で二〇〇九年度開業に向
け、新駅建設事業が本格化する。

月一曰
市は、地盤沈下を未然に防ぐため、大量に地下水を使う事業者を対象に許可制を導入する方針を決め、市民意見の募集を開始した。

月六日 市長が市民に直接、地方分権改革の現状や課題、市の取り組みについて話す「地方分権推進タウンミーティング」の第一

回が多摩市民館で開かれた。市長は、地方分権改革を國のかたちを変える重要な改革とし、さらなる税源移譲の必要性を訴え、市民に向けて「ともに改革の実現をめざそう」と呼びかけた。

一月一四日

市は、資源の有効利用と環境負荷の低減のため、ミックスペーパーを分別収集するモデル事業を川崎区と幸区の一部で開始した。モデル実施で排出状況等を確認した上で、実施地区を拡大、一〇年度に全市での実施をめざす。

一月一五日

八都県市首脳会議が開催され、首長の多選禁止を地方自治体の裁量に任せ、条例により制限できることを明確にするよう、国に法改正を求めることで合意した。また、阿部市長がヒートアイランド対策として、「風の道」づくりを提案し、共同研究をすることが決まった。

市が破産した第三セクターかわさき港コンテナターミナルの債務を損失補償したのは違法として、市民団体が公金の返還を求めた訴訟の判決が横浜地裁であり、返還の訴えは退けられたが、損失補償は違法との判断が示された。

一月二〇日

市は、二〇〇七年度から年功的な昇給を抑制し、職務や勤務の実績を反映できることを明らかにした。条例案では、新たに作る条例や審査基準、行政計画等を対象とし、意見提出期間を原則三〇日以上とするなど規定している。二〇〇七年四月から施行する予定。

二〇〇八年北京五輪の代表選考会を兼ねた日本陸上競技選手権大会が、等々力陸上競技場で開催されることが決まり、行
ラン案を策定し、市民意見を募る予定。することを提案している。市は、年内に

二〇〇八年北京五輪の代表選考会を兼ねた日本陸上競技選手権大会が、等々力陸上競技場で開催されることが決まり、市は約一〇億円を投じて改修・整備することを発表した。

二月一九日
二〇〇七年七月に市内で開かれるアメリ

カンパニー・アンド・ボーリング・ワールド・カーブ開幕まで二〇〇日となつた一九日、地下街アゼリアの観光案内所に、開幕までの日数を示すカウントダウン電光表示モニュメントが設置された。

一月二十五日

ゾーナ川崎プラザのオープニング、二位は「川崎フロンターレJ1で優勝争い」と明るい話題が続いた。

二月二六日
市は、職員の新しい懲戒処分基準を発表した。基準の改定は四年ぶりで、二〇〇七年一月一日から適用する。飲酒運転やセクシャルハラスメントの厳罰化などを盛り込んだほか、個人情報の不正収集への処分規定を新設するなどしている。

市多摩川プラン策定委員会（委員長・進士五十八東農大教授）は、多摩川を有効活用するための総合的な施策の骨格となるプラン案の検討結果をまとめた報告書を提出した。プランを円滑に進めるため「生命の再生」など三つのプロジェクト





9784862090171

ISBN978-4-86209-017-1

C3031 ¥600E



1923031006003

言叢社

定価=630円(本体600円+税)

第22号
2007 March no.22

政策情報

Review of public policy, KAWASAKI CITY

かわさき

川崎市総合企画局自治政策部

政策情報かわさき 第22号

2007年3月31日発行

【編集・発行】川崎市総合企画局自治政策部
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地

TEL.044-200-2168 FAX.044-200-3800

【発売元】有限会社 言叢社
〒101-0065
東京都千代田区西神田2-4-1東方学会本館
TEL.03-3262-4827 FAX.03-3288-3640